

第2次箕輪町男女共同参画計画

～共に生き生き～

2018年 ▶▶▶ 2022年



はじめに



人口減少社会の本格的な到来やこれに伴う社会の変化、安全・安心に対する意識の高まりなど、町を取り巻く情勢は大きく変化しており、時代の大きな転換期を迎えています。こうした中で、豊かで活力あるまちを持続していくためには、男女が共に支え合い、社会のあらゆる場面に共に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる多様性に富んだ社会の実現が必要です。

また、平成 28 年 4 月には、女性活躍推進法が施行され、女性の活躍に向けた取組みが社会全体で拡大しており、当町においても、女性が活躍できる基盤づくりや子育てしやすい環境の整備が求められています。

こうした状況を踏まえ、平成 30 年度から 5 年間を計画期間とする「第 2 次箕輪町男女共同参画計画」を策定しました。

町民、家庭、地域、事業者、教育関係者などが一体となり、社会のあらゆる分野で協働し、知恵と労力や情報を提供しあい、男女ともに活躍できる社会を目指してまいりますので、皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

計画策定にあたり、熱心にご審議いただきました箕輪町女性活躍井戸端会議、箕輪町男女共同参画推進協議会の委員の皆様をはじめ、ご意見やご協力をいただきました多くの方々に厚く御礼申し上げます。

平成 30 年 3 月

箕輪町長 白鳥政徳

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の目的	1
3 計画の基本理念	2
4 計画の位置づけと性格	3
5 計画の期間	4
6 計画の基本目標	4
7 施策の体系	5
第2章 計画の内容	6
基本目標1 共に認めあう意識づくり	6
1 男女共同参画意識の啓発	6
2 男女共同参画に関する教育・学習の推進	8
3 男女間のあらゆる暴力の根絶	10
基本目標2 共に担う環境づくり	11
4 政策・方針等決定過程への女性の参画の拡大	11
5 男女共同参画社会に向けた推進体制の充実	14
6 仕事と家庭を両立できる多様な働き方の促進	16
基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域づくり	19
7 人口減少・少子高齢化社会における男女の自立支援	19
8 ライフステージに応じた男女の健康支援	21
第3章 資料編	23
1 男女共同参画の歩み	23
2 箕輪町男女共同参画計画策定までの経過	29
3 男女共同参画推進協議会委員名簿	30
4 関係法令等	31
5 アンケート集計	48

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

わが国では、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」が施行され、翌年の2000年（平成12年）に「男女共同参画基本計画」を策定し、21世紀における最重要課題として、男女共同参画に関する総合的な取り組みを推進してきました。

箕輪町（以下、本町）では、2011年（平成23年）に「箕輪町男女共同参画推進条例」を施行し、条例に基づき、「箕輪町男女共同参画計画」を策定しました。

計画の策定にあたっては、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取り組みの推進など、3つの基本目標を掲げ、進めてきましたが、家庭や地域、職場などのさまざまな場面における男女の不平等感や、政策・方針決定への女性の参画や、家事・育児・介護などの分野への男性の参画が少ないなど、課題が残されています。

また、本町は、製造業を主産業とし、人口増加を続けてきましたが、人口減少時代へと突入しており、女性の都市部への流出などの課題が顕著に現れています。今後はI／Uターンの推進に向け、町内でも女性が活躍できる基盤づくりや子育てしやすい環境の整備が求められています。

このような本町の現状や社会情勢の変化も踏まえるとともに、多様な性や生き方への理解促進など新たな課題にも取り組み、男女共同参画、女性の活躍促進の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として、「第2次箕輪町男女共同参画計画」（以下、本計画）を策定しました。

2 計画の目的

「箕輪町男女共同参画推進条例」では、男女共同参画を「男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定めています。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、女性活躍推進法）」では、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現をめざしています。

町民や地域、行政、自治組織、事業者など社会のあらゆる分野で協働し、知恵と労力や情報を提供しあい、男女共に活躍できる社会をめざし、計画を推進することを目的とします。

3 計画の基本理念

本計画は、「箕輪町男女共同参画推進条例」を基本理念とします。

【基本理念】

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識から生じた社会における制度又は慣行を改善するとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、町における政策又はその他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について対等な役割を果たすとともに、職業生活等社会的活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) 男女が互いの性を尊重し、それぞれの身体的な特徴に理解を深めることにより、生涯にわたり心身ともに健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向に配慮すること。

4 計画の位置づけと性格

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に規定される「市町村男女共同参画計画」です。

また、「女性活躍推進法」第6条第2項に規定された「市町村推進計画」を兼ねるものです。

さらに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下、DV防止法）」第2条の3第3項に規定された「市町村基本計画」を兼ねるものです。

すなわち、本計画は、あらゆる困難を抱える男女への支援だけでなく、あらゆる暴力の根絶に向けた取り組みと被害者支援や女性の活躍に向けた取り組み組の実施について定める計画です。

加えて、本計画は、「箕輪町男女共同参画推進条例」に規定された「男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画」であり、「箕輪町第5次振興計画」や諸関連計画との整合性を図りつつ、策定しました。

□ ■ 『男女共同参画社会基本法』

「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置づけ、男女の人権を尊重し、責任と利益を分かち合い、性別にかかわらず社会参画する基本理念を明らかにした法律です。

【1999年（平成11年）制定】

□ ■ 『女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）』

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等※）に義務づけられました。

※常時雇用する労働者が300人以下の民間企業等にあたっては努力義務

【2015年（平成27年）制定】

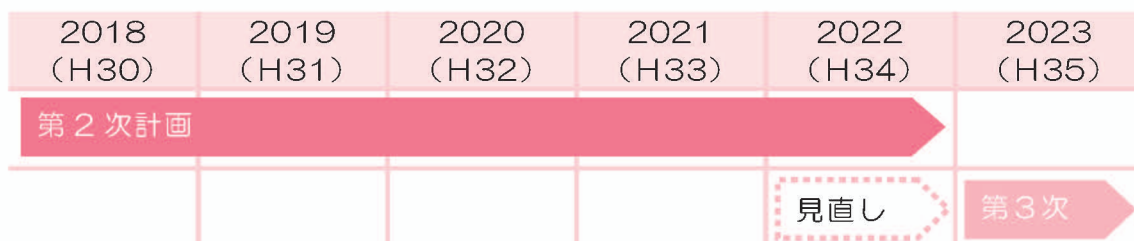
□ ■ 『配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）』

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律です。

【2013年（平成25年）一部改正】

5 計画の期間

本計画の期間は、2018年度（平成30年度）から2022年度（平成34年度）までの5か年とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により、必要に応じ見直しを行います。



6 計画の基本目標

本計画では、3つの基本目標を掲げ、各分野にわたる施策を計画的に推進し、「男女共同参画社会の形成」をめざします。

基本目標1 共に認めあう意識づくり

基本目標2 共に担う環境づくり

基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域づくり

7 施策の体系

基本目標1 共に認めあう意識づくり

1	男女共同参画意識の啓発 (女性活躍推進)	(1) 意識改革のための啓発 (2) 社会制度や慣習の見直し
2	男女共同参画に関する教育・学習の推進 (女性活躍推進)	(1) 学校教育等の充実 (2) 女性の人材育成と支援 (3) 学習機会の拡充と情報提供の充実
3	男女間のあらゆる暴力の根絶	(1) 男女間の暴力及び児童虐待を許さない意識づくり (2) ハラスメント等の行為などに対する防止対策の推進

基本目標2 共に担う環境づくり

4	政策・方針等決定過程への女性の参画の拡大 (女性活躍推進)	(1) 各種審議会等委員への女性の登用促進 (2) 地域役員への女性の参画促進 (3) 職場等における女性の登用促進
5	男女共同参画社会に向けた推進体制の充実 (女性活躍推進)	(1) 町民協働による男女共同参画の土台づくり (2) 男女が共に参画できる地域社会づくり (3) 誰もが暮らしやすく、働きやすい地域社会づくり
6	仕事と家庭を両立できる多様な働き方の促進 (女性活躍推進)	(1) 多様な働き方への支援 (2) 家族が協力しあう家庭づくりへの啓発

基本目標3 誰もが安心して暮らせる地域づくり

7	人口減少・少子高齢化社会における男女の自立支援	(1) 心と体の健康長寿に向けた地域づくり (2) 地域福祉サービスの充実
8	ライフステージに応じた男女の健康支援	(1) 安心して子育てができる地域づくり (2) 性の理解と心の尊重 (3) 生涯を通じた健康支援

第2章 計画の内容

基本目標 1 共に認めあう意識づくり

1 男女共同参画意識の啓発

現状・課題

男女共同参画社会の実現に向けて、個人の人権を尊重し、性別にとらわれず、一人ひとりの個性や能力を発揮できる機会が求められている一方で、大きな阻害要因となりうる要因の一つとして、「男は仕事、女は家庭」といった「固定的な性別役割分担」があります。このような性別による差別や偏見をなくし、すべての人が多様な生き方を選択できるよう、「男女共同参画」についての理解を促進することが求められています。

2017年（平成29年）1月に実施した「箕輪町女性活躍推進意識調査アンケート（以下、意識調査）」によると、「男性が家事、育児、介護に参加する」という考え方について、『賛成』（「賛成」と「どちらかといえば賛成」の合算）と回答した割合が男女ともに9割を超えており、男女が共に協力しながら家事、育児、介護に参加する意識が根付きつつあります。

こうした意識変化がみられる一方で、男性が依然として家事や育児、介護ができない、携わらないという女性の声が多くあります。

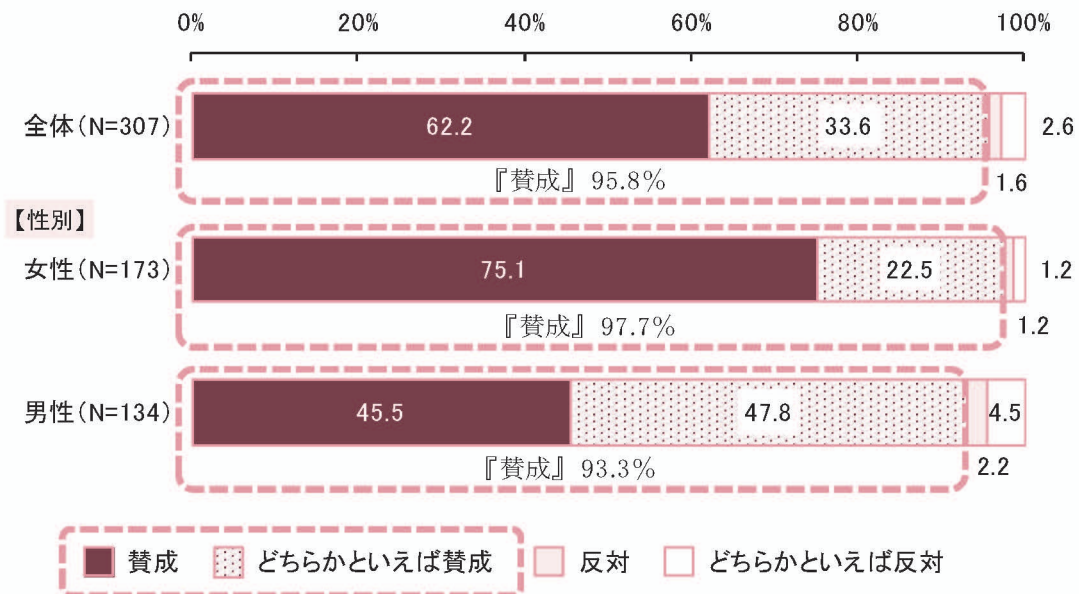
本町では、固定的な性別役割分担意識の解消に向け、男女共同参画の専門サイトを立ち上げ、家庭・地域・事業所への啓発などを通して、男女共同参画に関する啓発活動を進めてきました。今後もより一層の充実を図り、子どもから高齢者まであらゆる世代の人々の理解の促進に努めます。

また、情報通信技術が高度化するなかで、一部の情報には、男女の固定観念にとらわれた表現や偏った表現、性暴力に通じる表現なども見受けられます。さまざまなメディアによってもたらされる情報に対し、主体的に読み解き、男女平等の視点を持って情報を主体的に判断できる能力（メディア・リテラシー）を向上させることが必要です。

さらに、近年では、LGBT¹などの性的少数者の人々に対する理解や多様な性のあり方について、正しい知識や理解が必要となっています。

¹ LGBT・・・レズビアン（Lesbian）＝女性同性愛者、ゲイ（Gay）＝男性同性愛者、バイセクシュアル（Bisexual）＝両性愛者、トランスジェンダー（Transgender）＝性同一性障害などの頭文字をとった単語であり、性的少数者の総称のひとつ。性的指向や性同一性障害等を理由として困難な状況に置かれている人々のこと。

問)あなたは、男性が家事、育児、介護に参加するという考え方についてどう思いますか。



※不明・無回答を除く

資料: 箕輪町女性活躍推進意識調査アンケート報告書(平成 29 年 3 月)

▶ 施策の方向

No	施策の方向	内 容
(1)	意識改革のための啓発	●「広報みのわの実」や町ホームページの男女共同参画専用ページ等の広報媒体を活用し、男女共同参画に関する啓発を行います。
(2)	社会制度や慣習の見直し	●家庭や地域及び職場における、改善すべき習慣・制度・慣行について、家庭・地域・事業者への啓発に努めます。

2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

現状・課題

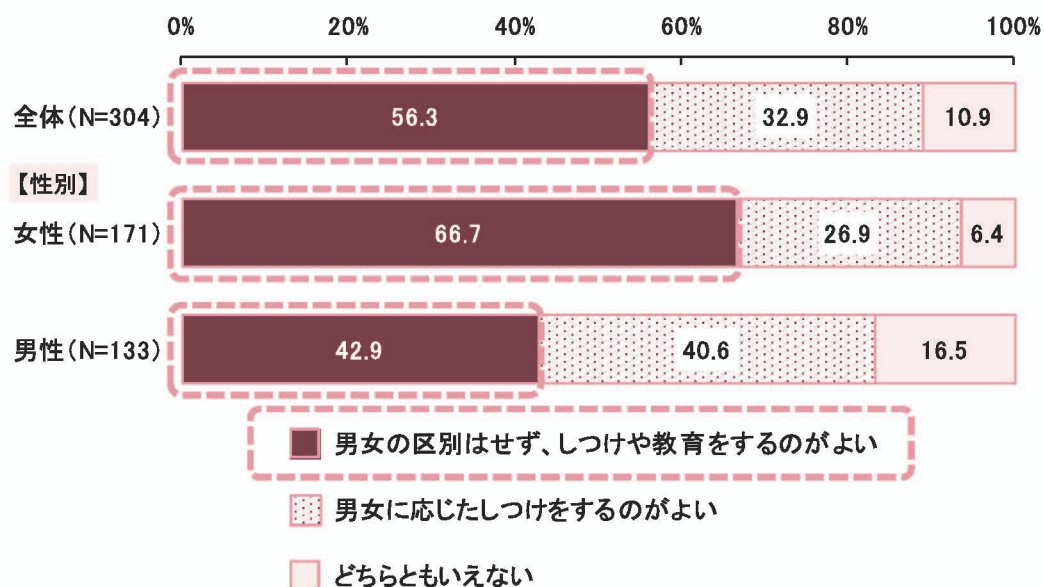
学校教育の場における教職員の意識や行動は、児童生徒の男女の平等感等に大きな影響を与えます。次世代を担う子どもたちが男女共同参画の意識を持って成長していくことは、将来の男女共同参画の実現につながります。

意識調査によると、「家庭で男の子と女の子のしつけや教育」について、「男女の区別はせず、しつけや教育をするのがよい」と回答している割合が、男性では4割程度、女性では6割半ばと、男性と女性の間で意識の差がうかがえます。

また、2017年（平成29年）1月に実施した「箕輪町 女性の働き方 女性従業員アンケート（以下、女性従業員調査）」によると、女性従業員の管理職への登用では、女性従業員側が管理職になりたくない理由について「責任が重くなる」が6割超、「自分に能力がない」が4割超の回答となっており、女性活躍を進める上では、女性自身の意識改革等も必要と考えられます。

本町では、教育現場において男女隔てなく学習できる環境の整備や、講演会の開催などを推進してきました。今後は、ライフステージに応じて、町民の誰もが参加できるよう男女共同参画に関する学習機会を充実させ、男女共同参画の意識醸成に努めます。

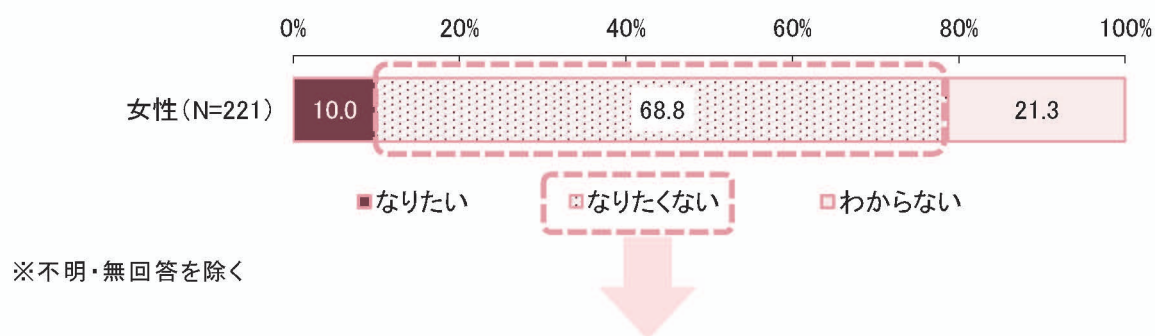
問)あなたは、家庭での男の子と女の子のしつけや教育についてどう思いますか。



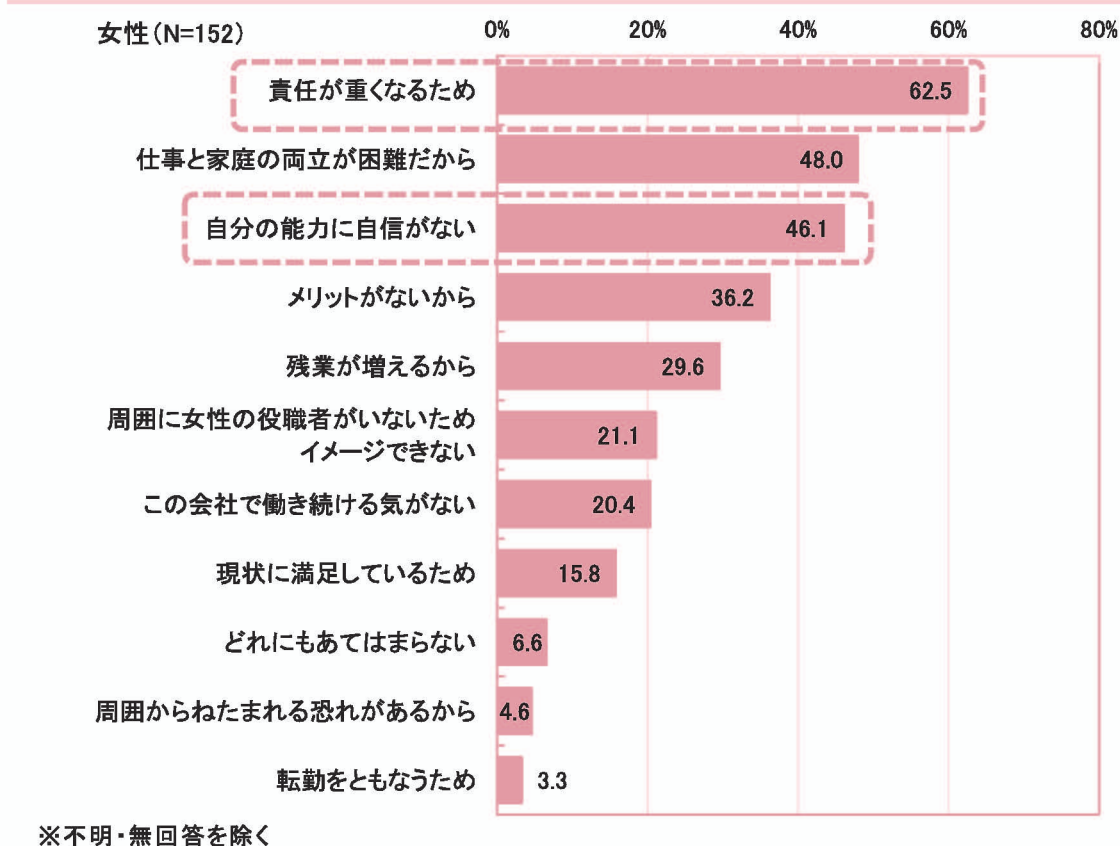
※不明・無回答を除く

資料:箕輪町女性活躍推進意識調査アンケート報告書(平成29年3月)

問)あなたは管理職になりたいですか。



問)管理職になりたくないと回答した理由。(※「管理職になりたくない」と回答した方のみ)



資料:箕輪町 女性の働き方 女性従業員アンケート報告書(平成29年3月)

▶ 施策の方向

No	施策の方向	内 容
(1)	学校教育等の充実	●学校において人権や男女共同参画に関する教育機会を確保・推進し、早期からの意識高揚を図ります。
(2)	女性の人材育成と支援	●女性の意識向上を図り、女性活躍を推進する人材育成に努めます。
(3)	学習機会の拡充と情報提供の充実	●講演会・セミナー等を開催し、男女共同参画意識の高揚に努めます。 ●学習機会に対し、より幅広い参加を図ります。

3 男女間のあらゆる暴力の根絶

現状・課題

配偶者や恋人からの暴力やストーカー、ハラスメント²、虐待などは、重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。2001年（平成13年）に「DV防止法」が制定され、被害者保護の充実に向け、2013年（平成25年）に法改正が行われました。しかし、多くの場合が家庭などの生活の場で起こるため、被害の潜在化や深刻化が起こりやすい傾向にあり、男女共同参画の形成をしていく上で、喫緊の課題となっています。

また、配偶者からの暴力は世代間の連鎖も指摘され、次世代への影響も懸念されています。児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力は、同時に児童虐待であることが「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」で定められています。

本町では、DV³の相談対応や、HPを活用し虐待防止の啓発を進めてきました。今後は暴力の根絶に向けて、DVやハラスメント等の行為が人権侵害であるという認識を広め、あらゆる暴力を許さない社会づくりに取り組みます。また、DV等の被害者が一人で抱え込まないように、相談窓口の周知や支援体制の充実が必要となっています。

施策の方向

No	施策の方向	内 容
(1)	男女間の暴力及び児童虐待を許さない意識づくり	●地域全体で暴力を許さない意識を高める情報の収集と提供を行い、啓発に努めます。 ●男女間でのDVや児童虐待を防ぐために必要な情報提供を行い、意識の醸成を図ります。 ●男女間でのDVの相談を受けつけ、被害者の保護・救済のため関係機関と連携して対応するとともに、児童虐待の一次予防を強化するため、子育て家庭への事前のアプローチを図ります。
(2)	ハラスメント等の行為などに対する防止対策の推進	●地域や職場であらゆるハラスメント等を許さない環境づくりに努めます。 ●あらゆるハラスメントや心身の暴力を防止するため、町関係部署や他の関係機関と連携した取り組みを推進します。

² ハラスメント・・・相手を不快にさせたり、自身の尊厳を傷つけられたと感じたりさせる発言や行動を指す。セクシュアル・ハラスメント（性的な冗談やからかい等）や、パワーハラスメント（職場内での優位性や人間関係等）、モラルハラスメント（言葉や態度による精神的な嫌がらせや迷惑行為等）などがある。

³ DV（ドメスティック・バイオレンス）・・・夫婦や恋人などの親密な関係にある人、またはあった人から振るわれる暴力のこと。

基本目標 2 共に担う環境づくり

4 政策・方針等決定過程への女性の参画の拡大

現状・課題

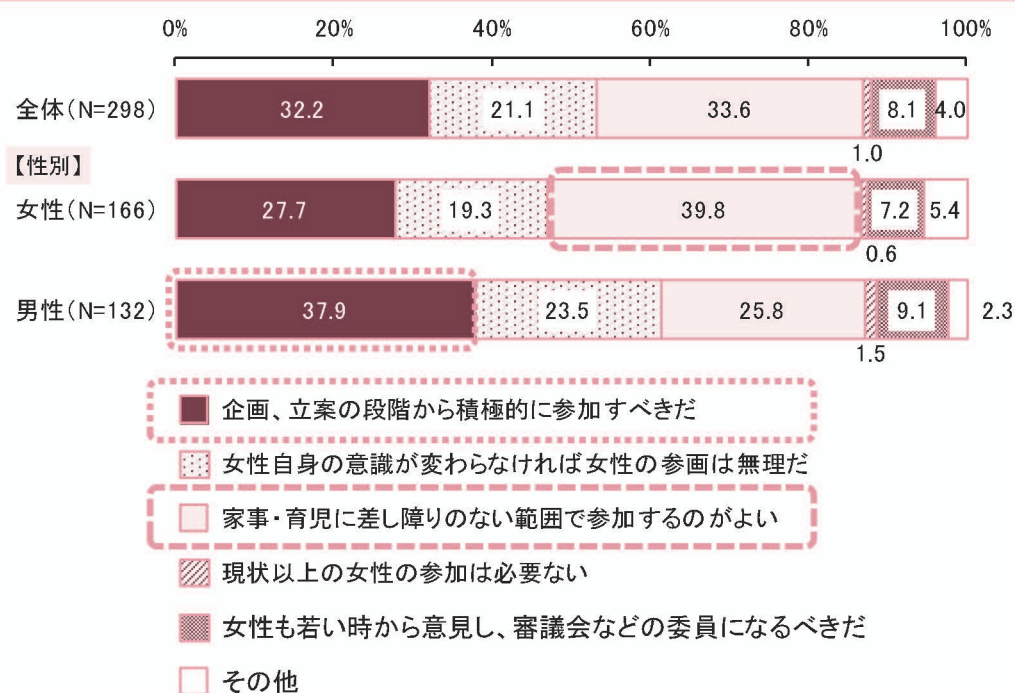
政策・方針等決定過程へ男女共同参画を進めることは、多様な価値観が反映された政策・方針をつくりだすために必要です。本町の審議会等における登用状況は 2015 年度（平成 27 年度）まで上昇傾向にありましたが、2016 年度（平成 28 年度）に減少に転じ、21.2%となっており、長野県の登用状況（39.4%）に対し、少ない登用状況となっています。

また、防災やセーフコミュニティ活動へ、女性ならではの視点から多様な意見が出されることが必要です。特に、防災分野においては、災害から受ける影響が男女で違いがあることから、男女共同参画の視点を取り入れるとともに、女性消防団員の確保や女性防災士等の人材育成が必要となります。

意識調査によると、これからの地域づくりにおける女性の参画について、男性では「企画、立案の段階から積極的に参加すべきだ」、女性では「家事・育児に差し支えない範囲で参加するのがよい」が最も高くなっており、地域における女性の参画促進に向け、家庭・地域におけるサポートや協力が必要となっています。

また、国では、就業を希望する女性がその個性と能力を発揮できる社会を実現できるよう、2015 年（平成 27 年）に「女性活躍推進法」が制定されており、職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立を可能にし、豊かで活力ある社会の実現を図ることが求められています。今後は、政策・方針等決定過程への女性の参画を促進するために、その重要性についての理解を促すとともに、性別や年齢にとらわれず、多様な人材が参画できる仕組み・環境づくりが必要です。

問)これからの地域づくりにおける女性の参画についてどうお考えですか。



※不明・無回答を除く

資料:箕輪町女性活躍推進意識調査アンケート報告書(平成 29 年3月)

施策の方向

No	施策の方向	内 容
(1)	各種審議会等委員への女性の登用促進	●各種審議会等委員への女性登用の割合について、数値目標を 3 割と定め、委員交代の際などに女性の委員を選出するよう働きかけます。
(2)	地域役員への女性の参画促進	●男女が共に地域活動に関心を持ち、女性が積極的に参画しやすい環境づくりを行います。 ●防災等に女性の視点を取り入れるため、女性消防団員の確保や女性防災士の育成に努めます。
(3)	職場等における女性の登用促進	●女性採用枠の拡大と女性の管理職等への登用促進に向けて、企業訪問等による啓発活動や意見交換を行うとともに、企業における女性の雇用確保に向けた取り組みを支援します。

■政策や方針決定過程に参画する女性の割合

委員会等名	総数 (人)	女性数 (人)	女性比率 (%)	県下比率 (%)[H28]
町議会議員	15	1	6.7	14.2
教育委員会委員	5	2	40.0	35.4
選挙管理委員	4	0	0.0	18.8
監査委員	2	0	0.0	7.3
農業委員会委員	22	1	4.5	11.8
固定資産評価審査委員	3	0	0.0	7.1
民生児童委員協議会委員	59	32	54.2	57.9
人権擁護委員	6	1	16.7	44.9
箕輪町防災会議委員	30	2	6.7	7.1
国民健康保険運営協議会委員	9	3	33.3	25.4
子ども子育て審議会委員	13	5	38.5	35.3
水防協議会委員	15	0	0.0	0.0
環境審議会委員	9	3	33.3	21.4
青少年健全育成協議会委員	24	4	16.7	20.3
公民館運営審議会委員	10	2	20.0	32.3
社会教育委員	7	3	42.9	39.8
スポーツ推進委員	11	3	27.3	25.7
図書館協議会委員	9	5	55.6	53.6
文化財保護審議会委員	9	2	22.2	7.6
都市計画審議会委員	11	2	18.2	15.7
企業振興審議会委員	10	2	20.0	20.0
保護司	9	3	33.3	24.8
消防団員	414	28	6.8	2.8

資料：男女共同参画に関する統計調査より(平成 29 年 12 月)

5 男女共同参画社会に向けた推進体制の充実

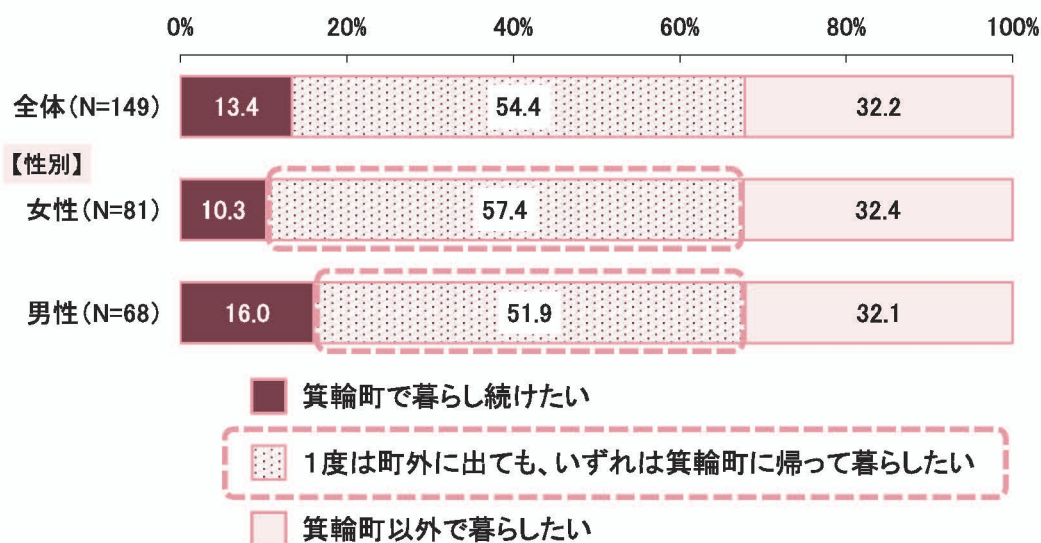
現状・課題

男女共同参画社会の実現には、町民や地域、各団体、事業所など社会全体の協力や連携が必要となっています。行政だけでなく、地域社会全体でそれぞれが主体的に男女共同参画への理解を深め、男女平等の視点から取り組みを実践していくことが求められています。

また、まちづくりや地域づくりへの、若者や女性の参画が重要となってきています。

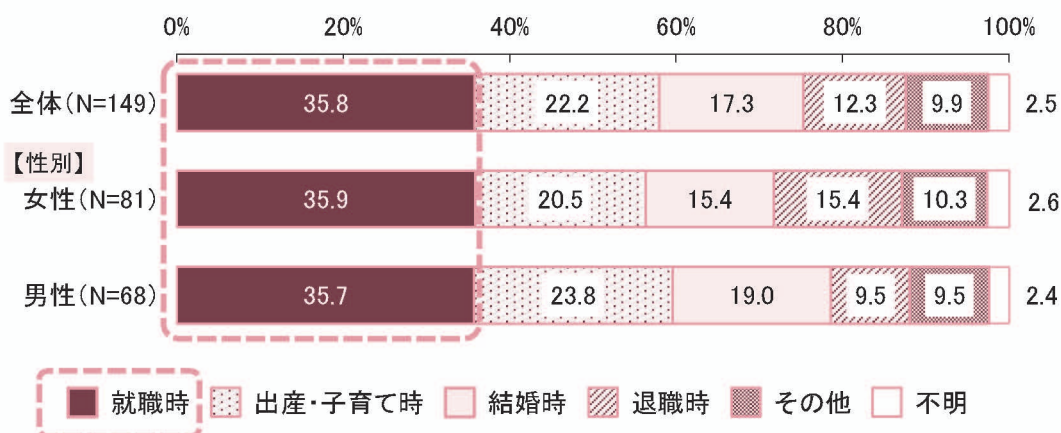
2016年（平成28年）10月に実施した「箕輪町17歳町民意識調査（以下、17歳町民意識調査）」によると、箕輪町での暮らしについて今後の意向では「1度出てもしずれは帰りたい」が半数を超えており、そのうち「就職時」が男女共に最も多くあげられています。さまざまなライフステージ、状況に応じて、情報の提供やセミナーの開催など、男女共同参画の視点を盛り込みながら、誰もが住みやすい地域社会づくりに取り組みます。

問)あなたは、今後も箕輪町で暮らし続けたいですか。



資料：箕輪町17歳町民意識調査 報告書(平成28年度)

問) 箕輪に帰ってきたいのはいつですか。



資料：箕輪町 17 歳町民意識調査 報告書(平成 28 年度)

施策の方向

No	施策の方向	内 容
(1)	町民協働による男女共同参画の土台づくり	●町民、各種団体、事業者など自主的な活動の果たす役割は重要であり、協働による取り組みを支援します。 ●住民が主体的に取り組む男女共同参画・女性活躍推進活動を支援します。 ●若者や女性活躍を推進する専門部署を設置します。
(2)	男女が共に参画できる地域社会づくり	●性別を問わず地域活動に参画できるよう、講演会や学習会を開催し、固定的性別役割分担意識にとらわれない意識啓発に努めます。
(3)	誰もが暮らしやすく、働きやすい地域社会づくり	●性別や年齢を問わず、誰もが暮らしやすい地域社会づくりを推進し、町への移住・定住を促進します。 ●生涯の生活設計を支援するため、出会い創出イベントによる若者交流やライフセミナー、カルチャーセミナーを継続的に実施します。また、結婚相談によるマッチングに努めます。 ●働き方改革の推進により、テレワークなど多様な働き方を創出し、I・Uターン希望者の受け皿となれるよう企業等に働きかけます。

6 仕事と家庭を両立できる多様な働き方の促進

現状・課題

町民一人ひとりが多様な生き方を選択でき、充実した生活を送るためには、長時間労働を前提とした男性中心型労働慣行を見直すとともに、男性も家事・育児・介護等へ参画するなど、男女が共に働き方や家庭生活での意識を変え、ワーク・ライフ・バランス⁴を推進していくことが重要となっています。

ワーク・ライフ・バランスは、個人の意識改革のみで実現できるものではないため、育児休業や介護休業を取得しやすい環境の整備や多様な働き方の推進など、企業側の努力も必要となっています。

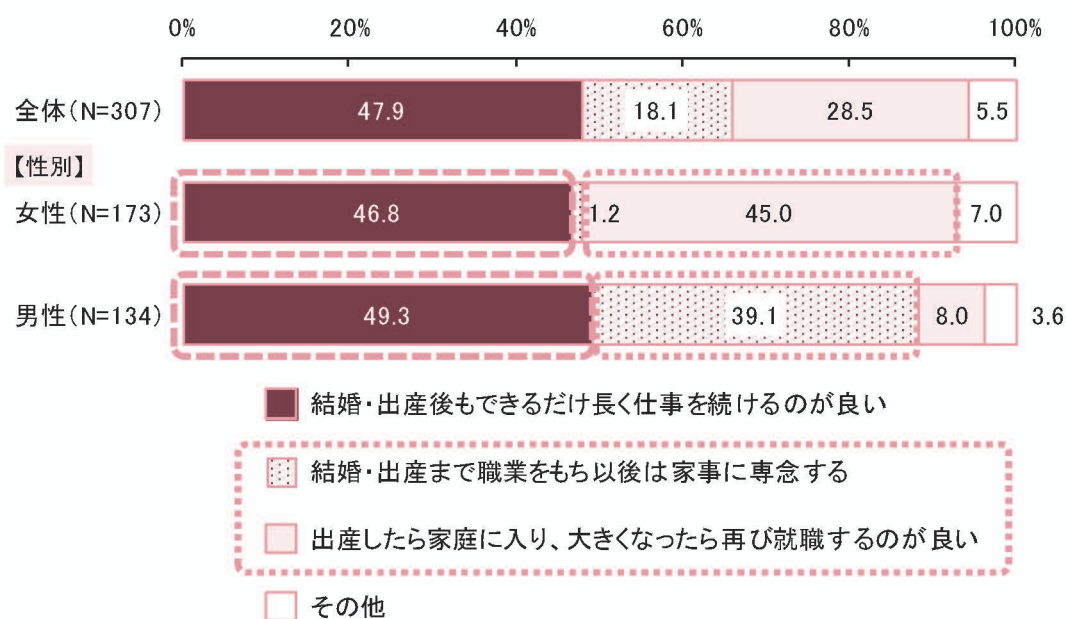
意識調査によると、女性が結婚、出産後も働き続けることについて、男女共に「結婚・出産後もできるだけ長く仕事を続けるのが良い」が最も高くなっていますが、次いで、女性では「出産したら家庭に入り、大きくなったら再び就職するのが良い」、男性では「結婚・出産まで職業をもち以後は家事に専念する」となっており、男女間における女性の結婚・出産後の職業継続について、意識の差があることがわかります。

また、女性従業員調査によると、女性が会社で活躍する際の阻害要因として、「男性と比べて家庭責任が重い」が群を抜いて高くなっています。

国では、就業を希望する女性がその個性と能力を発揮できる社会を実現できるよう、「女性活躍推進法」が制定されるなど、男女共に多様な生き方の選択を可能にするために、性別にとらわれることなく一人ひとりの状況に応じた職業生活が送ることができるよう、推進していくことが必要となっています。

⁴ ワーク・ライフ・バランス・・・老若男女誰もが生き生きと充実した生活を実現させるために、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活や地域活動、個人の趣味などにおいても、各ライフステージに応じて多様な生き方が選択、実現できる社会のこと。

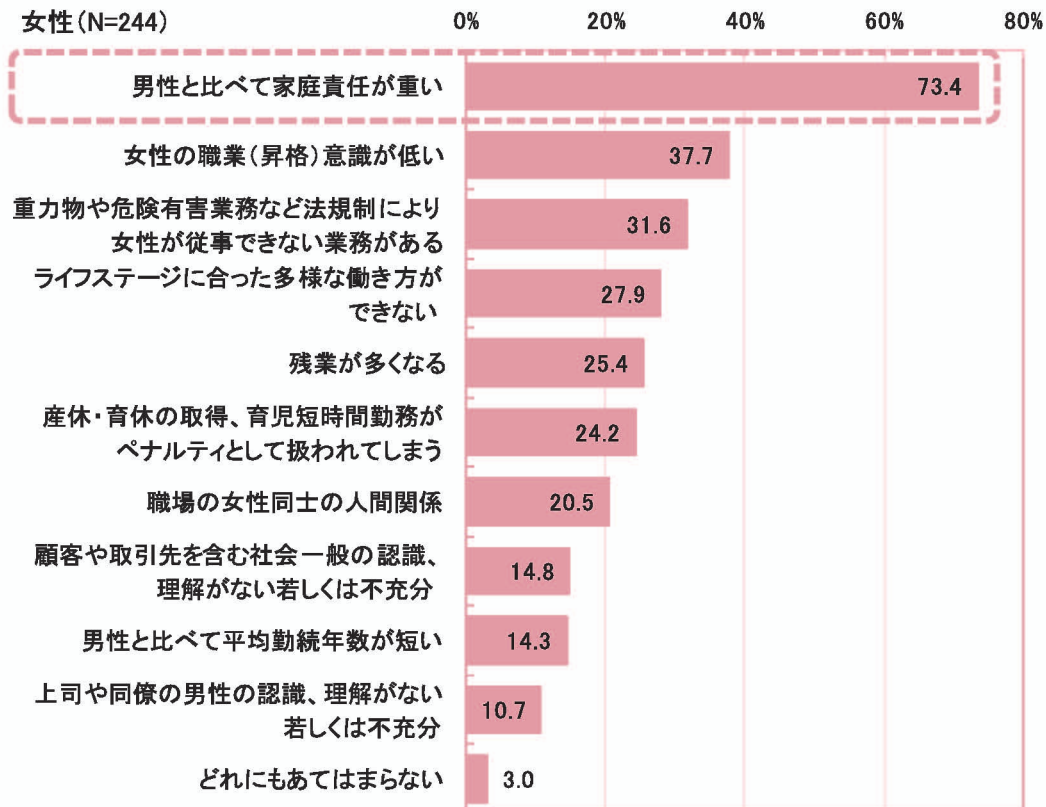
問) あなたは、女性が結婚、出産後も働き続けることについてどうお考えですか。



※不明・無回答を除く

資料: 箕輪町女性活躍推進意識調査アンケート報告書(平成 29 年 3 月)

問) 女性が会社で活躍するために阻害となっているものは何だと思いますか。



資料: 箕輪町 女性の働き方 女性従業員アンケート報告書(平成 29 年 3 月)

▶ 施策の方向

No	施策の方向	内 容
(1)	多様な働き方への支援	●男女問わず、出産・子育てや介護問題等のライフスタイルの変化に対応できるよう、また、多様なライフスタイルに合った働き方を選択できるよう、情報提供を行います。 ●多様な働き方を支援するため、保育園の長時間保育、土曜保育、未満児保育、病児保育⁵、学童クラブ等を実施します。 ●イクボス⁶等の普及を行い、働き方改革を推進し、育児や介護休業制度の充実と、男女共に取得しやすい環境整備を働きかけます。 ●仕事と家庭、地域生活の両立を図るため、ワーク・ライフ・バランスの見直しを働きかけます。
(2)	家族が協力しあう家庭づくりへの啓発	●家族みんなが協力しあい、助けあう、温かな家庭づくりに向けて啓発活動を行います。また男性が積極的に家庭生活に参画できるよう、セミナーや体験学習の機会を設け、理解の促進を図ります。

⁵ 病児保育・・・子どもが病気で集団保育等に不安があり、保護者が仕事の都合等で看護できない場合に、保育士や看護者等が一時的に子どもの保育をすること。

⁶ イクボス・・・職場で共に働く部下のワーク・ライフ・バランスを考え、その人のキャリアと人生を応援しながら、組織の結果も出しつつ、自らも仕事や私生活を楽しむことができる上司（経営者、管理職）のこと。

基本目標 3 誰もが安心して暮らせる地域づくり

7 人口減少・少子高齢化社会における男女の自立支援

現状・課題

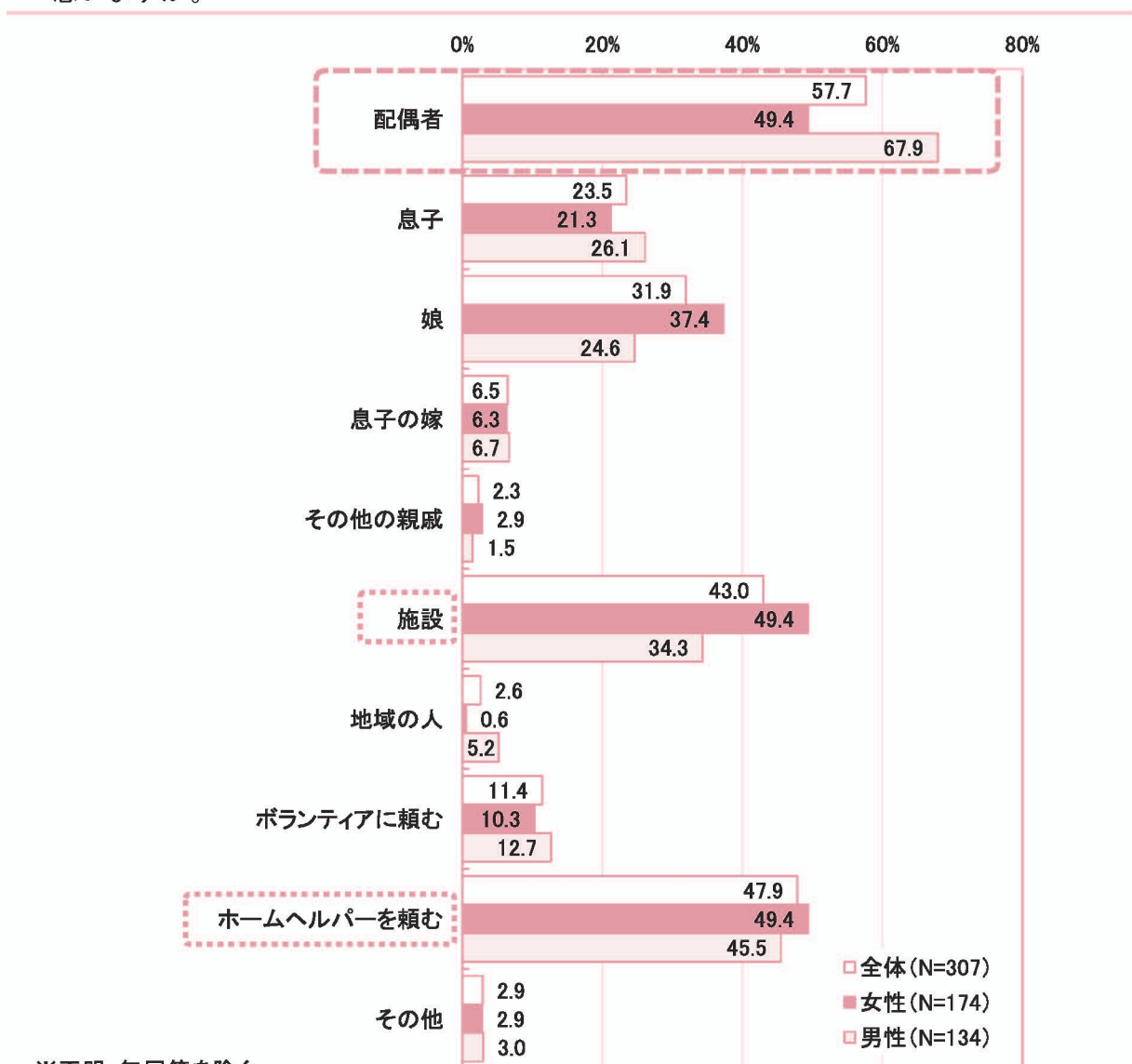
人口減少・少子高齢化社会の進行は、家庭や社会のあり方に大きな影響を及ぼしています。高齢化によって、寝たきりや認知症高齢者の増加、介護期間の長期化など、介護に対するニーズが増加しています。

意識調査によると、介護が必要になったときの主な介護者について、男女共に配偶者による介護を望む人が多くなっていますが、女性では男性よりも施設やホームヘルパーによる介護を考える人が多く、男女間の意識の差がうかがえます。女性の社会進出に伴い、活躍の機会や場が増えつつありますが、女性の介護の負担が大きいことがうかがえます。

本町では、関係各課と連携を取りながら、高齢者の健康づくりなどを進めてきました。今後も引き続き取り組み、必要なサービスが提供されるよう、相談体制の充実ときめ細かな支援に努めます。

また、社会を担う重要な一員として、高齢者が性別に関わらず、希望や状況に応じて就業の機会を得たり、ボランティア活動や趣味・健康づくりなど社会参加を促進したりすることで、健康で生きがいのある生活を営むことができる環境づくりが必要となっています。

問)あなたが老後、日常生活をすることが不自由になった時、主に誰に介護してもらいたいと思いますか。



※不明・無回答を除く

資料：箕輪町女性活躍推進意識調査アンケート報告書（平成 29 年 3 月）

施策の方向

No	施策の方向	内 容
(1)	心と体の健康長寿に向けた地域づくり	●就業を希望する高齢者が、性別に関わらず可能な限り希望通りに働くことができる環境づくりを進めます。 ●いつまでも生き生きと地域社会に参画できるよう、高齢者の集いの場の整備や関係団体の活動の充実、また、健康ポイント事業の促進等を図ります。
(2)	地域福祉サービスの充実	●子育て家庭・介護家庭・ひとり親家庭・障がい者のいる家庭が健康で安心した生活を送ることができるよう、各種サービスの提供を行います。

8 ライフステージに応じた男女の健康支援

現状・課題

生涯を通じて健康に過ごすためには、心身の健康について正しい知識や情報を得、日頃から健康づくりに取り組むことが大切です。特に女性は妊娠や出産などライフステージに応じて、さまざまな健康上の課題が生じます。男女がお互いの身体の違いを理解し、相手に思いやりを持つことが大切です。

また、男女共同参画において、人々が安全で安心な性生活を営み、子どもを産むか産まないか、産むとすればいつ産むか、何人産むか、出産間隔などを自己決定できるリプロダクティブ・ヘルス/ライツ⁷は、女性の健康維持において重要な課題です。

本町では、健診の実施や健康に関する相談窓口の啓発や情報提供などを進めてきました。今後も、より一層の充実を図り、受診しやすい環境づくりや若い世代への健康意識の醸成などに取り組んでいきます。

施策の方向

No	施策の方向	内 容
(1)	安心して子育てができる地域づくり	●女性の社会進出や核家族化など家庭のあり方が大きく変化しているなか、子どもを産み育てる環境づくりとして、保育園、病児保育、学童クラブ等の保育事業や各種子育て施策の実施、また、子育てアプリによる情報提供等により、子どもを安心して育てられる地域づくりを進めます。
(2)	性の理解と心の尊重	●妊娠や出産のための身体的な特性を理解し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツの尊重と、相談体制の整備に努めます。 ●学校や社会教育などの場において自殺防止対策など、心と体の健康に関する学習機会を確保し、啓発と相談窓口の充実を図ります。

⁷ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ・・・性と生殖に関する健康と権利、すべての個人とカップルに保障されるべき人権の1つである。人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを決める自由をもつことなどが含まれている。

No	施策の方向	内 容
(3)	生涯を通じた健康支援	●女性や母子の健康維持等を支援するため、各種健診を実施するとともに、受診しやすい環境を整備し、受診勧奨を行います。 ●乳幼児期から高齢期に至るまでの各ライフステージに応じた健康意識の高揚に努めます。 ●若い世代の健康意識の高揚を図るため、企業等へ働きかけ、若者が取り組みやすい健康づくり対策を実施します。

■各種検診の状況

(人)

	2012 年度 (H24 年度)	2013 年度 (H25 年度)	2014 年度 (H26 年度)	2015 年度 (H27 年度)	2016 年度 (H28 年度)
循環器健診	460	540	615	636	707
特定健診	1,712	1,925	1,935	1,947	1,944
胃がん検診受診者	1,152	1,303	1,284	1,278	1,217
がん発見者	1	2	0	4	0
大腸がん検診受診者	1,946	2,053	2,198	2,274	2,348
がん発見者	1	5	1	3	5
胸部レントゲン受診者	2,262	2,541	2,568	2,355	2,321
結核発見者	0	0	0	0	0
肺がん発見者	0	0	1	3	0
肺がん CT 検診受診者	634	949	1,007	1,080	1,059
がん発見者	2	3	5	4	1
子宮がん検診受診者	605	645	730	484	569
がん発見者	0	1	0	0	0
乳がん検診者	817	1,032	1,025	783	892
がん発見者	0	2	1	3	2
前立腺がん検診受診者	481	680	667	722	707
がん発見者	2	5	2	1	4

資料:健康推進課

第3章 資料編

1 男女共同参画の歩み

年	世界	国	長野県	箕輪町
1975(昭 50)	「国際婦人年」と定める国際婦人年世界会議（メキシコシティ）開催 「世界行動計画」採択	「婦人問題企画推進本部」設置		箕輪町婦人団体連絡協議会設置
1977(昭 52)		「国内行動計画」策定	「婦人問題協議会」設置	
1978(昭 53)			「婦人問題県民会議」設立	
1979(昭 54)	「女子差別撤廃条約」採択			
1980(昭 55)	「国連婦人の 10 年中間世界会議（コペンハーゲン）」開催		「婦人行動計画」策定	
1981(昭 56)	ILO156 号条約（家族的責任条約）採択	「国内行動計画後期重点目標」策定	社会部青少年家庭課に「婦人室」設置	
1984(昭 59)			「婦人総合センター」設置	
1985(昭 60)	「国連婦人の 10 年世界会議（ナイロビ）」開催「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」改正 「女子差別撤廃条約」批准		
1986(昭 61)			「新婦人行動計画」策定	
1987(昭 62)		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」策定		
1991（平 3）		「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定 「育児休業法」公布	「さわやか信州女性プラン（第三次婦人行動計画）」策定	
1992（平 4）			「女性室」「女性総合センター」「女性行政推進協議会」など「婦人」を「女性」に名称変更	
1993（平 5）	「世界人権会議（ウィーン）」開催	「パートタイム労働法」公布		
1994（平 6）	「国際人口開発会議（カイロ）」開催	「男女共同参画室」設置		

年	世界	国	長野県	箕輪町
1995（平 7）	「第 4 回世界女性会議（北京）」開催 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正（介護休業制度の法制化）		
1996（平 8）		「男女共同参画 2000 年プラン」策定	「信州女性プラン 21」（第四次女性行動計画）策定 「地域女性コミュニケーター」設置	
1997（平 9）		「男女雇用機会均等法」改正 「介護保険法」公布	「女性課」設置	女性プラン策定委員会設置 女性問題意識調査
1998（平 10）		男女共同参画審議会が「男女共同参画社会基本法について」答申		
1999（平 11）		「男女共同参画社会基本法」公布・施行		みのわ女性プラン策定
2000（平 12）	国連特別総会「女性 2000 年会議（ニューヨーク）」開催	「男女共同参画基本計画」策定	「女性センター」の愛称を“あいとびあ”に決定	箕輪町男女共同参画推進協議会設置
2001（平 13）		「男女共同参画会議」設置 「男女共同参画局」設置 「配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律」施行	「パートナーシップながの 21（長野県男女共同参画基本計画）」策定	
2004（平 16）				パートナーシップみのわ発足
2005（平 17）	第 49 回国連婦人の地位委員会、通称「北京 +10」世界閣僚級会合（ニューヨーク）開催	「第 2 次男女共同参画基本計画」策定		箕輪町男女共同参画プラン策定委員会設置 箕輪町男女共同参画プラン「共に生き活き」策定
2006（平 18）	「第 1 回東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京）」開催		「第 2 次長野県男女共同参画基本計画」策定	男女共同参画啓発カルタ作成
2007（平 19）		「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定		

年	世界	国	長野県	箕輪町
2009(平 21)				箕輪町男女共同参画プラン策定委員会設置
2010(平 22)		「第3次男女共同参画基本計画」策定		箕輪町男女共同参画プラン「第2次共に生き活き」策定
2011(平 23)			「第3次長野県男女共同参画基本計画」策定	
2012(平 24)				箕輪町男女共同参画プラン策定委員会設置
2013(平 25)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」一部改正		男女共同参画推進意識調査 「箕輪町男女共同参画計画」策定
2014(平 26)	第58回国連婦人会の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択	「女性活躍推進に向けた公共通達及び補助金の活用に関する取組指針」決定 「次世代育成支援対策推進法」改正		
2015(平 27)	第59回国連婦人の地位委員会、通称「北京+20」記念会合（ニューヨーク）開催	子ども子育て支援新制度施行 「女性活躍推進法」制定 「男女共同参画基本計画（第4次）」策定		女性団体連絡協議会解散 男女共同参画啓発DVD作成
2016(平 28)		「男女雇用機会均等法」一部改正 「育児・介護休業法」一部改正	「第4次長野県男女共同参画基本計画」策定	
2017(平 29)		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」の一部改正		「女性活躍推進意識アンケート」実施 「女性の働き方アンケート」実施 「輝く女性フェスティバル」開催 パートナーシップみのわ解散 「女性活躍井戸端会議」発足
2018(平 30)				「第2次箕輪町男女共同参画計画」策定

（１）世界の動き

国際連合は、1975年（昭和50年）を「国際婦人年」と定め、メキシコシティにおいて国際婦人年世界女性会議を開催しました。平等・発展・平和への女性の寄与に関する宣言「メキシコ宣言」を行い、それを具体化するための指針である「世界行動計画」を採択し、これに続く1976年（昭和51年）からの10年間を「国連婦人の10年」と位置づけ、世界の国々に対し女性の地位向上のための積極的な取り組みを呼びかけました。

1993年（平成5年）に、ウィーンで開催された世界人権会議では、女性に対する暴力は人権問題と位置づけられ、「ウィーン宣言及び行動計画」で、公的及び私的な生活における女性に対する暴力の撤廃が示されました。

1995年（平成7年）には、第4回世界女性会議（北京）において「北京宣言」及び「行動綱領」が採択され、「女性に対する暴力」、「女性の人権」、「意思決定過程への女性の参画」など、女性のエンパワーメント向上のために優先的に取り組むべき12の重要課題が定められました。

2005年（平成17年）には、第49回国連婦人の地位委員会（ニューヨーク）が開催され、「北京宣言」及び「行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、完全実施を求める宣言が採択されました。

2006年（平成18年）には、初めての東アジア男女共同参画担当大臣会合（東京）が開催され、アジア共同の男女共同参画問題について意見交換を行うとともに「東京閣僚コミニュケ」が採択されました。

2015年（平成27年）には、ポスト2015年開発アジェンダが策定され、ジェンダー平等と女性の能力強化の推進や、女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努めることが明記されました。

（２）日本の動き

日本では、1975年（昭和50）に、総理府に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977年（昭和52年）の「国内行動計画」策定や1985年（昭和60年）の「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の批准を契機に、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律（男女雇用機会均等法）」の改正など法制面の整備が徐々に図られてきました。

1987年（昭和62年）には、「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定され、1991年（平成3年）に第一次改定が行われました。

1994年（平成6年）には、男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的、効果的な推進を図るため、「婦人問題企画推進本部」が内閣総理大臣を本部長とする「男女共同参画推進本部」に改組されたとともに、「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」が設置され、1996年（平成8年）には「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

1999年（平成11年）には、国、地方公共団体をはじめ国民が、男女共同参画社会実現への取り組みの一層の推進を図る上での法的な根拠となる「男女共同参画社会基本法」

が制定されました。その基本法を受け、2000年（平成12年）に「男女共同参画基本計画」が定められました。

2001年（平成13年）の省庁再編にともない、内閣総理大臣を長として新たに設置された内閣府に、「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」が設置され、社会のあらゆる分野に男女共同参画の視点を反映させる組織体制の強化が図られました。

また、同じく2001年（平成13年）には、女性に対する暴力の根絶を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」が施行されました。同法律はさらに、二度の改正が行われ、2008年（平成20年）の施行では、保護命令制度を拡充するとともに、市町村に対する努力義務として配偶者暴力相談支援センター機能の整備や配偶者暴力対策に関する基本計画の策定が新たに追加されました。

2005年（平成17年）には、「第2次男女共同参画基本計画」が策定され、改定に当たっての基本的な考え方として12の重点分野が掲げられ、それぞれについて、2020年（平成32年）までを見通した長期的な施策の方向性と2010年度（平成22年度）末までに実施する具体的施策が示されました。

2007年（平成19年）には、男女共同参画会議において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進の基本的方向」が示されるとともに、ワーク・ライフ・バランス推進官民トップ会議において「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。男女共同参画に限らず、労働施策、少子化対策、子育て支援、経済財政等、様々な施策において、ワーク・ライフ・バランスが推進され始めました。

2010年（平成22年）には「第3次男女共同参画基本計画」が、基本法施行後10年間の社会情勢の変化や反省を踏まえ策定されました。

2015年（平成27年）には、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現に向けて「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が策定されました。

（３）長野県の動き

1977年（昭和52年）に、社会部労政課に「福祉婦人係」を担当とし「婦人問題協議会」を設置しました。

1984年（昭和59年）には、長野県の男女共同参画に関する拠点施設として、岡谷市に「長野県婦人総合センター」を開館しました。

2001年（平成13年）には、「パートナーシップ長野21（長野県男女共同参画基本計画）」を策定しました。

2006年（平成18年）には、長野県男女共同参画基本計画の見直しが行われ、2010年度（平成22年度）を目標年度とした「第2次長野県男女共同参画計画」が策定されました。

2011年（平成23年）には、2011年度（平成23年度）から2015年度（平成2

7年度)までの5か年を計画期間とした、第3次長野県男女共同参画基本計画を策定しました。

2016年(平成28年)には、2016年度(平成28年度)から2020年度(平成32年度)までの5か年を計画期間とした、第4次長野県男女共同参画基本計画を策定しました。

(4) 箕輪町の動き

1996年(平成8年)3月「人権尊重の町」宣言を行い、あらゆる差別のない町をめざしています。また、男女が家庭・地域社会・労働の分野における活動に平等な立場で参画し、共に責任を担うことのできる社会の実現に向けて、1999年(平成11年)3月には1999年度(平成11年度)から2003年度(平成15年度)までの5か年を計画期間とした、「みのわ女性プラン」を策定しました。

2000年(平成12年)箕輪町男女共同参画推進協議会を設置し、生涯学習課女性係が担当しました。

2005年(平成17年)には、箕輪町男女共同参画プラン策定委員会により、2005年(平成17年)から2009年(平成21年)の5か年を計画期間とする箕輪町男女共同参画プラン「共に生き生き」を策定しました。

2009年(平成21年)には、生涯学習課生涯学習係が担当課となり、男女共同参画社会づくりへの取り組みと啓発に努めました。

2010年(平成22年)には、箕輪町男女共同参画プラン「共に生き生き」の見直しが行われ、2014年(平成26年)を目標年度とした箕輪町男女共同参画プラン「第2次共に生き生き」を策定し、毎月第3日曜日を「家庭の日・男女共同参画の日」としました。

2011年(平成23年)10月には、箕輪町男女共同参画推進条例を策定しました。

2013年(平成25年)には、2013年(平成25年)から2017年(平成29年)の5か年を計画期間とする「箕輪町男女共同参画計画」を策定しました。

2015年(平成27年)には、総務課総務係が担当課となり、男女共同参画推進・啓発に努めました。

2017年(平成29年)には、女性活躍井戸端会議(男女共同参画推進会議)を立ち上げ、「箕輪町男女共同参画計画」の見直しと女性活躍推進アクションプランの検討を行い、2018年(平成30年)に2032年(平成34年)を目標年度とした「第2次箕輪町男女共同参画計画」の策定と女性活躍推進アクションプランの策定に取り組みました。

2 箕輪町男女共同参画計画策定までの経過

年 月 日	内 容
平成 29 年 1 月	・ 箕輪町女性活躍推進意識調査アンケート ・ 箕輪町女性の働き方・女性従業員アンケート
平成 29 年 8 月 3 日	第 1 回女性活躍井戸端会議（男女共同参画推進会議）
平成 29 年 8 月 28 日	第 2 回女性活躍井戸端会議（男女共同参画推進会議）
平成 29 年 9 月 14 日	第 3 回女性活躍井戸端会議（男女共同参画推進会議）
平成 29 年 10 月 11 日	第 4 回女性活躍井戸端会議（男女共同参画推進会議）
平成 29 年 10 月 25 日	第 5 回女性活躍井戸端会議（男女共同参画推進会議）
平成 29 年 11 月 28 日	第 6 回女性活躍井戸端会議（男女共同参画推進会議）
平成 29 年 12 月 26 日	第 7 回女性活躍井戸端会議（男女共同参画推進会議）
平成 30 年 1 月 30 日	第 1 回男女共同参画推進協議会 ・ 第 2 次箕輪町男女共同参画計画 諮問
平成 30 年 2 月 1 日～ 平成 30 年 2 月 14 日	パブリックコメントの実施
平成 30 年 2 月 15 日	第 2 回男女共同参画推進協議会
平成 30 年 2 月 22 日	・ 第 2 次箕輪町男女共同参画計画 答申

3 男女共同参画推進協議会委員名簿

任期：2018 年（平成 30 年）1 月 30 日～2020 年（平成 32 年）1 月 29 日

職 名	氏 名	備 考
委員長	井澤 万壽美	人権擁護委員
副委員長	青木 俊夫	町区長会 副会長
委 員	釜屋 美春	町議会 福祉文教常任委員長
委 員	井上 博司	町男女共同参画推進協議会 前会長
委 員	向山 勝一	町農業委員会委員
委 員	有賀 早苗	民生児童委員協議会委員
委 員	赤羽 浩子	町商工会女性部 副部長
委 員	高田 幸代	女性活躍井戸端会議委員
委 員	北澤 順子	女性活躍井戸端会議委員
委 員	神山 洋行	町保育園保護者会 会長

（敬称略）

4 関係法令等

●男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

目次

前文

第1章 総則(第1条―第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第13条―第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条―第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

（国の責務）

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第 10 条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第 11 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第 12 条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第 13 条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前 2 項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町

村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

（設置）

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画

社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第2条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

（以下 略）

●長野県男女共同参画社会づくり条例

（平成14年12月26日条例第59号）

目次

前文

第1章 総則（第1条―第13条）

第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の推進

第1節 男女共同参画計画等（第14条―第17条）

第2節 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策等（第18条―第26条）

第3節 苦情の処理等（第27条―第28条）

第3章 長野県男女共同参画推進指導委員（第29条―第32条）

第4章 長野県男女共同参画審議会（第33条―第38条）

第5章 補則（第39条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、女子差別撤廃条約の採択など国際社会における取組と連動しながら、男女平等の実現に向けた取組が進められてきた。

こうした国際社会や国内の動向を踏まえつつ、女性就業率が高く、女性が農業等の産業における重要な担い手になっている長野県においても、男女共同参画計画の策定を始めとした諸施策を実施してきた。

しかしながら、依然として性別で役割を固定的にとらえる意識が根強く残っており、そのことによる社会のさまざまな場面での男女間の不平等や暴力などの問題が存在し、真に男女平等な社会の実現には至っていない状況にある。

こうした中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現が、少子高齢化の進展等の社会経済情勢の急速な変化に対応していくためにも、緊急かつ重要な課題となっている。

このような認識に基づき、県民一人ひとりが、性別によって制約されることなく、よりのびやかに暮らせる長野県を、県と県民と事業者が協働して築くことを目指して、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会づくりに関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会づくりを総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「男女共同参画社会づくり」とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

2 この条例において「積極的改善措置」とは、前項に規定する機会に係る男女間の格差を改善する上で適切な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会づくりは、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、直接的であるか間接的であるかを問わず男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること等男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重）

第4条 男女共同参画社会づくりは、生涯にわたる性並びに妊娠及び出産を含む生殖に関する事項に関し、男女が互いの意思を尊重し、共に健康な生活を営む権利が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第5条 男女共同参画社会づくりに当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における自由な活動の選択を阻害することのないよう配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第6条 男女共同参画社会づくりは、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第7条 男女共同参画社会づくりは、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職業生活における活動その他の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

（国際社会の動向を踏まえた取組）

第8条 男女共同参画社会づくりの促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会づくりは、国際社会の動向を踏まえながら推進されなければならない。

（県の責務）

第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会づくりに関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、県民、事業者及び市町村等と協働するよう努めるものとする。

（県民の責務）

第10条 県民は、家庭、職域、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会づくりに寄与するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第11条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる体制及び職業生活における活動と家庭生活その他の活動とを両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めるとともに、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（性別による差別的取扱いの禁止等）

第12条 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、直接的であるか間接的であるかを問わず、性別を理由として差別的な取扱いをしてはならない。

2 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をしてはならない。

3 何人も、家庭、職場、学校、地域社会等において、セクシュアルハラスメント（性的な言動により個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為をいう。第25条第1項第3号において同じ。）を行ってはならない。

（公衆に表示する情報に関する留意）

第13条 何人も、公共の場所又は公共交通機関を利用する不特定多数の者に対して表示する情報において、次に掲げる表現を行わないよう努めなければならない。

（1）性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力等を助長し、又は連想させる表現

（2）みだりに女性の身体を強調する等の過度の性的な表現

第2章 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の推進

第1節 男女共同参画計画等

（男女共同参画計画）

第 14 条 知事は、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 1 項の規定により男女共同参画社会づくりの促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めようとするときは、県民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、長野県男女共同参画審議会の意見を聴かなくてはならない。

2 前項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第 15 条 県は、男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会づくりに配慮するものとする。

（財政上の措置）

第 16 条 県は、男女共同参画社会づくりを促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（施策の実施状況の公表等）

第 17 条 知事は、毎年、県が講じた男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の実施状況及び男女共同参画社会づくりの推進状況について、その概要を公表しなければならない。

2 県は、男女共同参画社会づくりの推進状況を勘案し、県の施策等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第 2 節 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策等

（広報活動の充実）

第 18 条 県は、基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるため、男女共同参画社会づくりに関する広報活動の充実その他の措置を講ずるものとする。

（教育活動等による意識の醸成）

第 19 条 県は、男女共同参画社会づくりについて教育の果たす役割の重要性にかんがみ、学校教育その他のあらゆる教育活動及び学習活動により、個人の尊重、男女平等及び男女相互の理解と協力についての意識をはぐくむよう努めるものとする。

（家庭生活における活動と他の活動との両立支援）

第 20 条 県は、男女が共に家庭生活における活動と職業生活における活動その他の活動とを両立することができるように必要な支援を行うよう努めるものとする。

（自営業における環境整備）

第 21 条 県は、自営の農林業、商工業等に従事する女性が、正当な評価のもとに、その主体性をいかし、その能力を十分に発揮して、対等な立場で方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるための環境整備に努めるものとする。

（調査研究の推進）

第 22 条 県は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策の策定及び実施に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

2 知事は、前項の調査研究において必要があると認める場合は、事業者の協力を得た上で

その事業活動における男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

（県民等に対する支援）

第 23 条 県は、県民及び事業者が行う男女共同参画社会づくりの促進に関する活動並びに市町村が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（拠点施設の設置等）

第 24 条 県は、男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を実施し、並びに県民及び事業者による男女共同参画社会づくりに関する活動を支援するための総合的な拠点施設を設置するとともに、全県にわたり男女共同参画社会づくりを推進する体制を整備して、これら施策の充実を図るものとする。

（県の職場における環境整備等）

第 25 条 県は、県の職員が勤務する職場において、次に掲げる取組を行うものとする。

- （1）性別による固定的な役割分担意識を払しょくするための取組
- （2）男女が職業生活における活動と家庭生活における活動その他の活動とを両立して行うための支援
- （3）セクシュアルハラスメントその他の男女共同参画社会づくりを阻害する要因による人権侵害のない環境の整備

2 県は、県の職員について、女性の登用を促進し、及び職域を拡大するための総合的な取組を推進するものとする。

（附属機関の委員等の構成）

第 26 条 県は、附属機関の委員等について、できる限り男女の数が均衡した構成とするよう努めるものとする。

第 3 節 苦情の処理等

（苦情の申出等）

第 27 条 県民及び県内に事務所又は事業所を有する事業者は、県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策若しくは男女共同参画社会づくりに影響を及ぼすと認められる施策について苦情がある場合又は男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合は、知事に対し、その旨を申し出ることができる。

2 知事は、前項の申出を受けた場合において必要があると認めるときは、関係する他の県の機関に対し、当該申出に対する対応を求めることができる。

3 知事及び前項の規定により対応を求められた関係機関は、第 1 項の申出に対し、男女共同参画社会づくりの推進に資するよう、迅速かつ適切に対応するものとする。

4 知事及び前項の関係機関は、第 1 項の申出が男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合についてのものであるときは、その関係者に対して、協力を得た上で資料の提出及び説明を求め、必要があると認めるときは、助言、是正の要望その他の行為を行うことができる。

(不服の申出)

第 28 条 前条第 1 項の申出を行った者で、同条第 3 項及び第 4 項の対応等に対して不服があるものは、長野県男女共同参画推進指導委員に対し、書面により、その旨を申し出ることができる。

2 長野県男女共同参画推進指導委員は、前項の申出を受けた場合においては、別に定めるものを除き、その内容を審査し、申出者に対しその結果及び理由を書面により通知しなければならない。

3 長野県男女共同参画推進指導委員は、第 1 項の申出が男女共同参画社会づくりを阻害する要因によって人権を侵害された場合についてのものであるときは、その関係者に対して、協力を得た上で資料の提出及び説明を求めることができる。

4 長野県男女共同参画推進指導委員は、第 2 項の審査の結果必要があると認めるときは、関係する県の機関に対し、是正若しくは改善の措置を講じ、又は前項の関係者に対する助言、是正の要望その他の行為を行うよう勧告することができる。

5 長野県男女共同参画推進指導委員は、前項の勧告をした場合において、必要があると認めるときは、別に定めるところにより、当該勧告の内容を公表することができる。

6 関係する県の機関は、第 4 項の勧告を受けたときは、これを尊重しなければならない。

第 3 章 長野県男女共同参画推進指導委員

(設置)

第 29 条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、長野県男女共同参画推進指導委員（以下「指導委員」という。）を設置する。

(定数等)

第 30 条 指導委員の定数は、3 人とする。

2 指導委員は、男女共同参画社会づくりに関し識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第 31 条 指導委員の任期は、2 年とする。

(合議による勧告等の決定)

第 32 条 第 28 条第 4 項の規定による勧告及び同条第 5 項の規定による公表の決定は、指導委員の合議によるものとする。

第 4 章 長野県男女共同参画審議会

(設置)

第 33 条 男女共同参画社会づくりに関する重要事項を調査審議するため、長野県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(任務)

第 34 条 審議会は、次に掲げる事項について、知事の諮問に応じて調査審議するものとする。

(1) 男女共同参画計画の策定に関する事項

(2) 県が実施する男女共同参画社会づくりの促進に関する施策に関する事項

(3) 男女共同参画社会づくりの推進状況に関する事項

(4) その他男女共同参画社会づくりに関する重要事項

2 審議会は、前項第2号に規定する施策の実施状況について調査審議し、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第35条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の10分の4未満であってはならない。

3 委員は、男女共同参画社会づくりに関し識見を有する者のうちから知事が委嘱する。

(任期)

第36条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第37条 審議会に会長を置き、委員が互選する。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第38条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。

第5章 補則

(補則)

第39条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2章第3節、第3章、第4章、附則第3項及び附則第4項の規定は、平成15年4月1日から施行する。

(以下略)

●箕輪町男女共同参画推進条例

(平成 23 年 9 月 21 日条例第 18 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、町、町民、事業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画を統合的かつ計画的に推進し、もって本町における男女共同参画社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、個性と能力を十分に発揮し、自らの意思により社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、持って男女が政治的、経済的、社会的及び文化的利益を等しく受け、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第 3 条 男女共同参画の推進は、次の各号に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別により差別的取り扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他、男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担意識から生じた社会における制度又は慣行を改善するとともに、これらの制度又は慣行が、男女の社会における活動の選択に対して影響を及ぼすことのないように配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、町における政策又はその他の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について対等な役割を果たすとともに、職業生活等社会的活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) 男女が互いの性を尊重し、それぞれの身体的な特徴に理解を深めることにより、生涯にわたり心身ともに健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画の推進は国際社会における取組と密接な関係を有していることから、国際社会の動向に配慮すること。

(町の責務)

第 4 条 町は、男女共同参画の推進を主要な施策として位置付け、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改

善措置を含む。以下同じ）を総合的に策定し、実施するものとする。

- 2 町は、男女共同参画の推進に当たっては、町民、事業者及び教育関係者（以下「町民等」という。）と協働するよう努めるものとする。

（町民の責務）

第5条 町民は、基本理念にのっとり、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 町民は、基本理念にのっとり、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に努力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、男女が共同してその事業活動に参画することができる職場環境を整備するとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

事業者は、基本理念にのっとり、職業生活と家庭生活を両立して行うことができる職場環境を整備するよう努めなければならない。

（教育関係者の責務）

第7条 教育関係者は、教育が男女共同参画の推進に果たす役割の重要性を踏まえ、基本理念に配慮した教育を行うよう努めなければならない。

（性別による人権侵害の禁止）

第8条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、次に掲げる性別による人権侵害行為を行ってはならない。

- (1) 性別を理由とする差別的取扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント（相手の意に反する性的な言動により相手方に不利益を与え、又は相手方の生活環境を害する行為をいう。）
- (3) ドメスティック・バイオレンス（配偶者等に身体的又は精神的苦痛を与える暴力的行為をいう。）

（情報の表示に関する配慮）

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、次に掲げる表現を行わないよう配慮しなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担又は男女間の暴力を助長し、又は連想させる表現
- (2) 過度の性的表現

（男女共同参画計画）

第10条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を策定しなければならない。

- 2 男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 町長は、男女共同参画計画の策定に当たっては、町民等の意見が反映されるよう努めるとともに、箕輪町男女共同参画推進会議の意見を聴くものとする。

4 町長は、男女共同参画計画を策定したときは、これを公表しなくてはならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

（施策の策定に当たっての配慮）

第11条 町は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画の推進に配慮するものとする。

（財政上の措置等）

第12条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置等を講じるよう努めるものとする。

（広報啓発活動等）

第13条 町は、男女共同参画の推進について町民等の理解を深めるため、情報の提供、広報啓発活動の充実その他の必要な措置を講じるものとする。

（教育及び学習の機会の充実）

第14条 町は、男女共同参画に対する関心と理解を深めるため、学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育における男女共同参画に関する教育及び学習の機会の充実に努めるものとする。

（家庭生活と他の活動との両立支援）

第15条 町は、男女が共に育児、介護、家事等の家庭生活と職業生活、社会生活その他の活動とを両立することができるよう必要な支援を行うよう努めるものとする。

（町民等の活動に対する支援）

第16条 町は、町民等が行う男女共同参画の推進に関する活動に対し、情報の提供、研修機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

（積極的改善措置）

第17条 町は、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野における活動に参画する機会において男女間に格差が生じている場合、町民等と協力し、積極的改善措置を講じるよう努めるものとする。

2 町は、付属機関の委員等の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講じることにより、男女の委員等の数の均衡を図るよう努めるものとする。

（苦情及び相談への対応）

第18条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策に関し、町民等からの苦情の申出があったときは、関係機関と協力し、適切かつ迅速な措置を講じるものとする。

2 町長は、性別による差別的取扱いその他の男女共同参画の推進を阻害すると認められる人権侵害に関し、町民等から相談の申出があったときは、関係機関と協力し、適切な措置を講じるものとする。

3 町長は、必要があると認めるときは、前2項の規定による申出に対応するため、箕輪

町男女共同参画推進協議会の意見を聴くことができる。

（推進体制の整備等）

第 19 条 町は、男女共同参画推進に関する施策を総合的かつ効果的に実施するため、推進体制を整備するものとする。

（男女共同参画推進協議会）

第 20 条 町は、男女共同参画に関する基本的かつ重要事項を調査審議及び推進するため、箕輪町男女共同参画推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議会の任務）

第 21 条 協議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項について、町長に意見を述べることができる。

(1) 男女共同参画計画の策定及び変更に関する事項

(2) 男女共同参画施策の実施及び推進に関する事項

(3) 前 2 項に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する重要事項

2 協議会は、町民等の意見及び要望を反映させ、男女共同参画の推進に努めるものとする。

（協議会の組織）

第 22 条 協議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員のうち、男女のいずれか一方の委員の数は、委員総数の 10 分の 3 未満であってはならない。

3 委員は、次に掲げる者のうち町長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 公募による者

（任期）

第 23 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第 24 条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第 25 条 会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（委任）

第 26 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要事項は、町長が別に定める。

附則

1 この条例は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

（箕輪町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 箕輪町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 37 年箕輪町条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

5 アンケート集計

●女性活躍推進意識調査アンケート

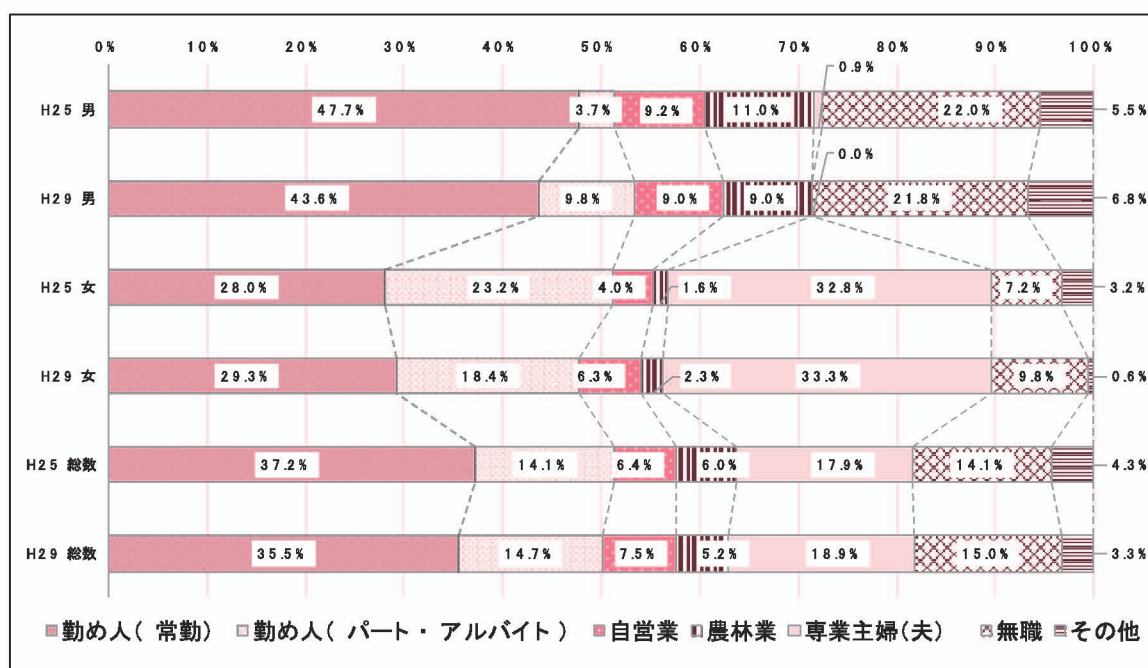
問1 あなたの性別は（単回答 n=308）

男	134
女	174
総計	308

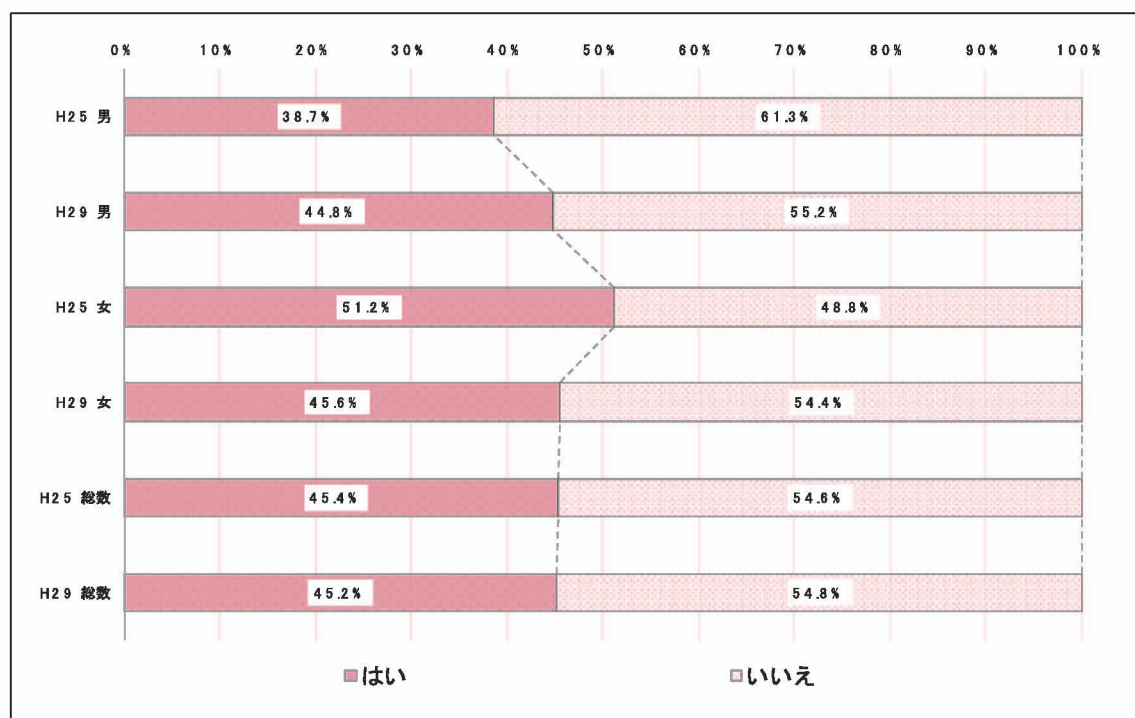
問2 あなたの年代は（単回答 n=306）

年代	男	女	計
20歳代	14	14	28
30歳代	12	32	44
40歳代	20	23	43
50歳代	21	29	50
60歳代	28	36	64
70歳代	38	39	77
総計	133	173	306

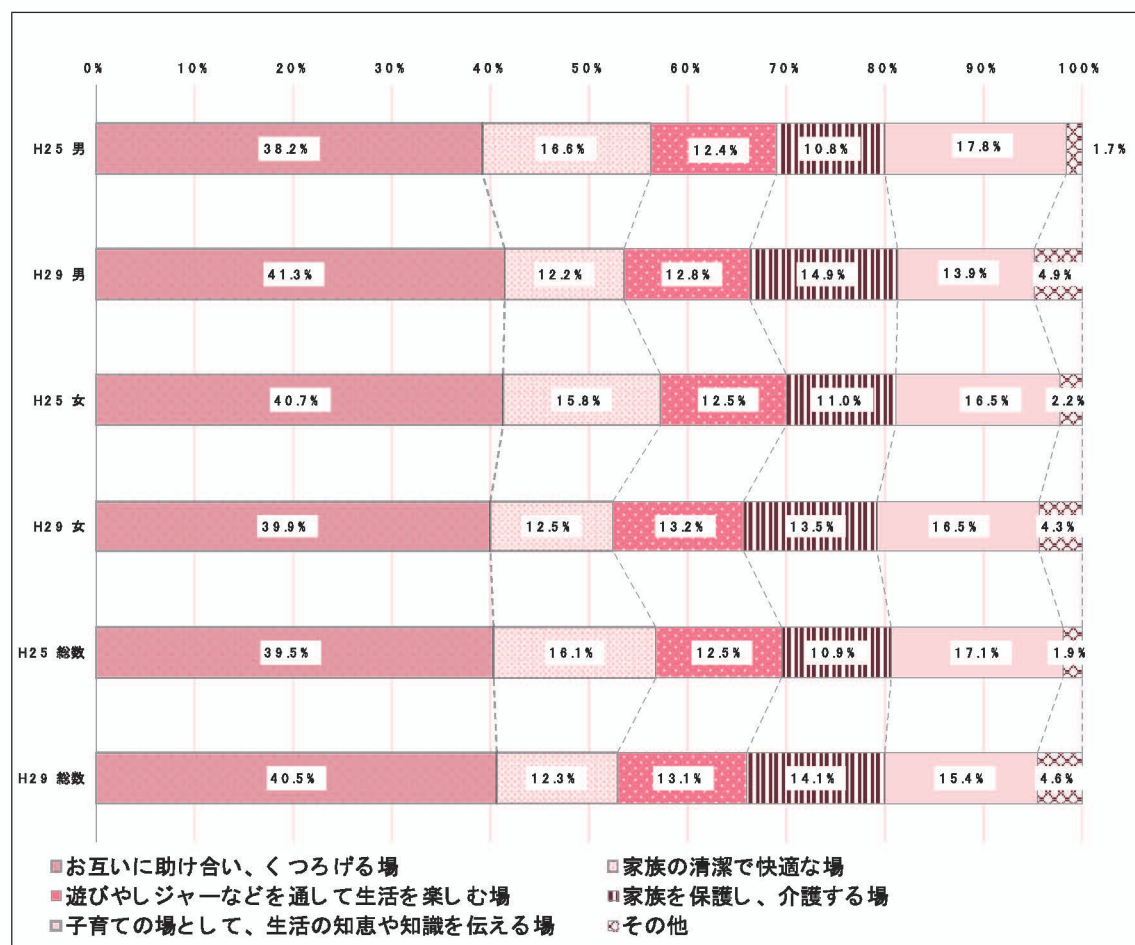
問3 あなたの職業は（単回答 n=307）



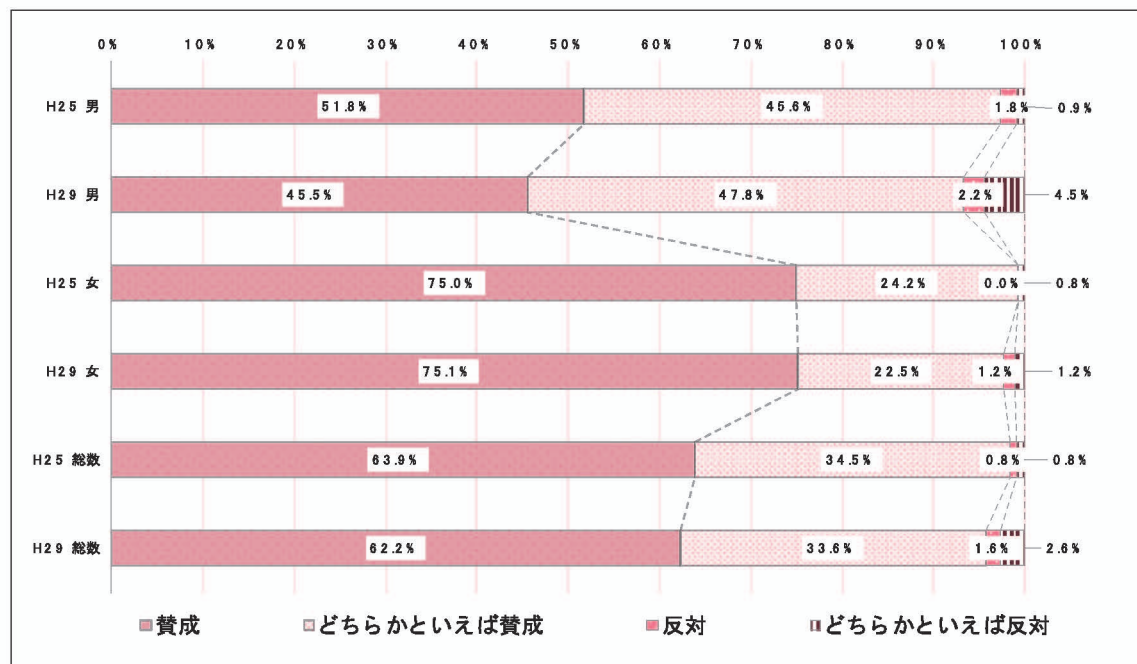
問4 あなたの家庭は共働きですか（単回答 n=305）



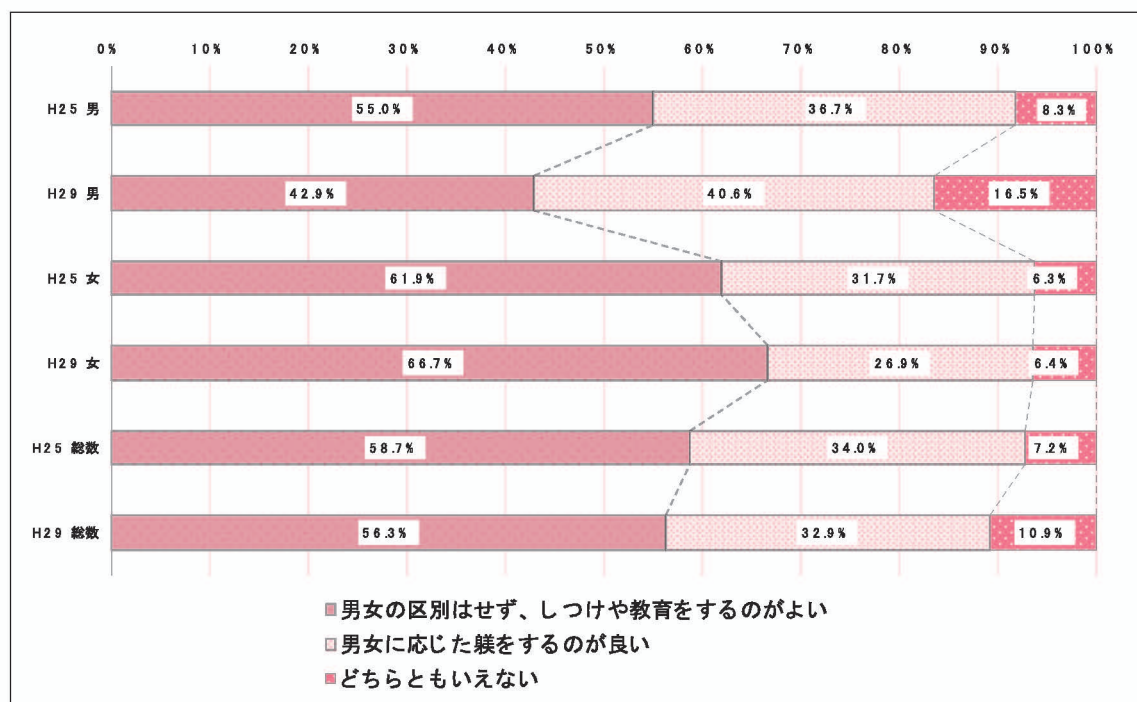
問5 あなたにとって、家庭はどんなところですか（複数回答 n=305）



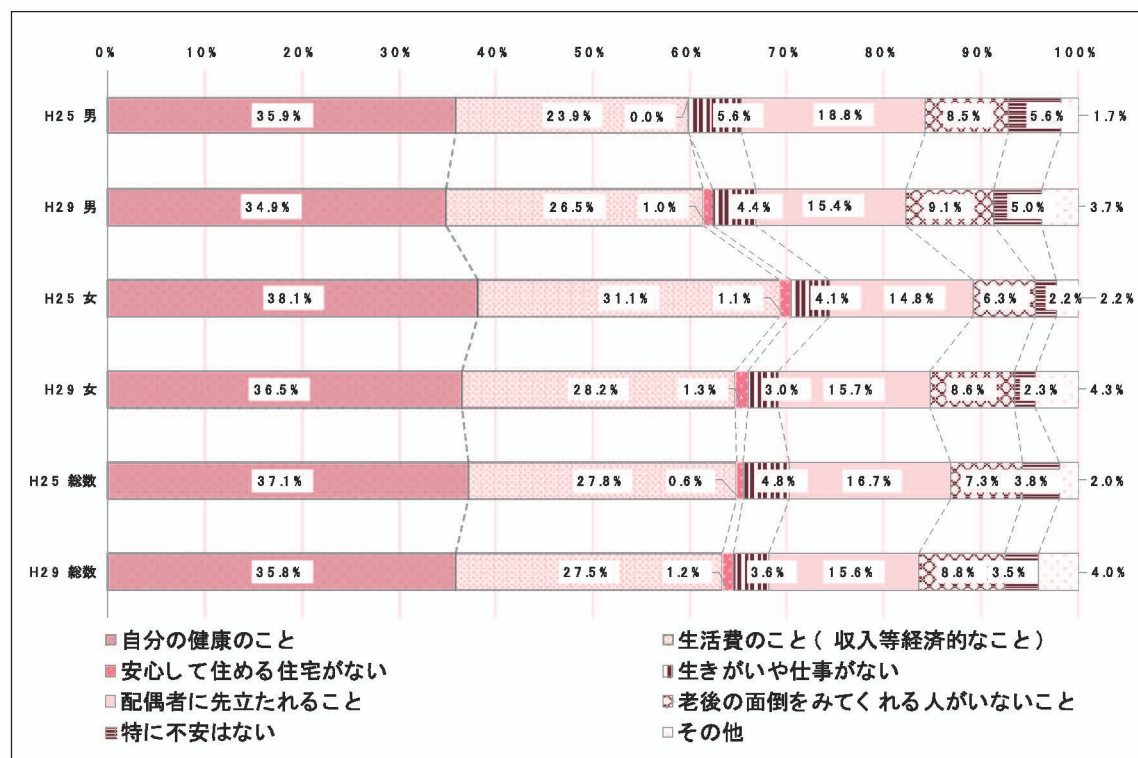
問6 あなたは、男性が家事、育児、介護に参加するという考え方についてどう思いますか（単回答 n=307）



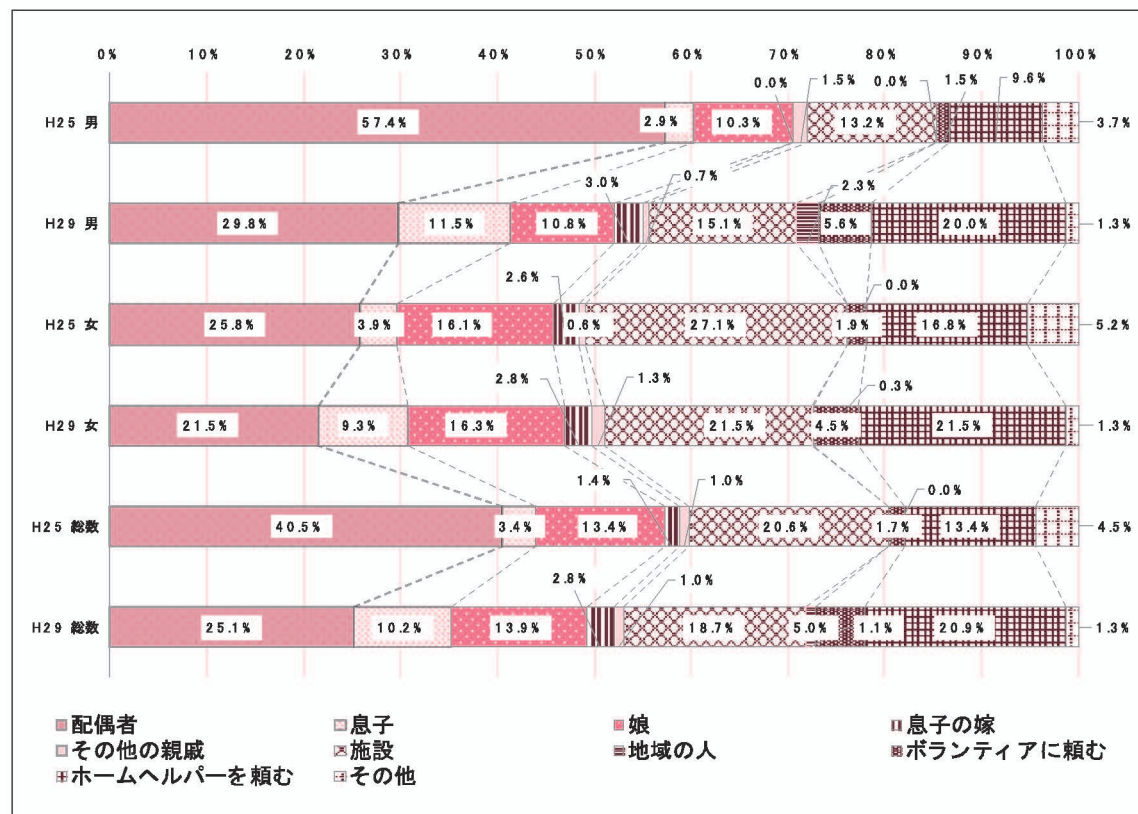
問7 あなたは、家庭での男の子と女の子のしつけや教育についてどう思いますか（単回答 n=313）



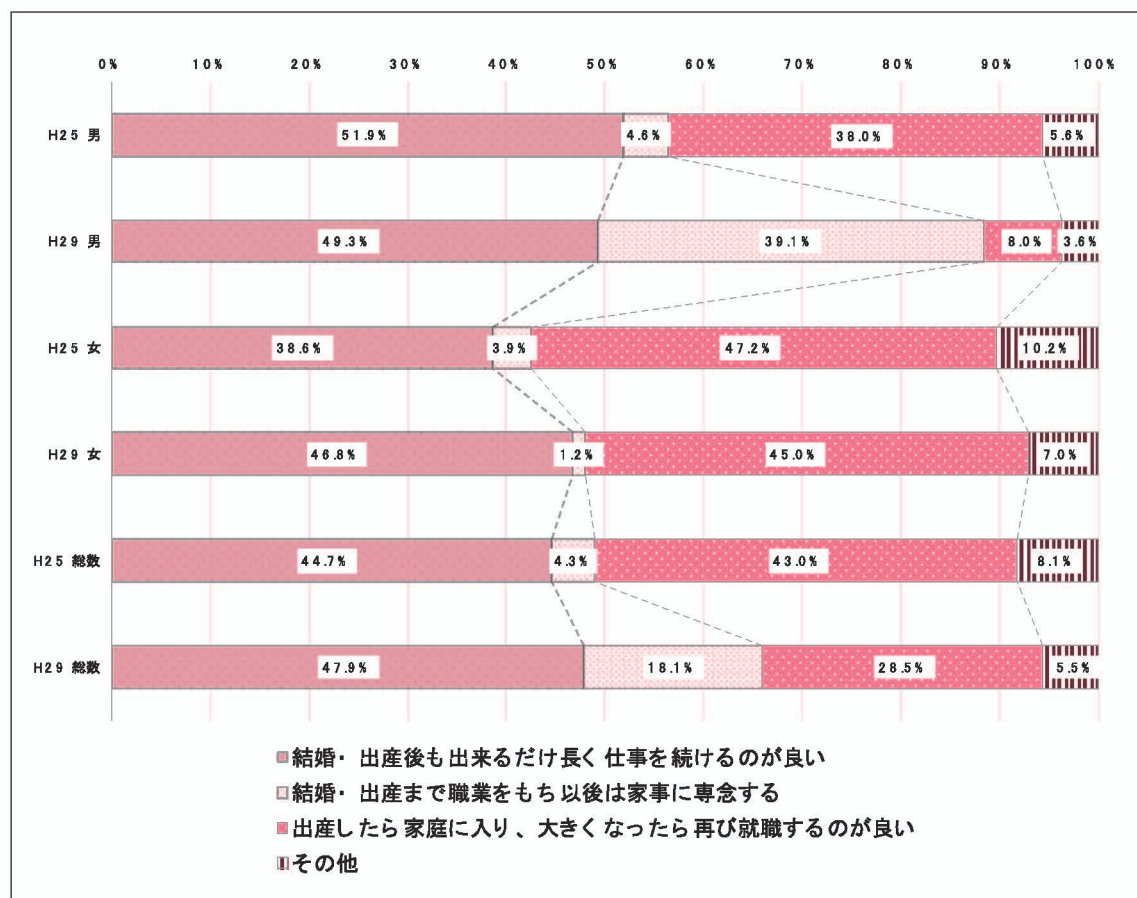
問 8 あなたが自分の老後について感じる不安はどれですか（複数回答 n=313）



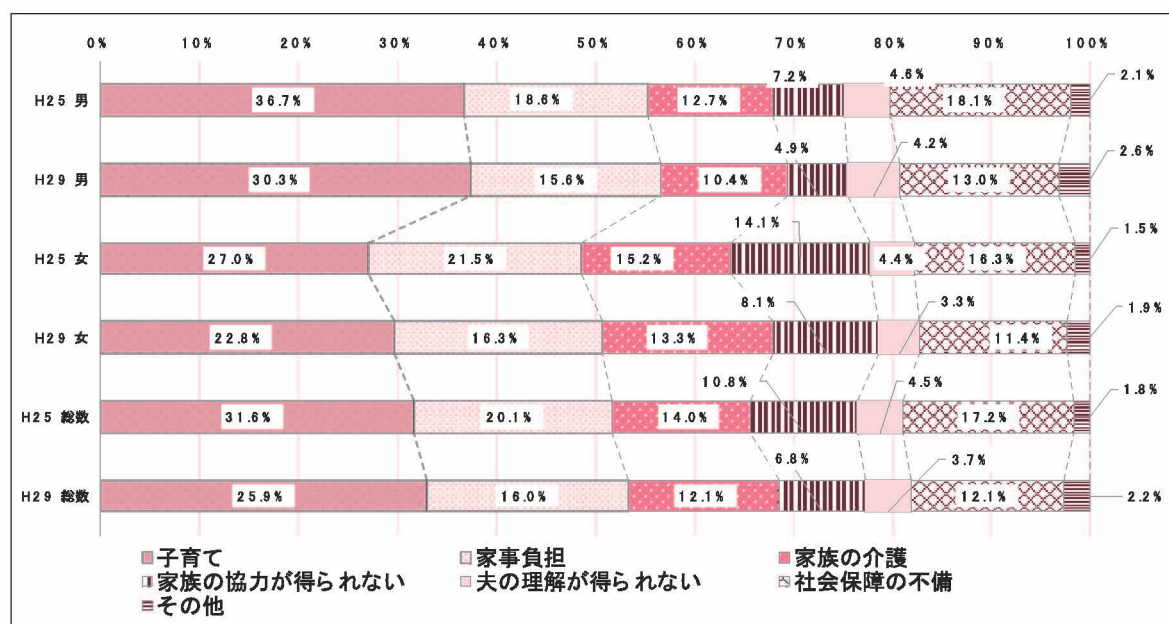
問 9 あなたが老後、日常生活をすることが不自由になったとき、主に誰に介護してもらいたいと思いますか（複数回答 n=307）



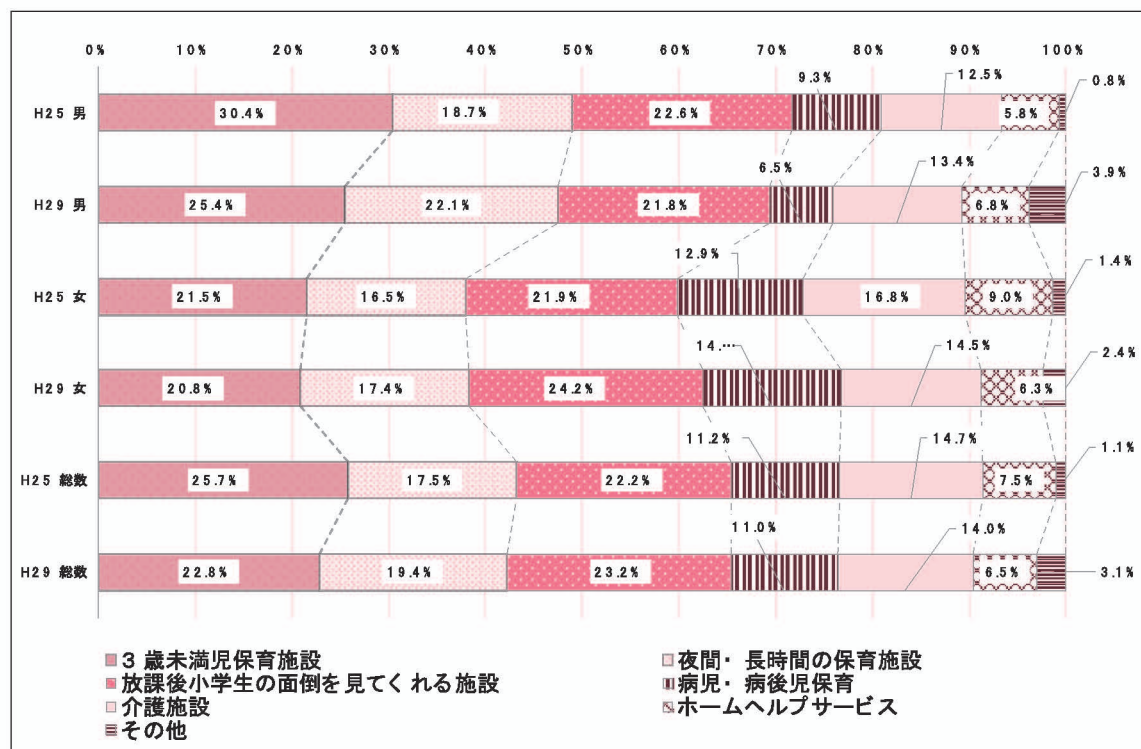
問 10 あなたは、女性が結婚、出産後も働き続けることについてどうお考えですか
(単回答 n=307)



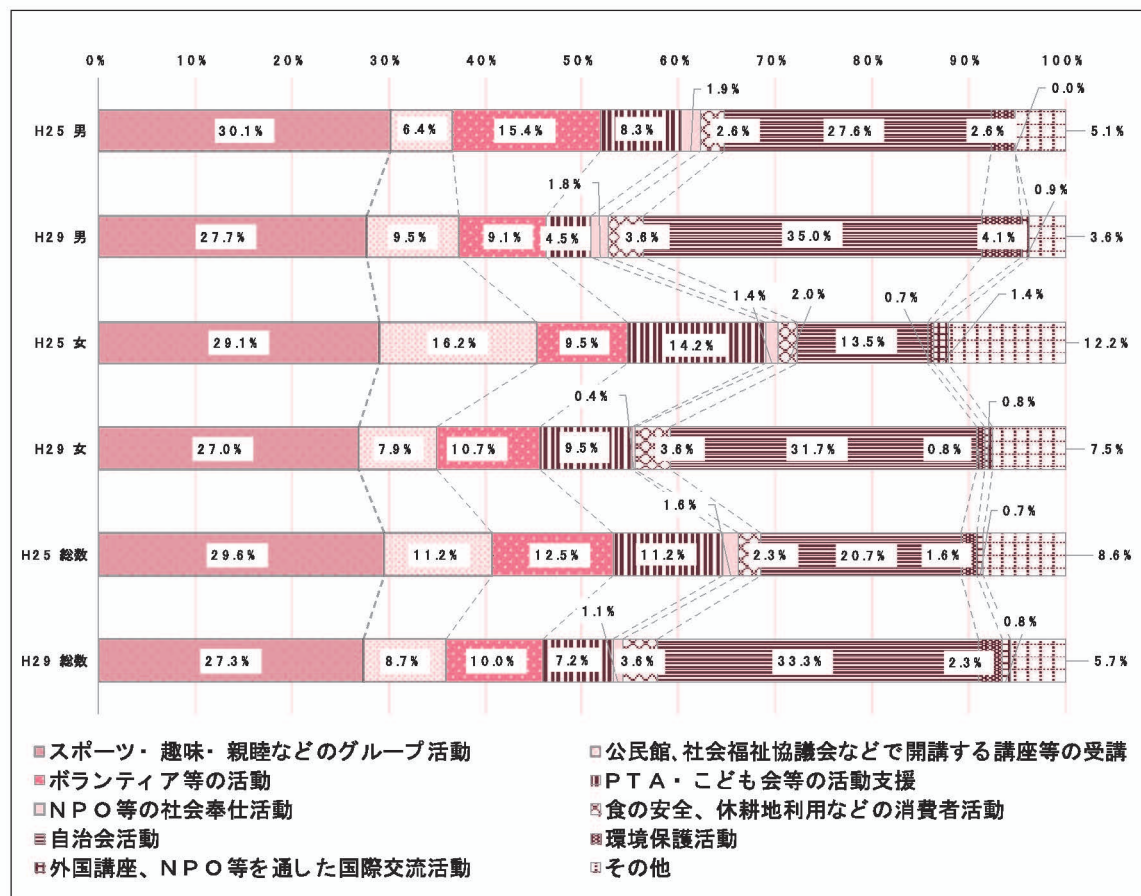
問 11 女性が働き続けることの妨げになっていることがあるとすれば何だと思われますか
(複数回答 n=307)



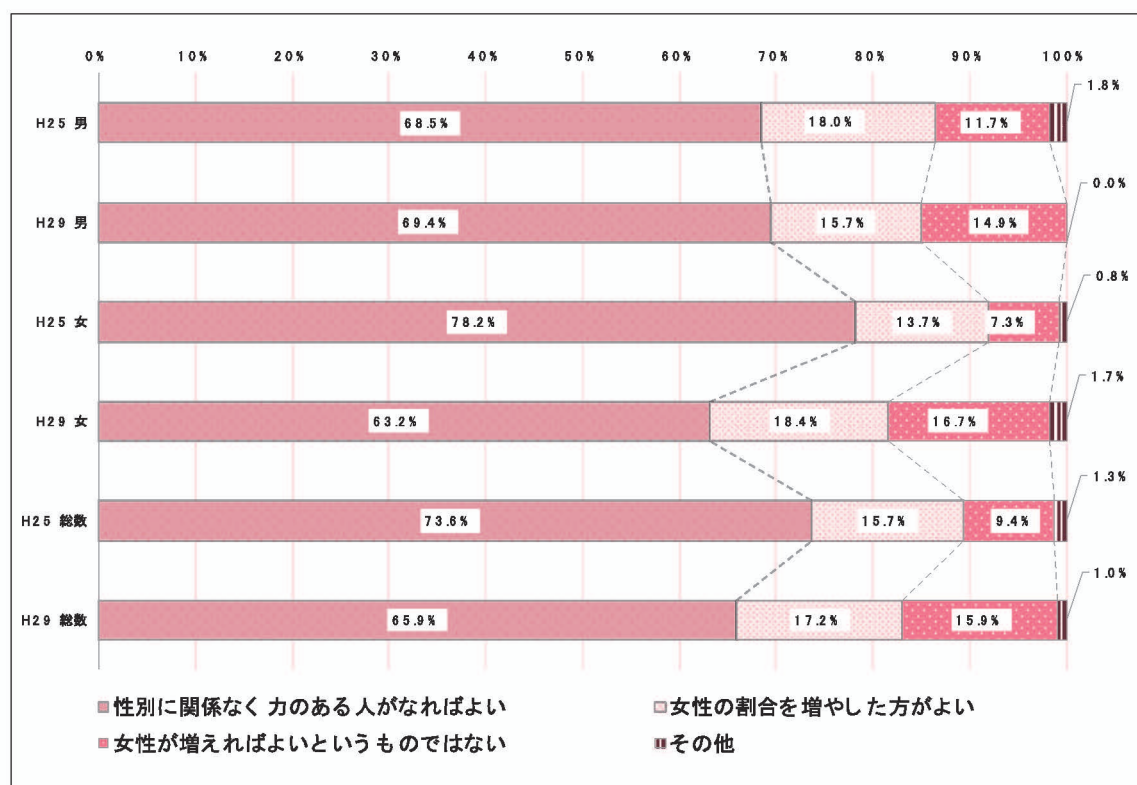
問 12 あなたは、女性が働き続けるために、どんな施設・サービスが必要だと思いますか
(複数回答 n=307)



問 13 あなたは、どんな地域活動に参加していますか (複数回答 n=307)

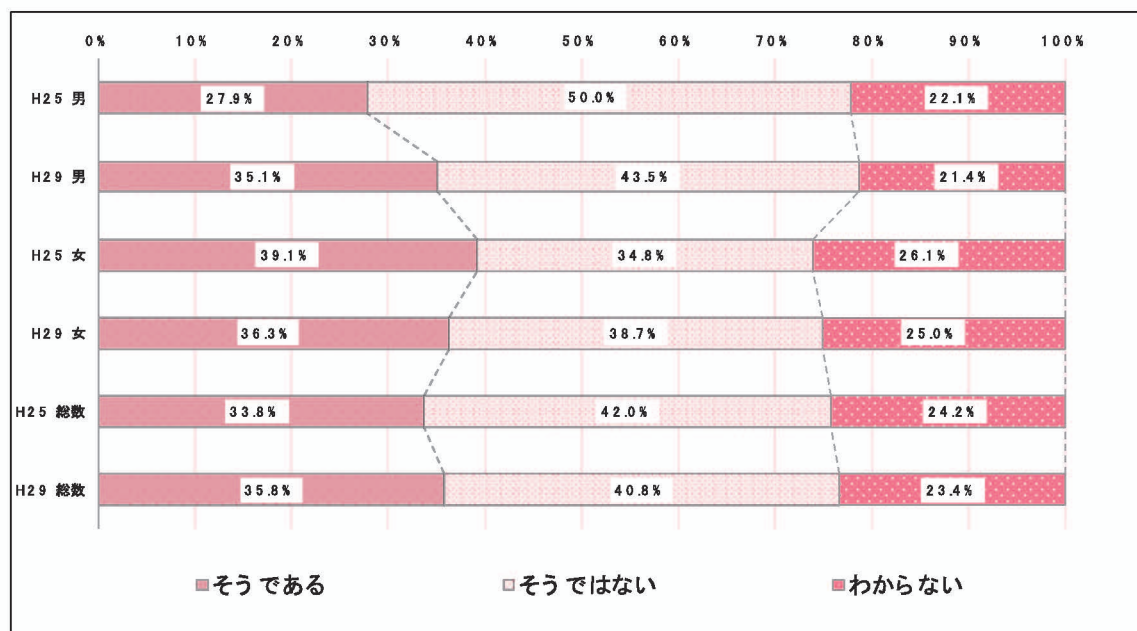


問 14 議員や農業委員・審議会の委員など女性の割合がもっと増えた方が良いと思いますか（単回答 n=304）

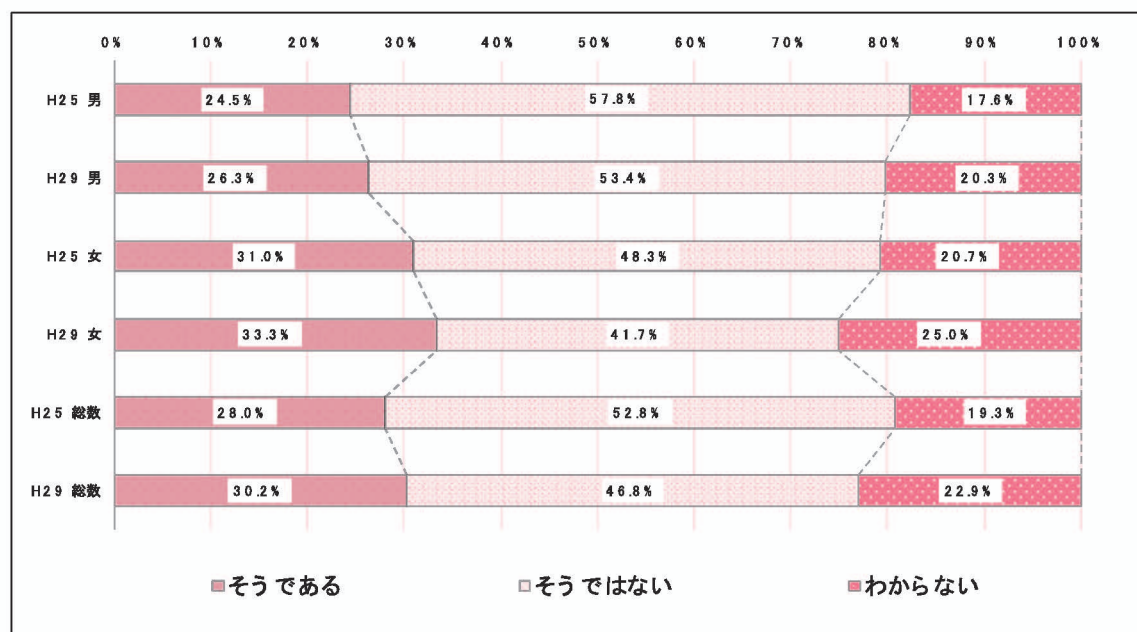


問 15 区長、公民館長、PTA会長など地域の役員に女性が少ない理由は何だと思えますか

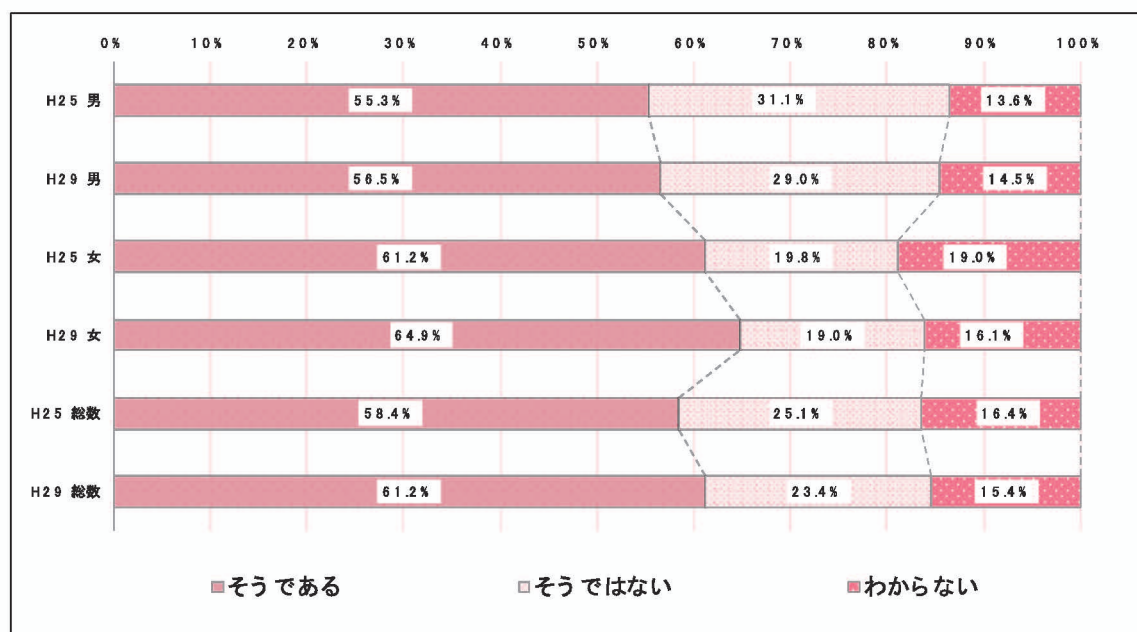
[力仕事は男性、接待は女性と決まっている]（単回答 n=299）



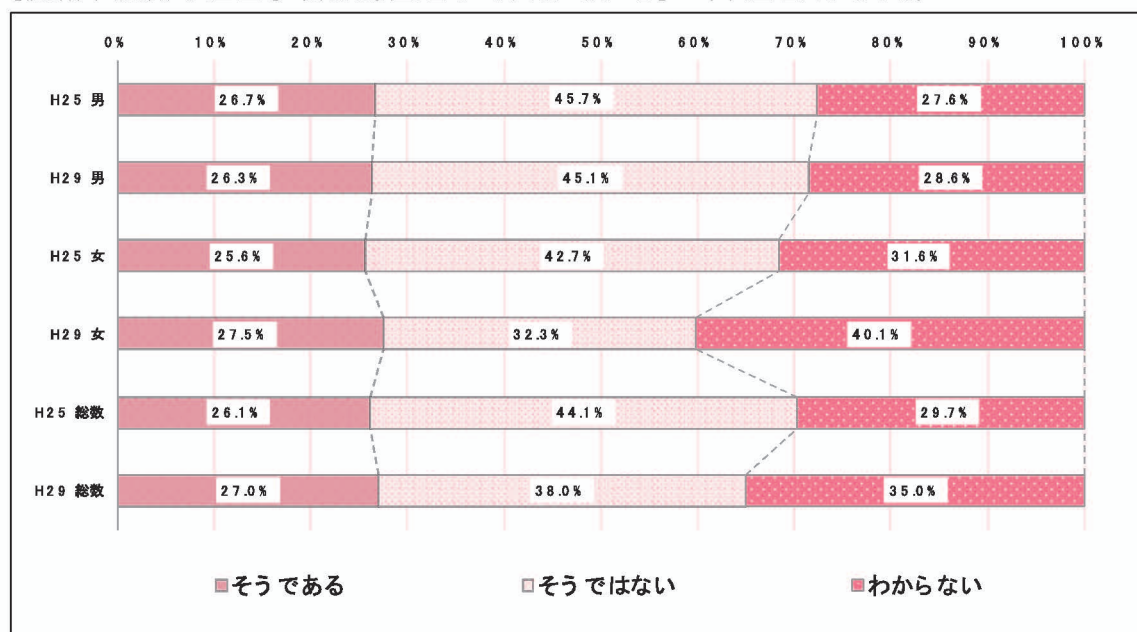
[自治会やP T Aの会長は男性と決まっている] (単回答 n=301)



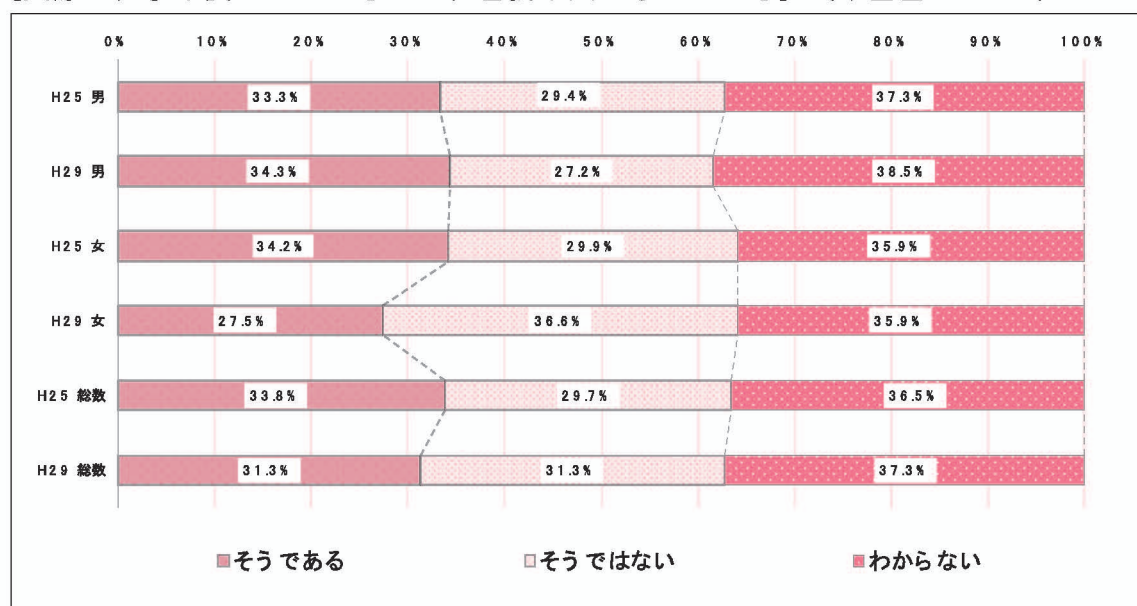
[自治会やP T Aの責任ある役職はほとんど男性である] (単回答 n=299)



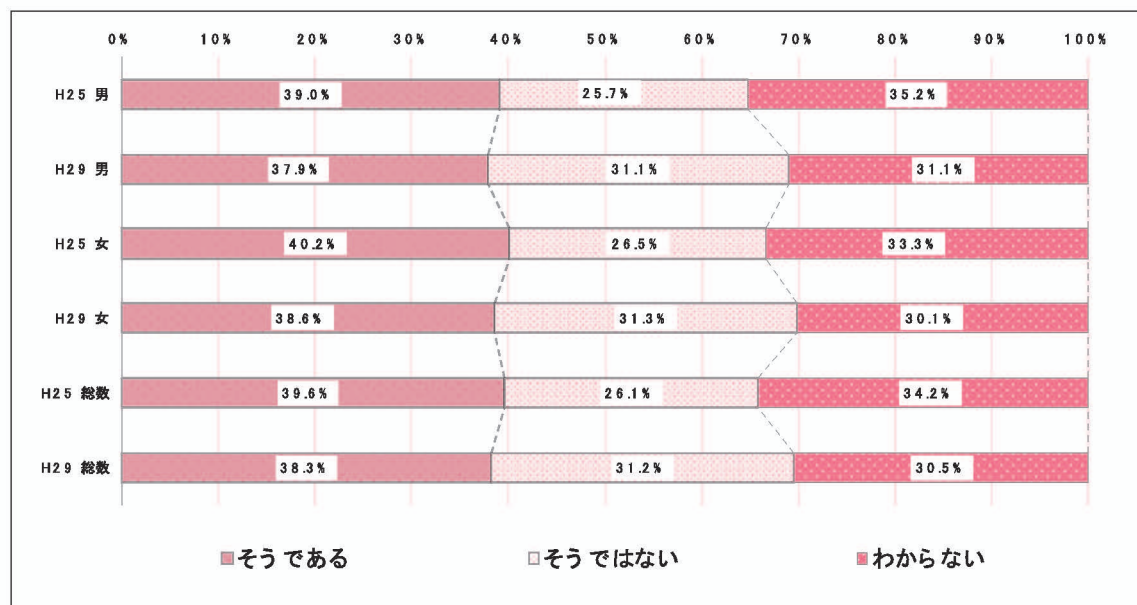
[役職や組織の運営事項は男性だけで決めている] (単回答 n=300)



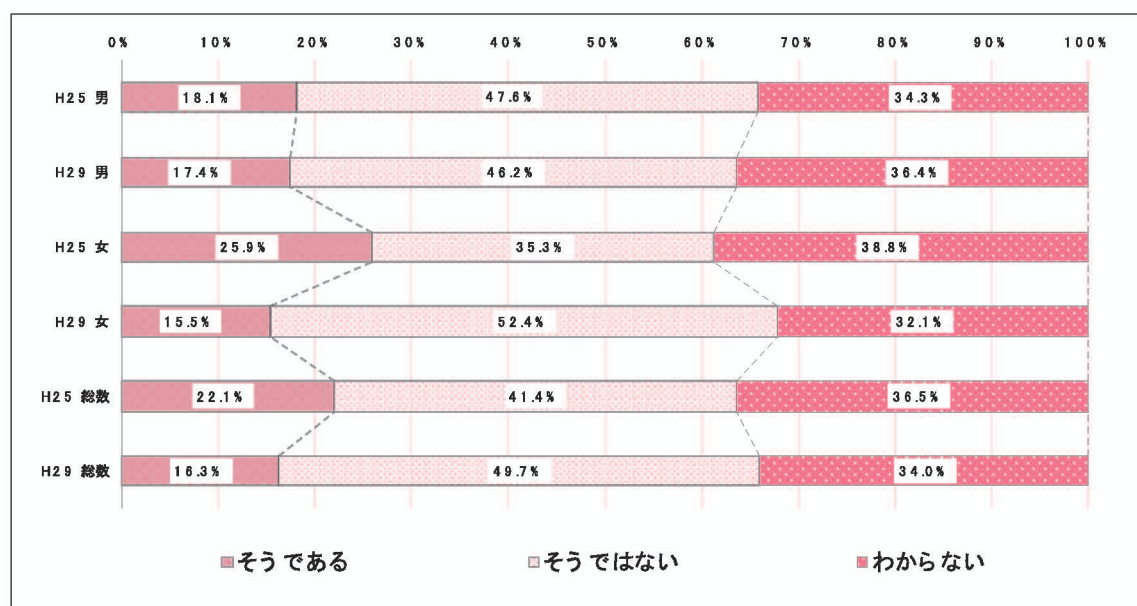
[実際の仕事は妻がしているのに、名義は夫になっている] (単回答 n=300)



[女性自身が責任ある役職につくのを避けている] (単回答 n=298)

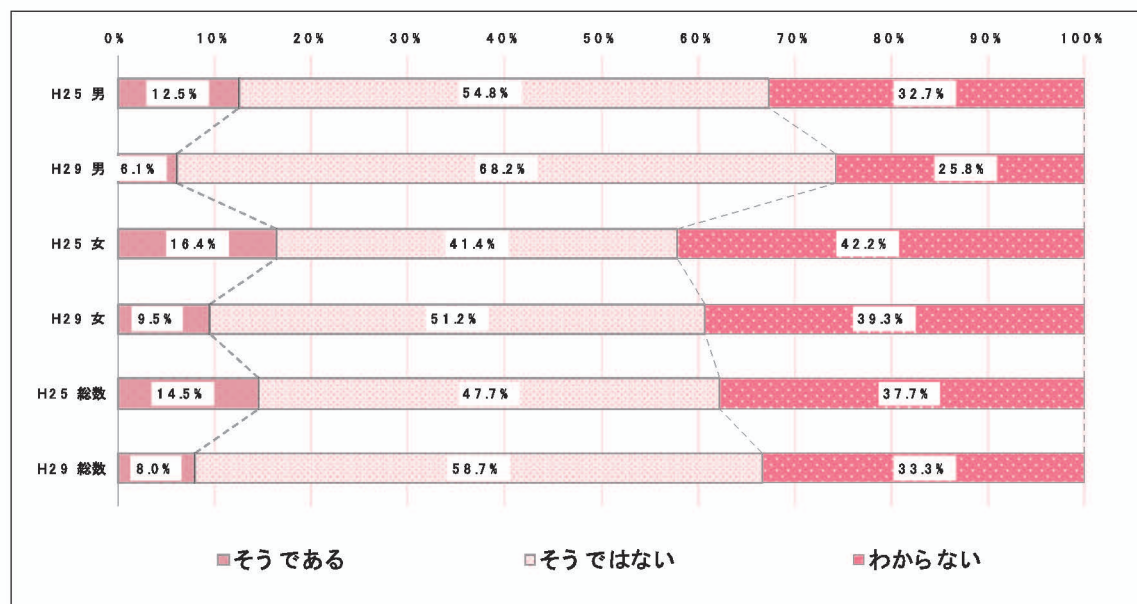


[女性が責任ある役職につこうとすると、男性や他の女性から反対される]
(単回答 n=300)



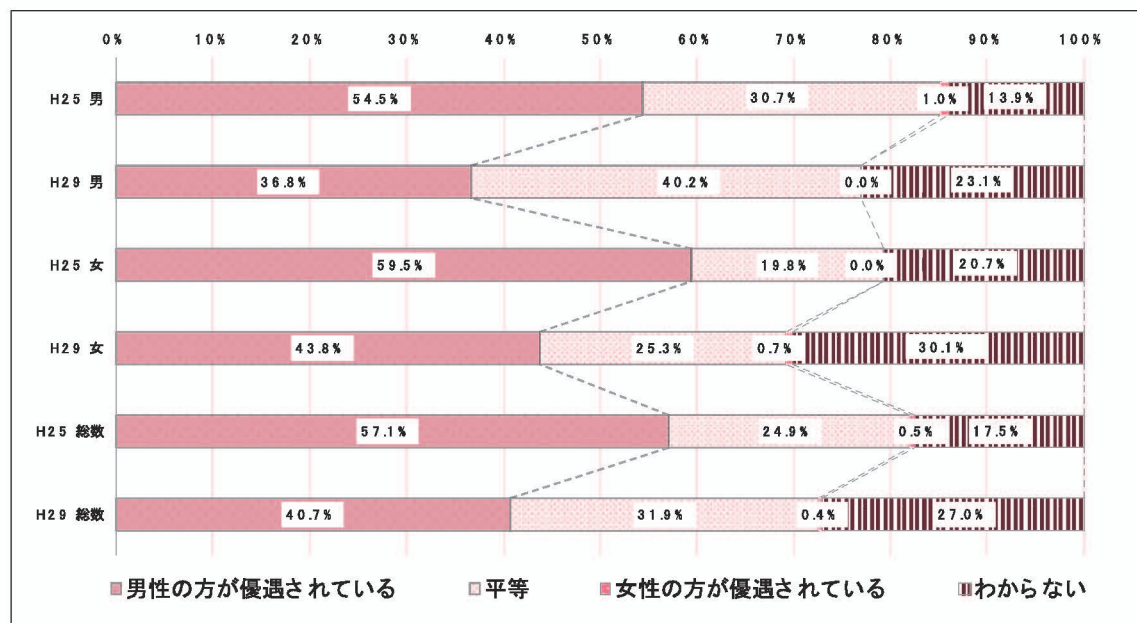
[地域の共同作業に女性が出た場合、1人前とみられず差額金を取られる]

(単回答 n=300)

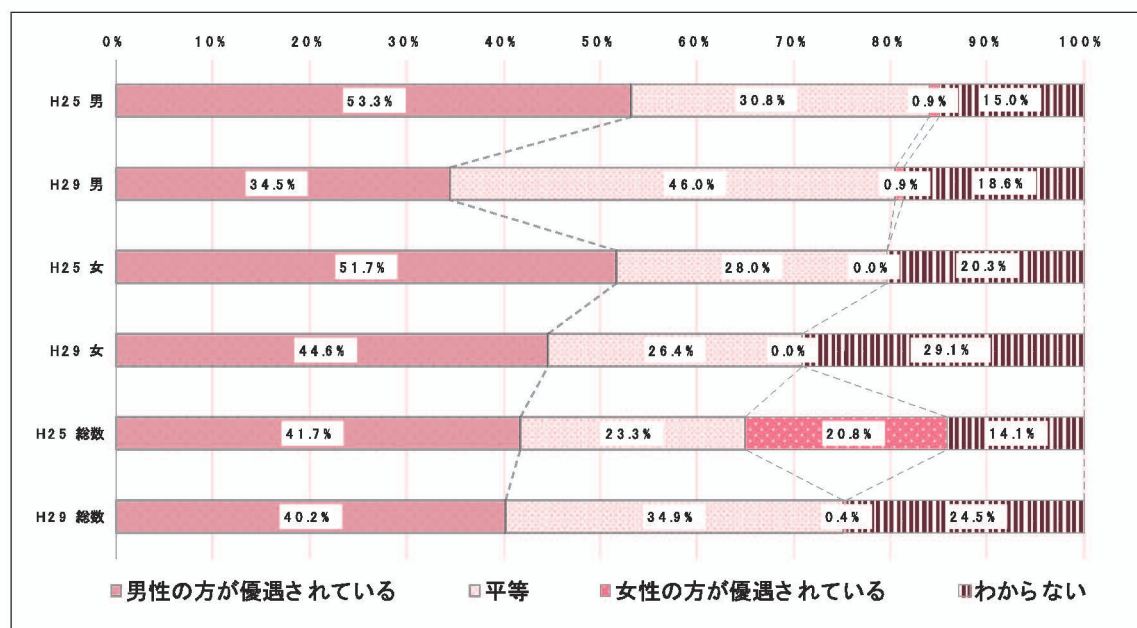


問 16 職場での男女平等についてどうお考えですか

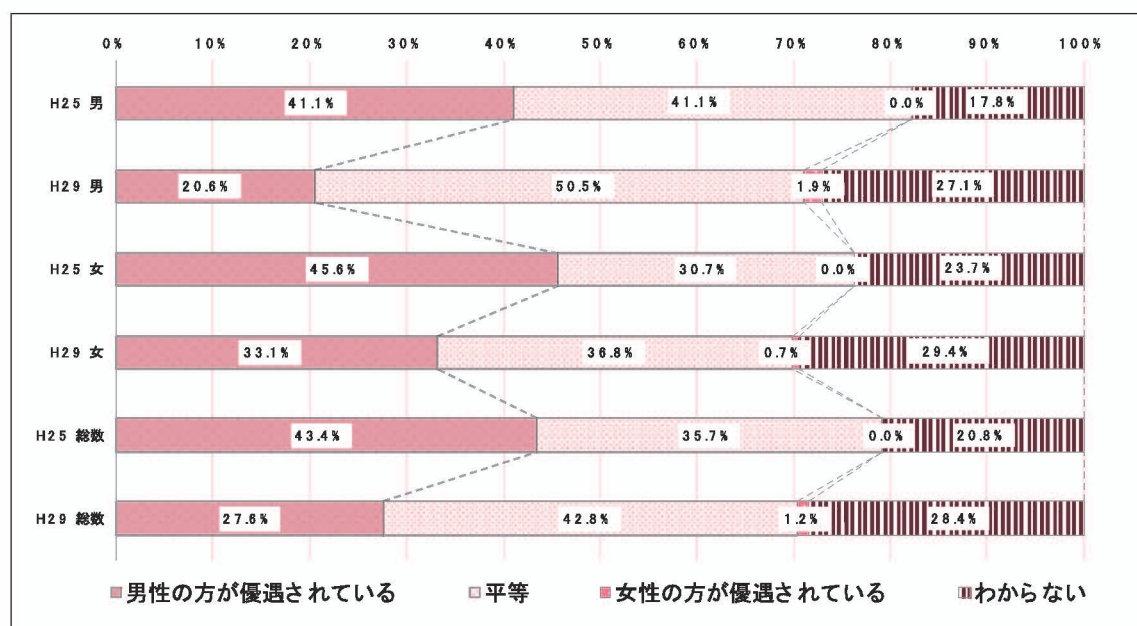
[昇給や昇格] (単回答 n=263)



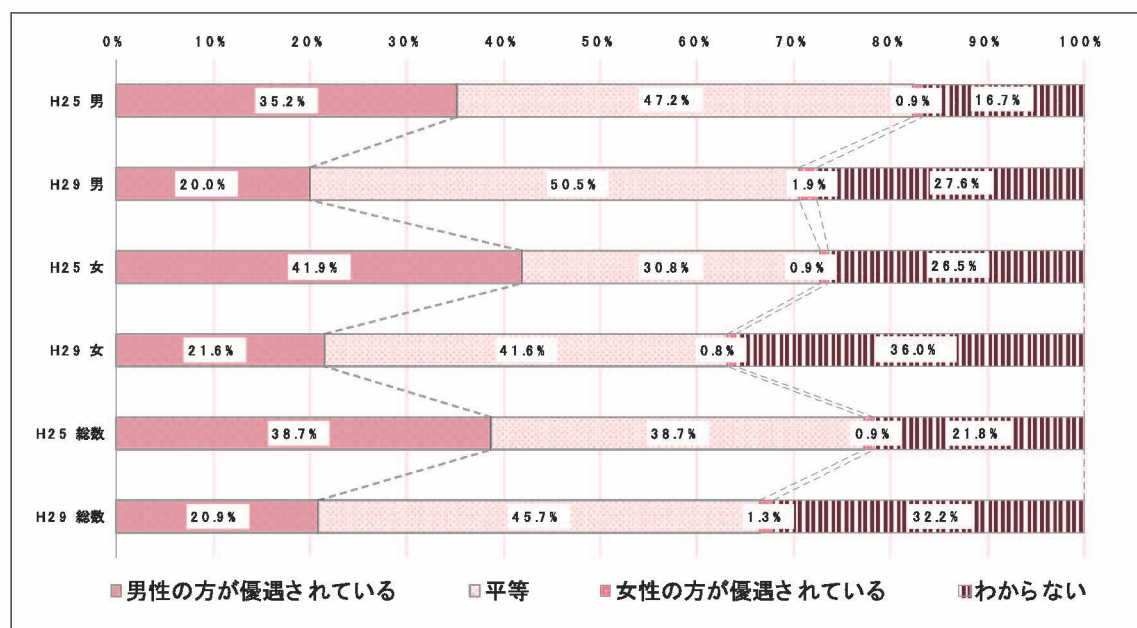
[賃金] (単回答 n=261)



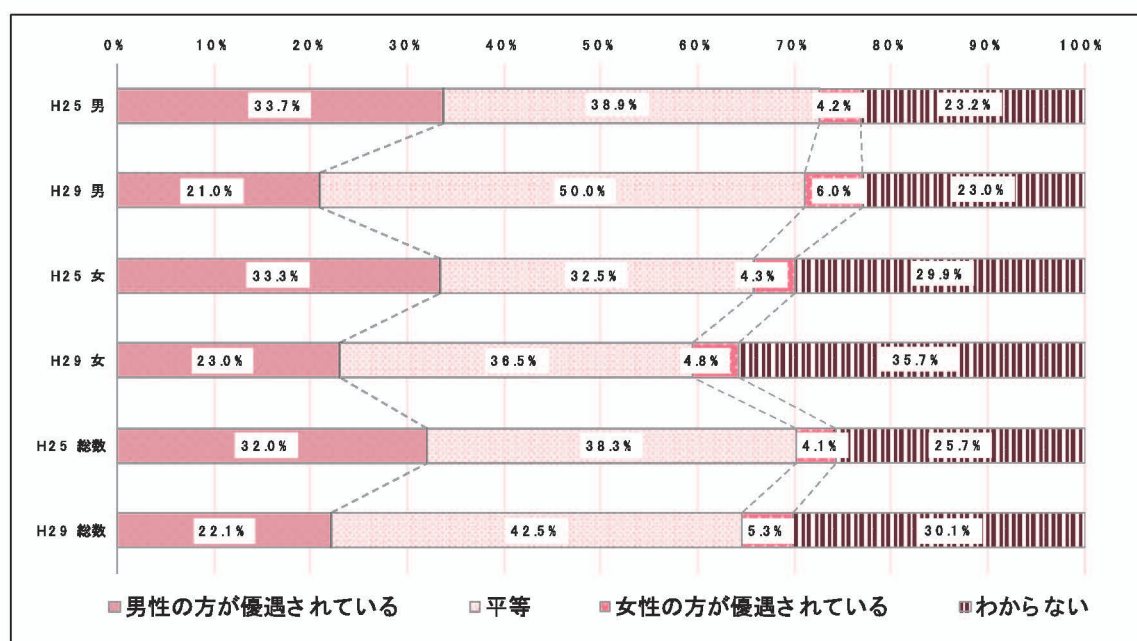
[能力評価] (単回答 n=243)



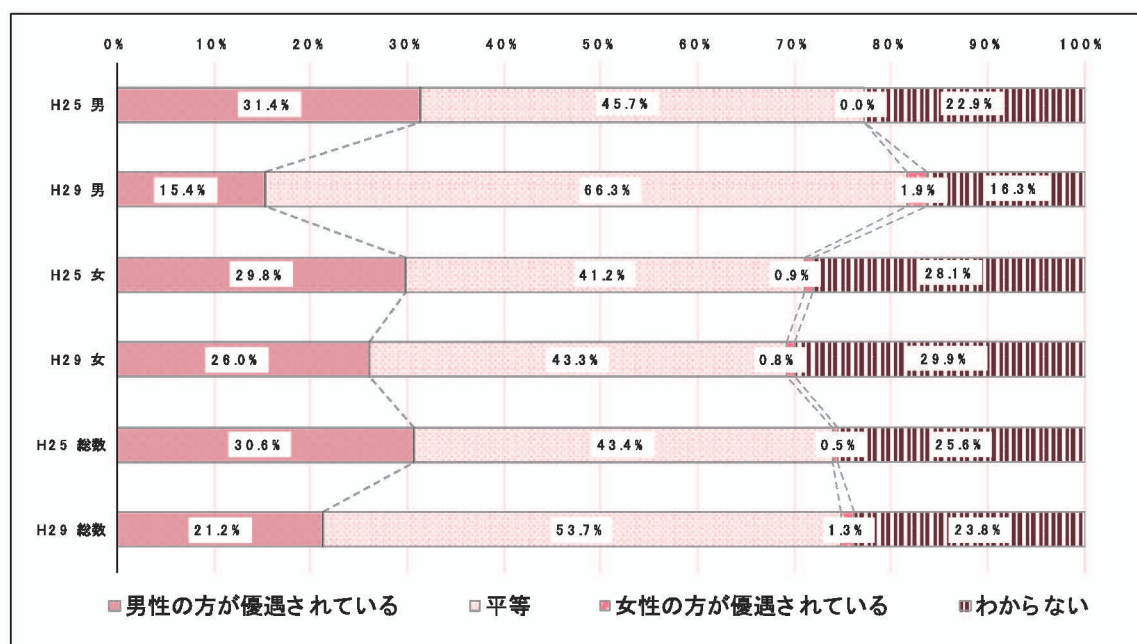
[採用時の条件] (単回答 n=230)



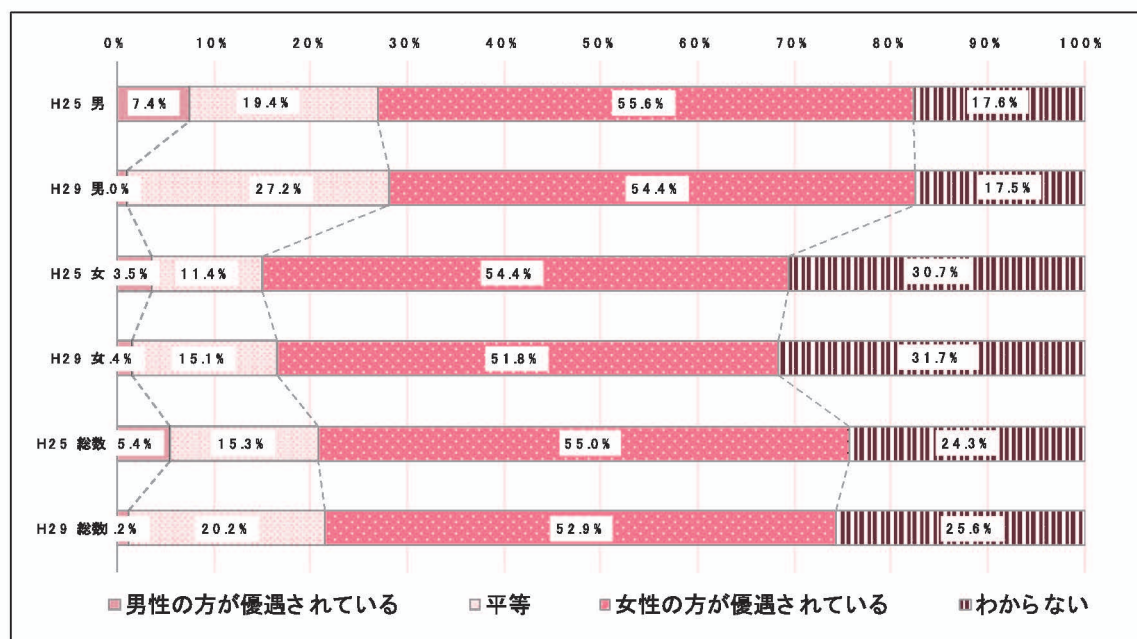
[仕事の内容] (単回答 n=226)



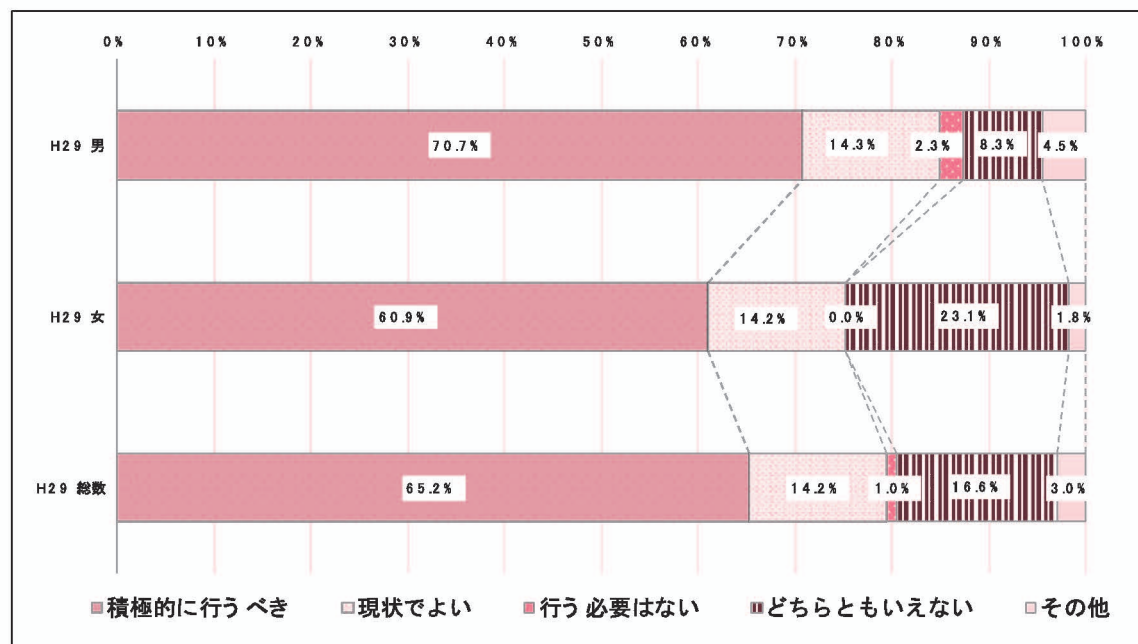
[研修の機会や内容] (単回答 n=231)



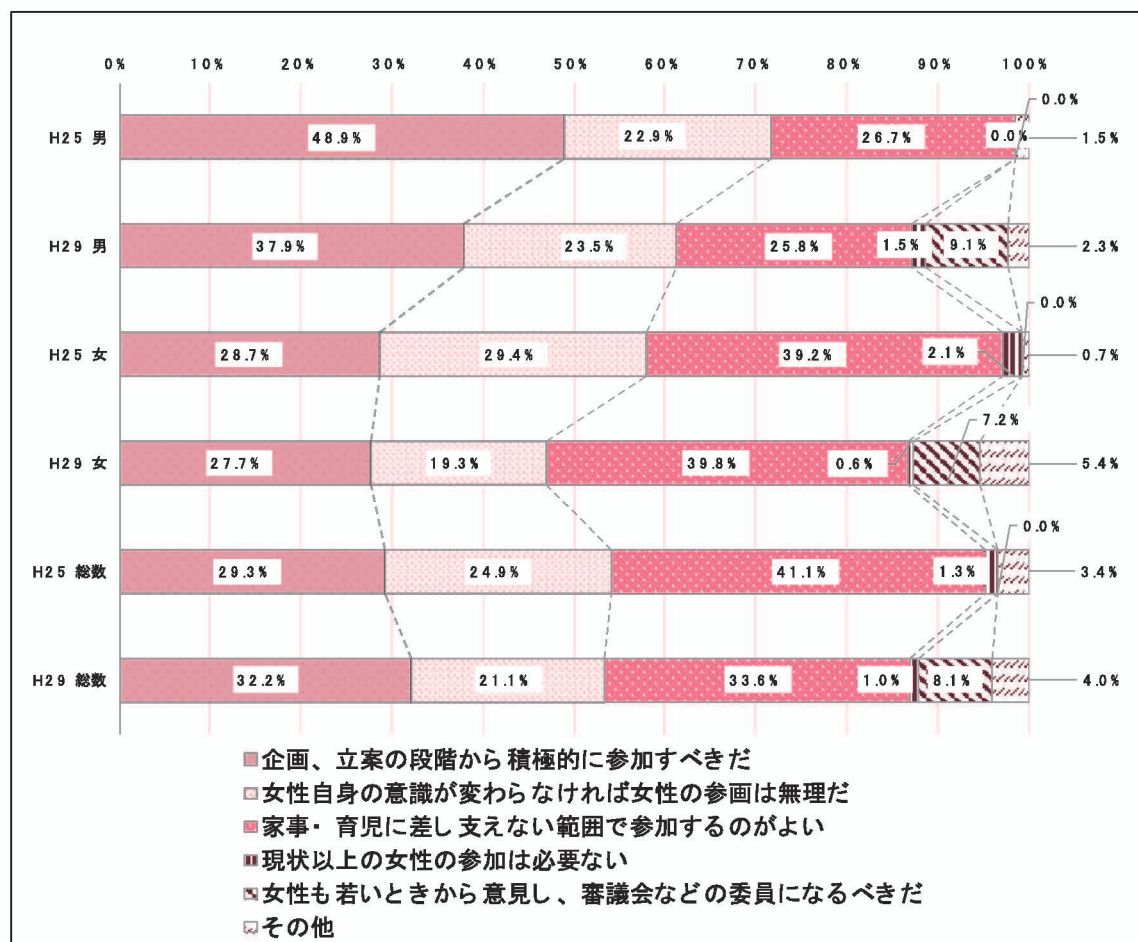
[育児休業、介護休業の取得] (単回答 n=242)



問 17 これからの地域づくりにおける女性の参画についてどうお考えですか
(単回答 n=298)

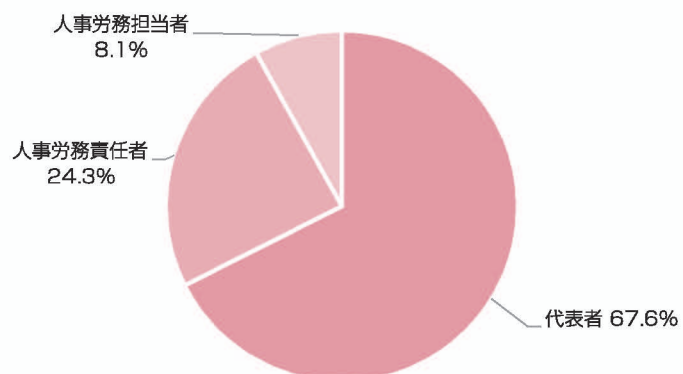


問 18 町の政策として、男女共同参画や女性活躍の社会実現のための施策を行っていく
必要性について (単回答 n=302)



●「女性の働き方」経営者アンケート調査

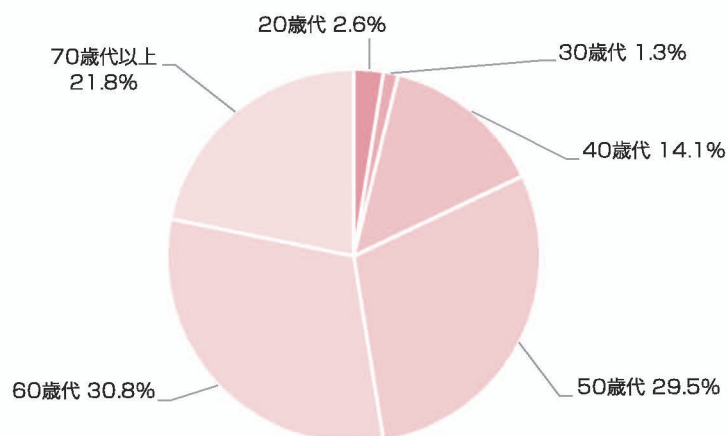
○アンケート回答者（単回答 n=74）



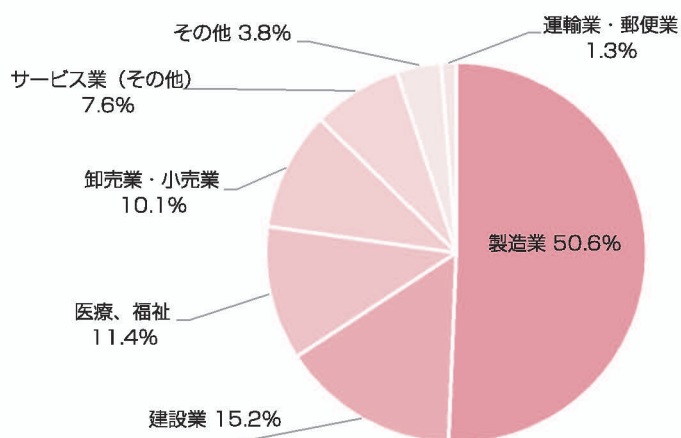
○企業規模（従業員規模）（単回答 n=76）

従業員規模	回答
～10・	32
11・～20・	12
21・～30・	12
31・～50・	8
51・～100・	8
101・～200・	1
201・～以上	3
総計	76

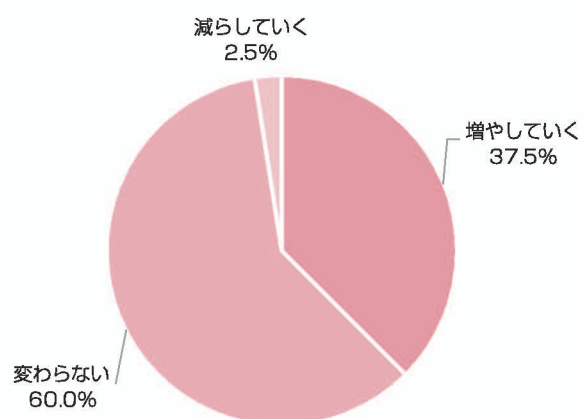
○経営者の年代（単回答 n=78）



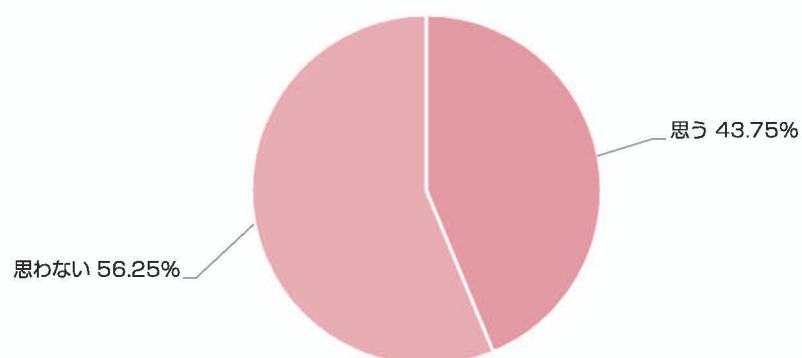
○業種（単回答 n=79）



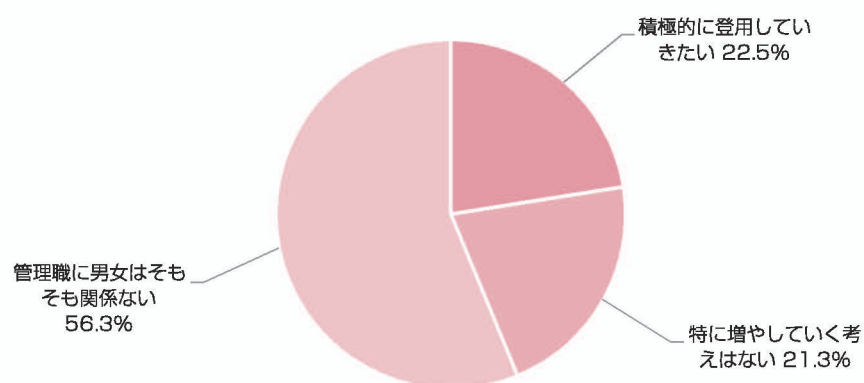
問1 女性従業員の数を現在と比べて増やしていく考えはありますか（単回答 n=80）



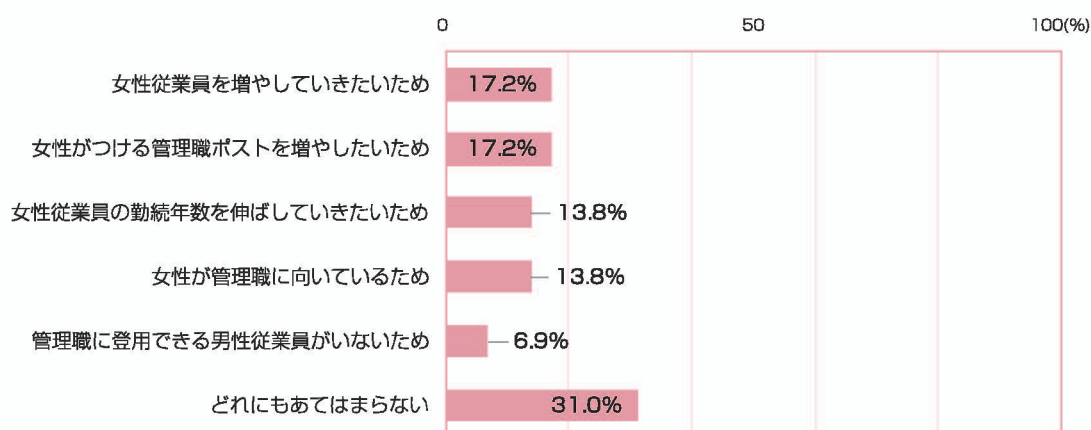
問2 経営、事業計画は男性をイメージして組み立てていると思いますか（単回答 n=80）



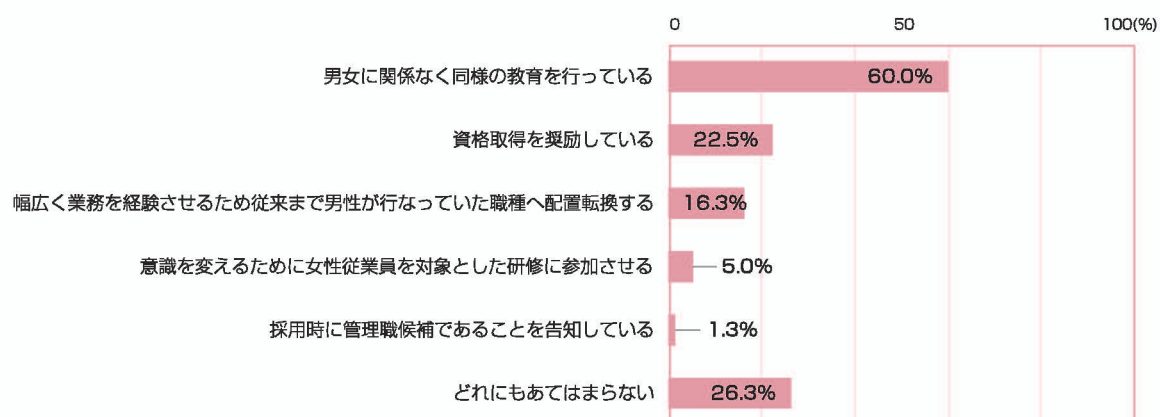
問3 今後管理職の登用にあって、女性を積極的に登用しようと考えていますか（単回答 n=80）



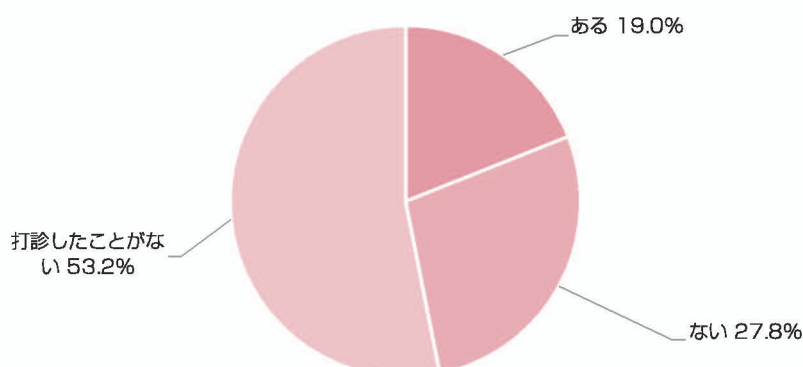
問3-1 (問3で「積極的に登用していきたい」と回答した方) その理由は何ですか
(複数回答 n=29)



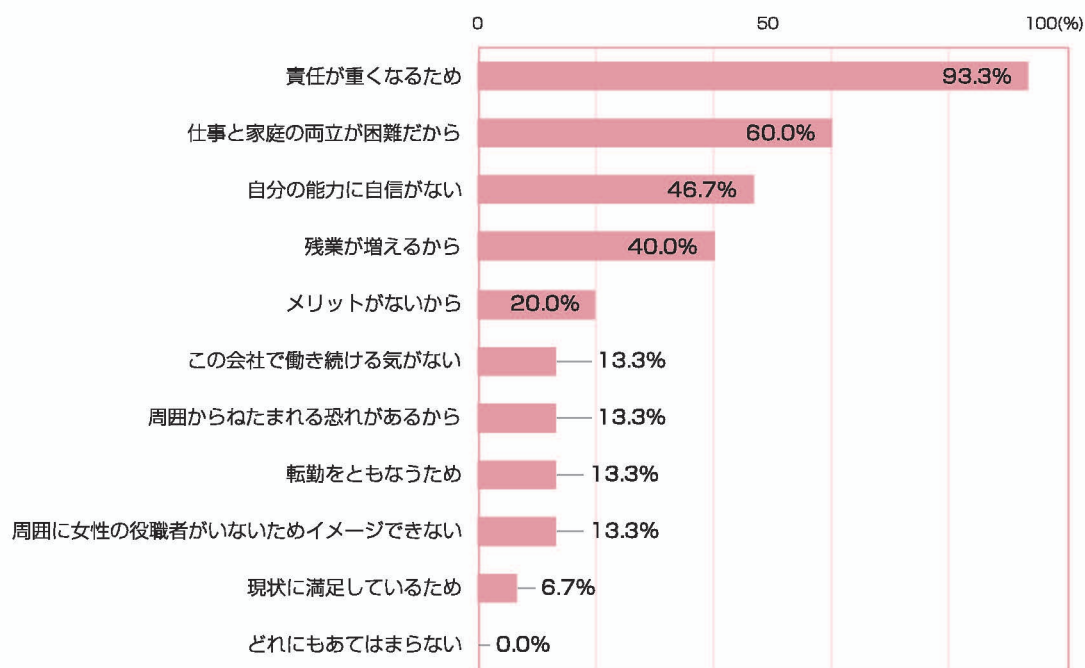
問4 女性の管理職の登用を促進するために取り組んでいることがありますか
(複数回答 n=80)



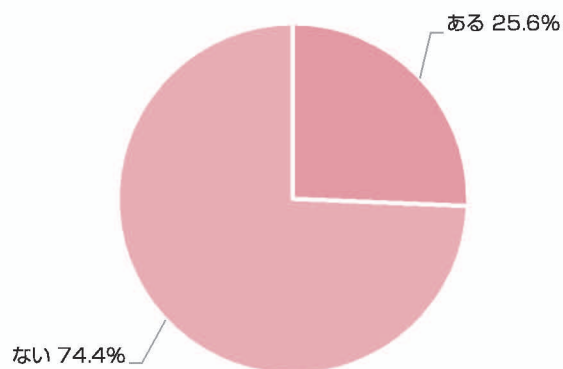
問5 管理職の登用にあたり、女性従業員に打診し断られたことがありますか
(単回答 n=79)



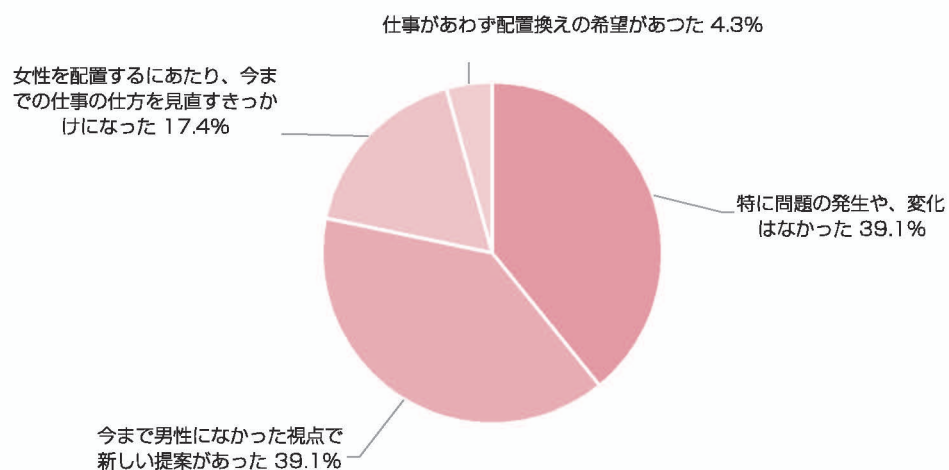
問5-1 (問5で「ある」と回答した方)断られた理由は何ですか(複数回答 n=15)



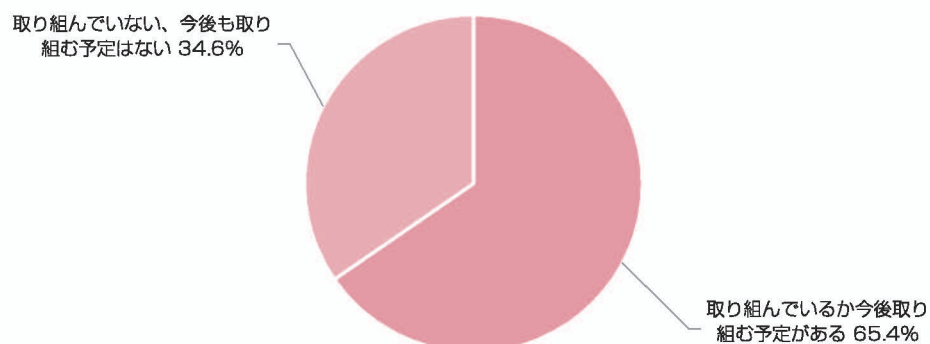
問6 今まで女性が少なかった職務に女性を配置したことがありますか(単回答 n=78)



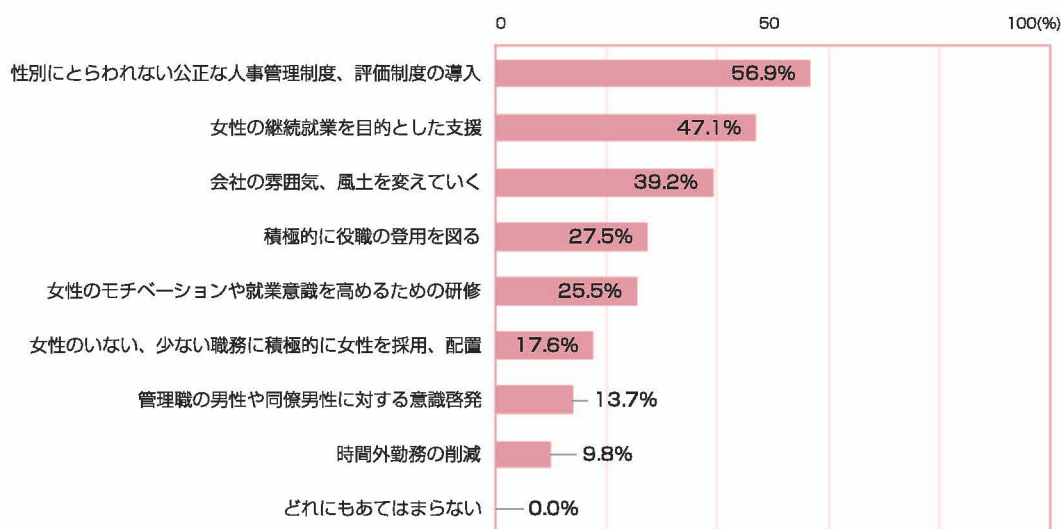
問6-1 (問6で「ある」と回答した方)配置してどうでしたか(単回答 n=23)



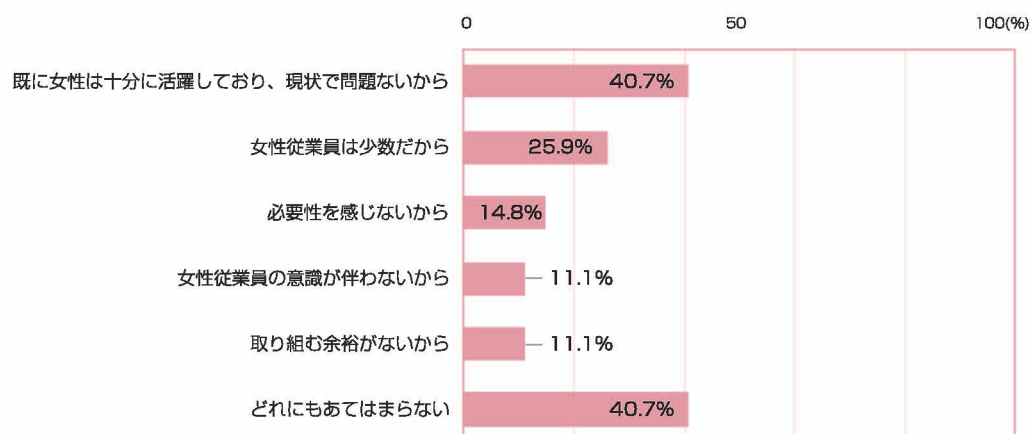
問7 女性の活躍推進にどのように取り組んでいますか（単回答 n=78）



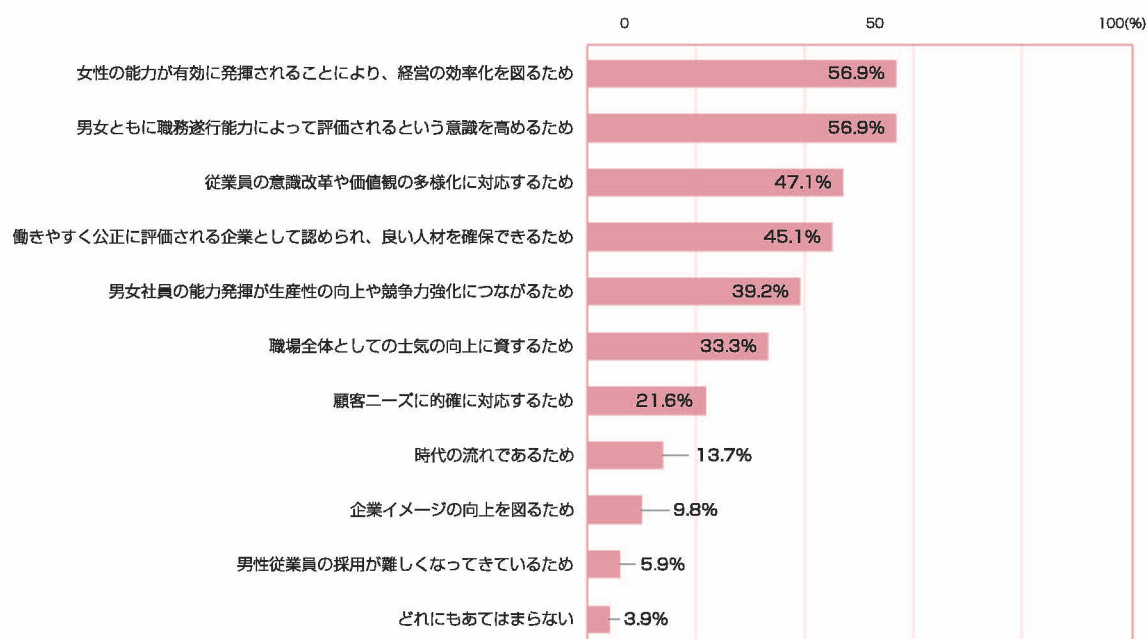
問7-1 （問7で「取り組んでいるか今後取り組む予定がある」と回答した方）どのように取り組んでいますか（複数回答 n=51）



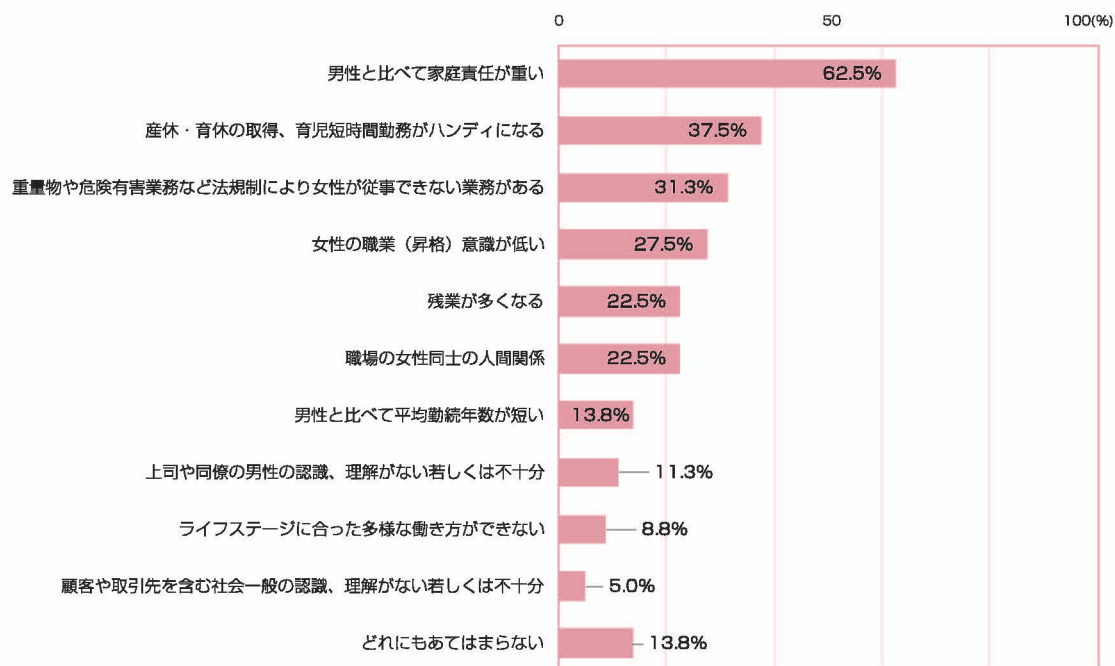
問7-2 （問7で「取り組んでいない、今後とも取り組む予定はない」と回答した方）
その理由は何ですか（複数回答 n=27）



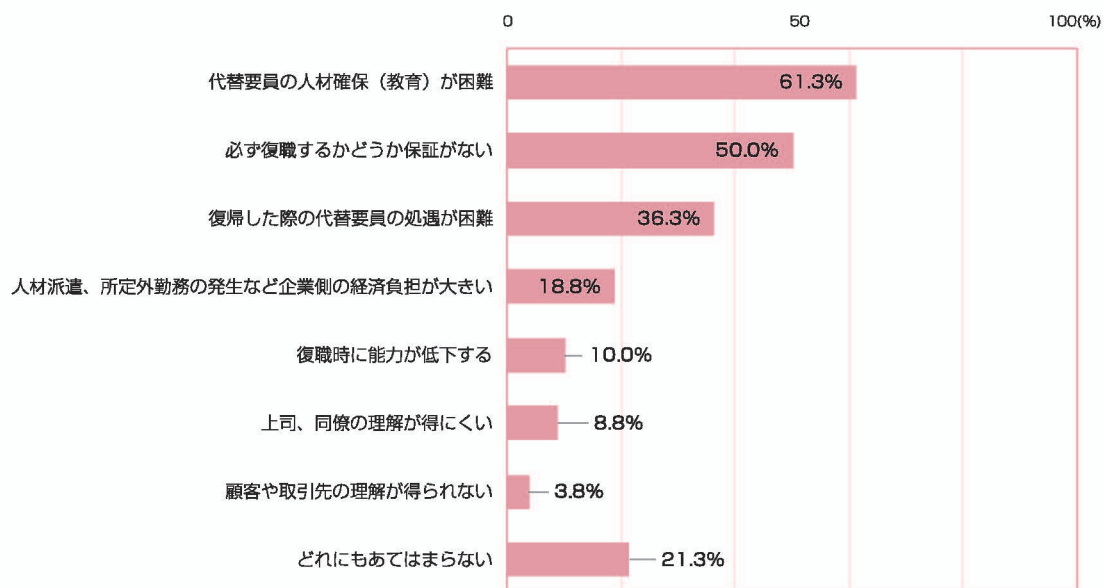
問7-3 （問7で「取り組んでいるか今後取り組む予定がある」と回答した方）女性の活躍を推進することが必要だと考える理由は何ですか（複数回答 n=51）



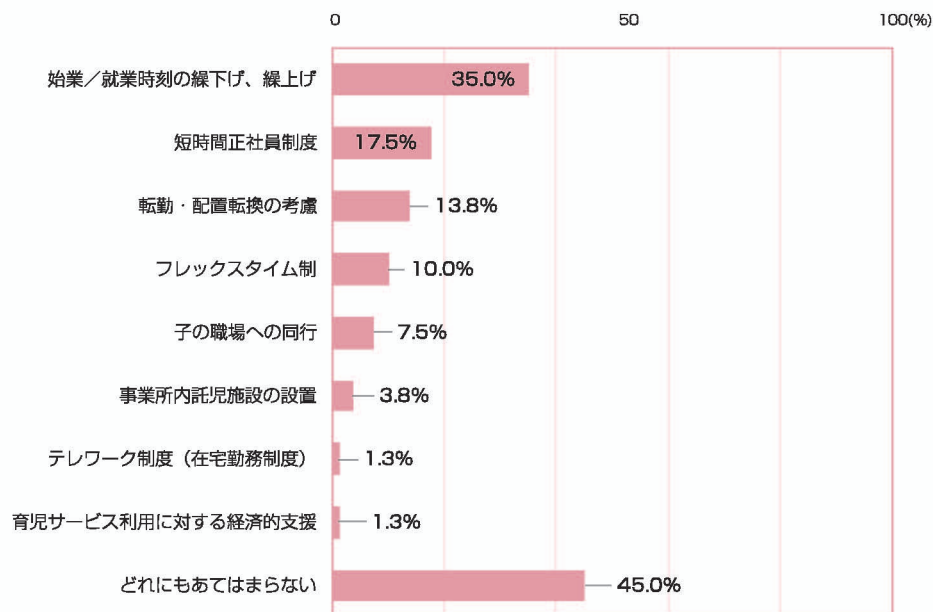
問8 女性従業員が活躍するために阻害となっているものは何だと思いますか
(複数回答 n=80)



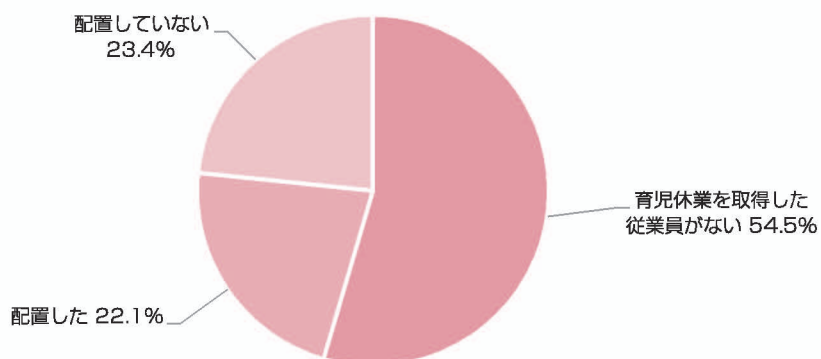
問9 育児休業制度を利用する際にどのような課題があると思いますか(複数回答 n=80)



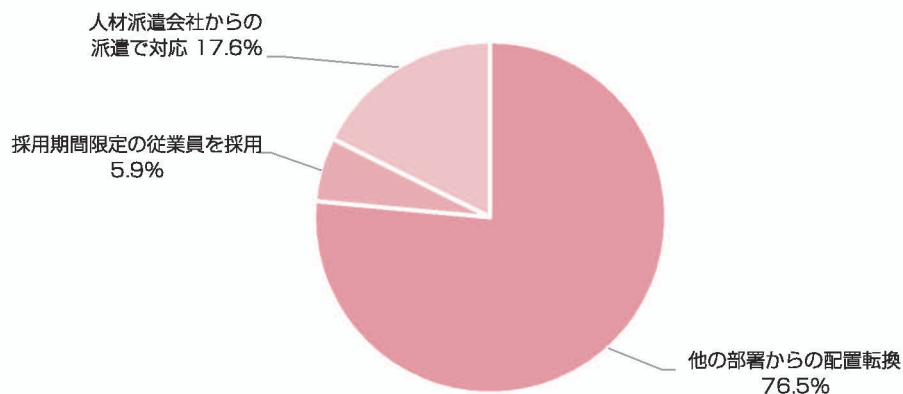
問 10 育児休業制度以外に従業員の育児に関する支援制度がありますか
（複数回答 n=80）



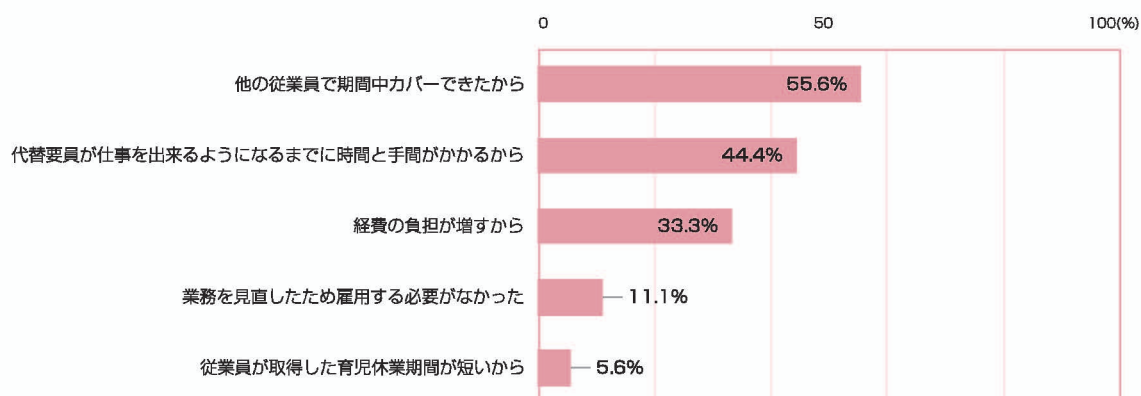
問 11 従業員の育児休業中の代替要員を配置しましたか（単回答 n=77）



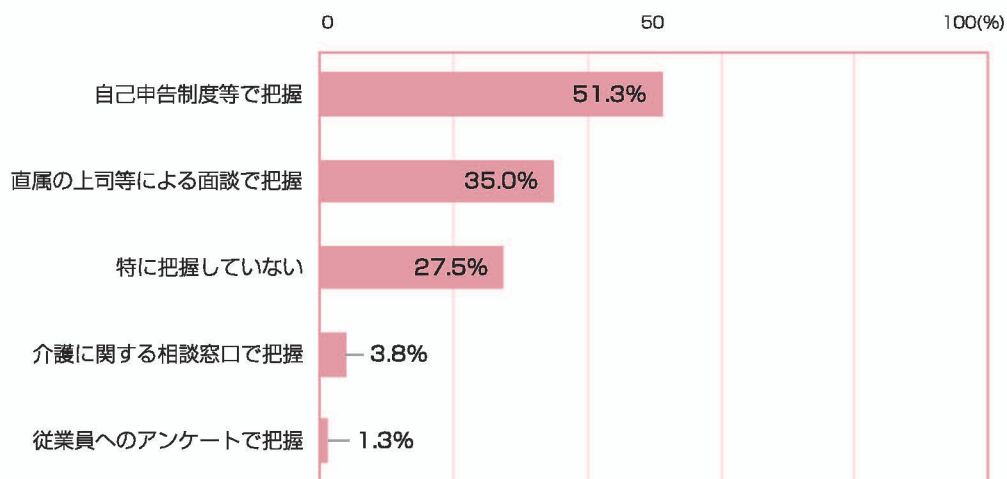
問 11-1 （問 11 で「配置した」と回答した方）代替要員をどのように確保しましたか（単回答 n=17）



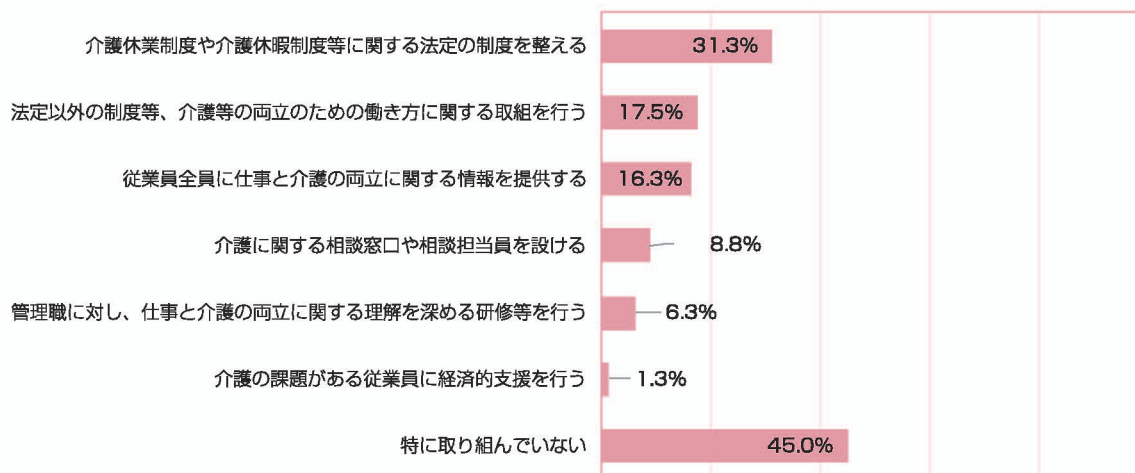
問 11-2 (問 11 で「配置していない」と回答した方) 配置しない理由は何ですか
(複数回答 n=18)



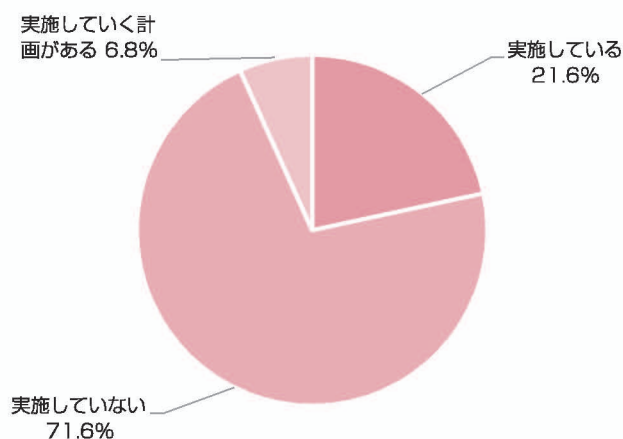
問 12 介護の問題を抱えている従業員の把握はどうしていますか (複数回答 n=80)



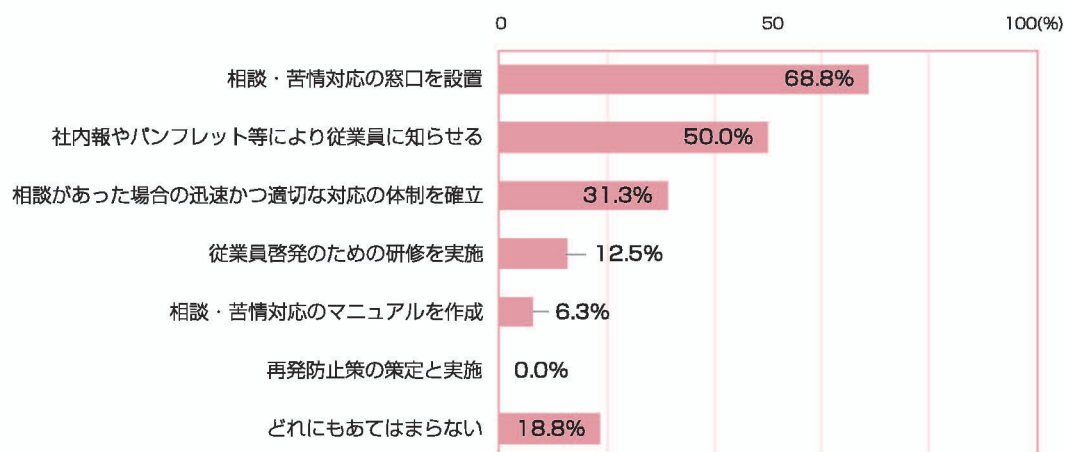
問 13 仕事と介護の両立を目的として、現在取り組んでいるものや今後取り組む予定のものは何ですか (複数回答 n=80)



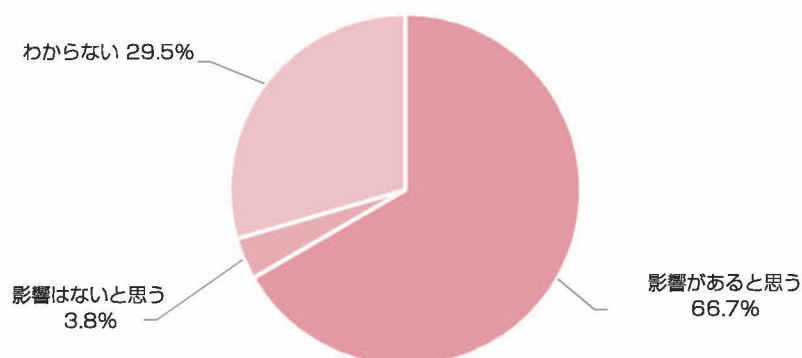
問 14 マタニティ・ハラスメント対策について対策を実施していますか（単回答 n=74）



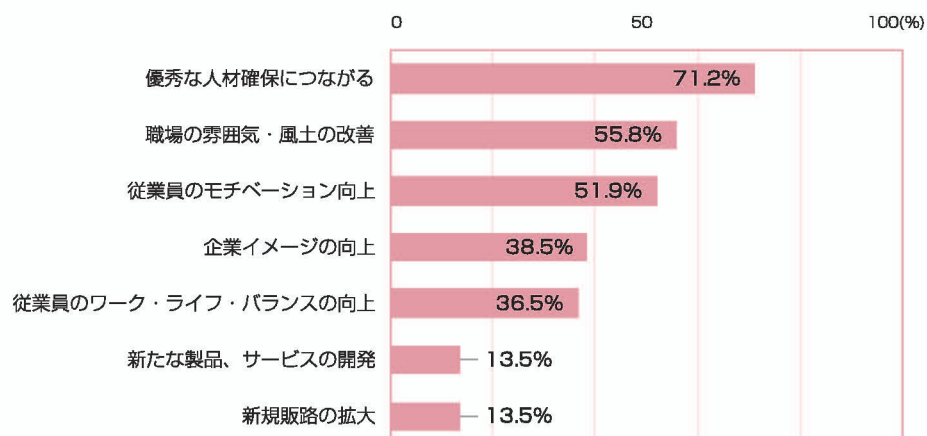
問 14-1 （問 14 で「実施している」と回答した方）どのような対策を実施していますか（複数回答 n=16）



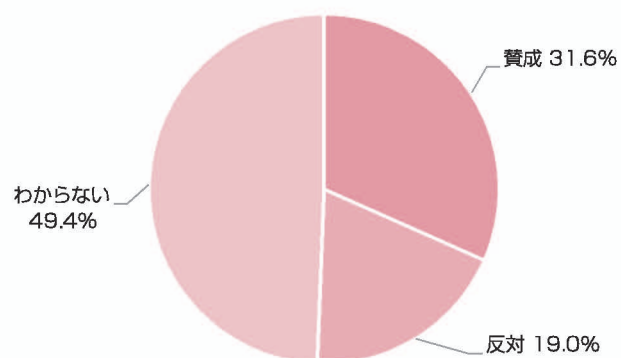
問 15 女性社員の活躍・定着への取り組みは、企業業績にプラスの影響があると思いますか（単回答 n=78）



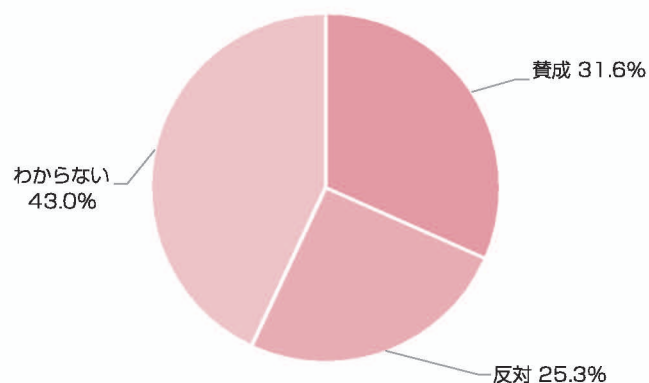
問 15-1 （問 15 で「影響があると思う」と回答した方）どのようなプラス効果がある
 と思いますか（複数回答 n=52）



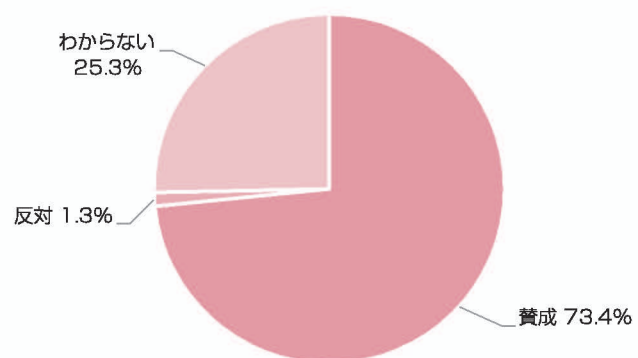
問 16 男性従業員の育児休業取得をどう思いますか（単回答 n=79）



問 17 専業主婦の年金、税制などの優遇措置の縮小方向への見直しをどう思いますか
 （単回答 n=79）

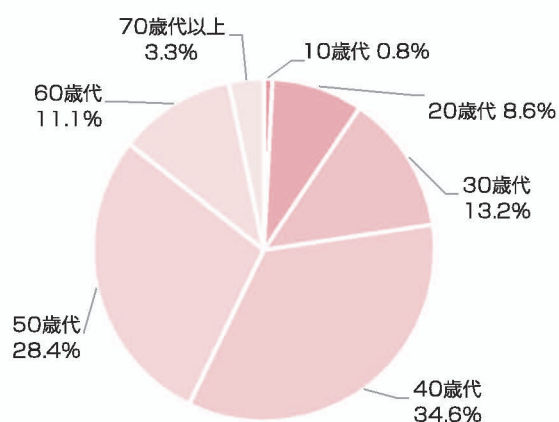


問 18 高校・大学教育で理系女子学生を積極的に増やしていくことについてどう思いますか（単回答 n=79）

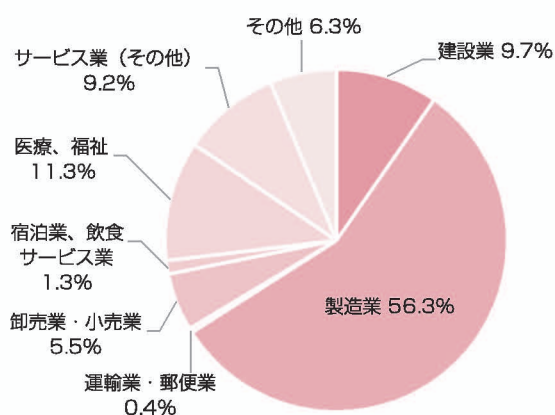


●「女性の働き方」女性従業員アンケート調査

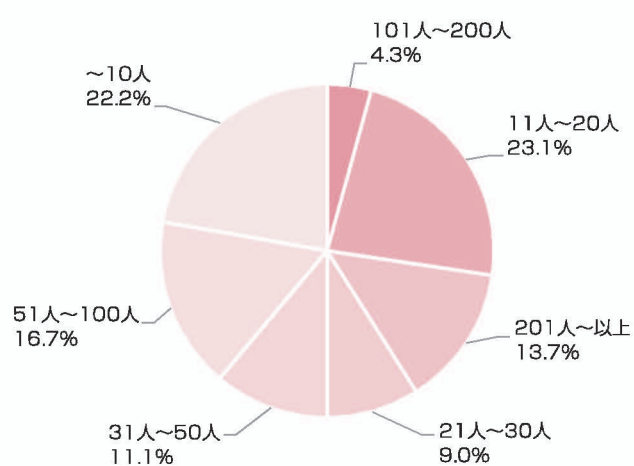
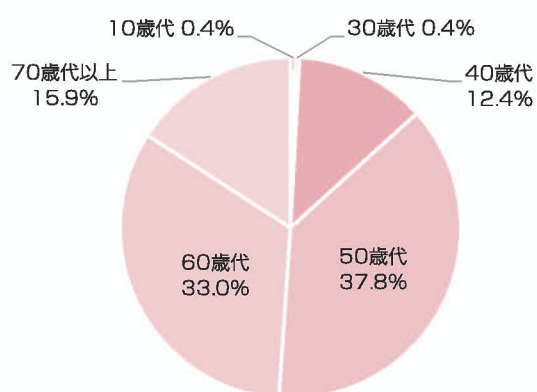
○年代（単回答 n=243）



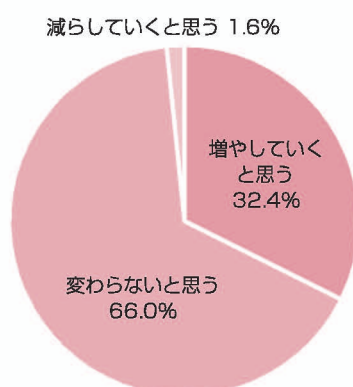
○勤務先の業種（単回答 n=238）



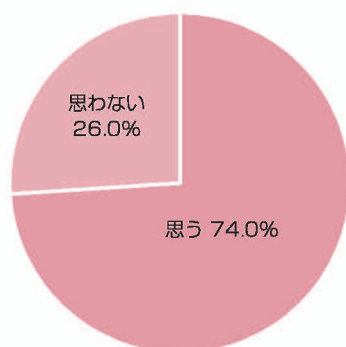
○勤務先の経営者の年代（単回答 n=233） ○勤務先の従業員規模（単回答 n=234）



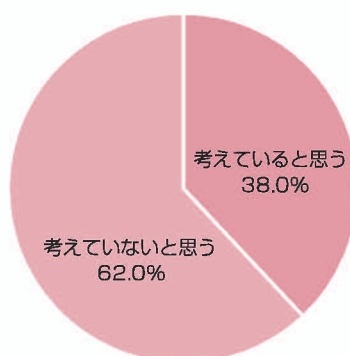
問1 あなたの勤務先は女性従業員を増やしていくと思いますか（単回答 n=244）



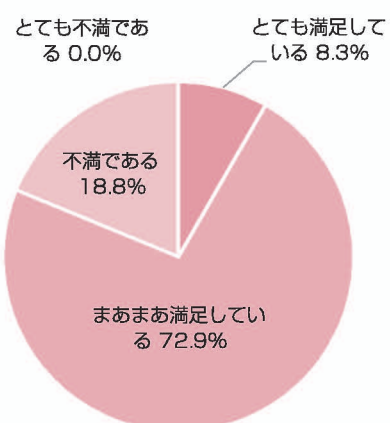
問2 あなたの勤務先は男性を中心に経営、事業計画が組み立てられていると思いますか
(単回答 n=242)



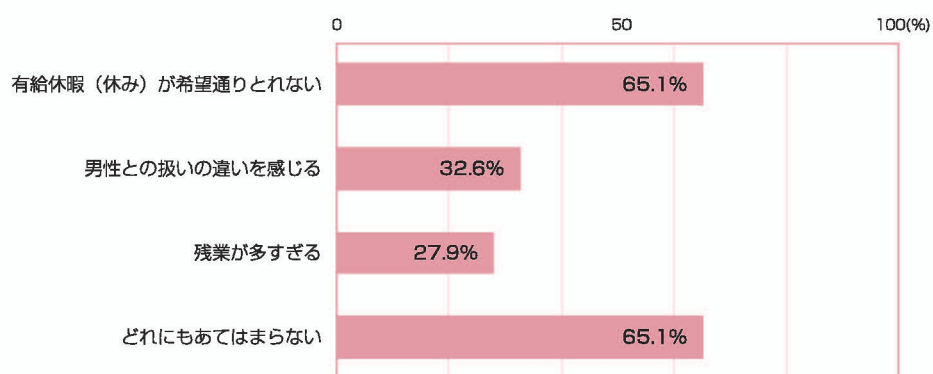
問3 あなたの勤務先は管理職の登用にあたり、女性を積極的に登用しようと考えていると思いますか (単回答 n=242)



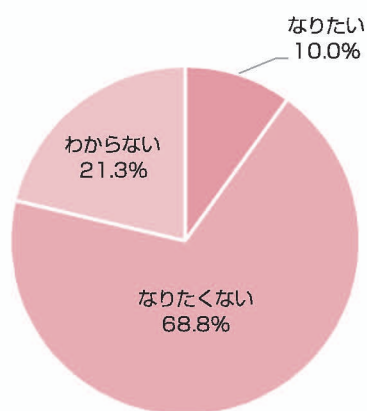
問4 あなたは今の会社での働き方に満足していますか (単回答 n=229)



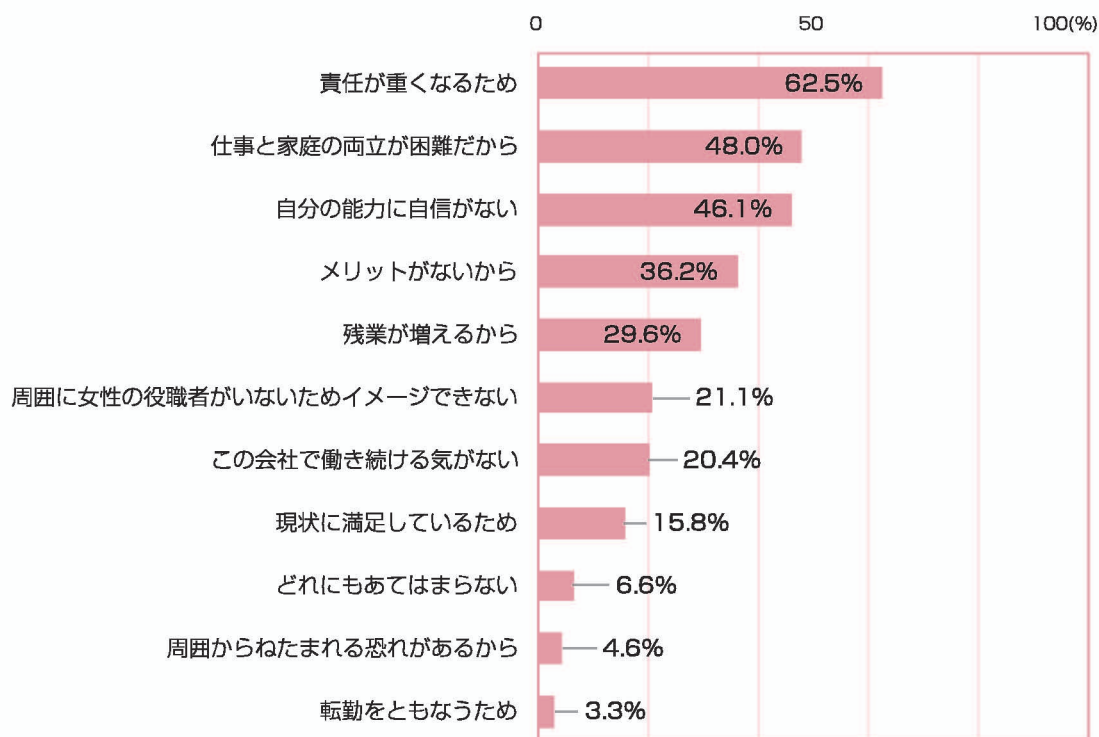
問4-1 (問4で「不満である、とても不満である」と回答した方) どのような不満ですか (複数回答 n=43)



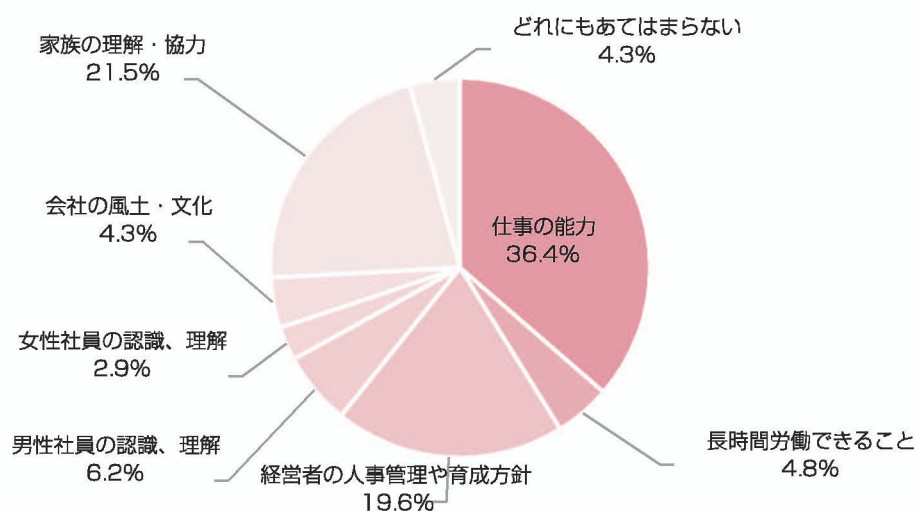
問5 あなたは管理職になりたいですか (単回答 n=221)



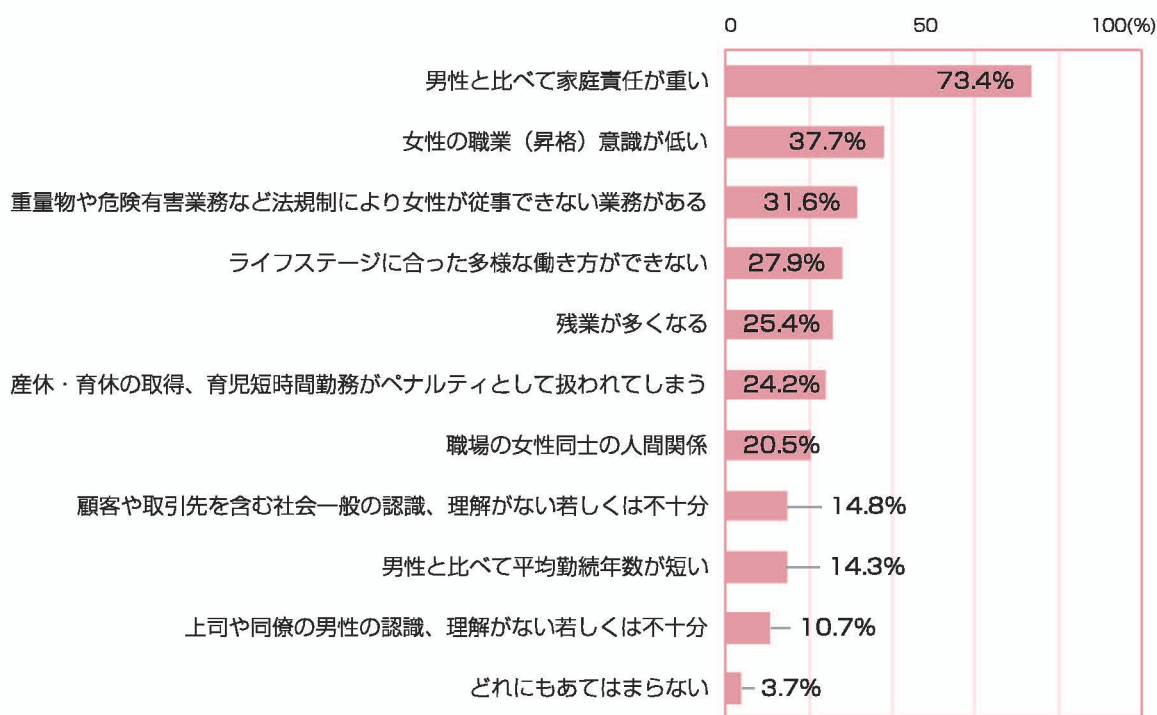
問5-1 (問5で「管理職になりたくない」と回答した理由 (複数回答 n=152))



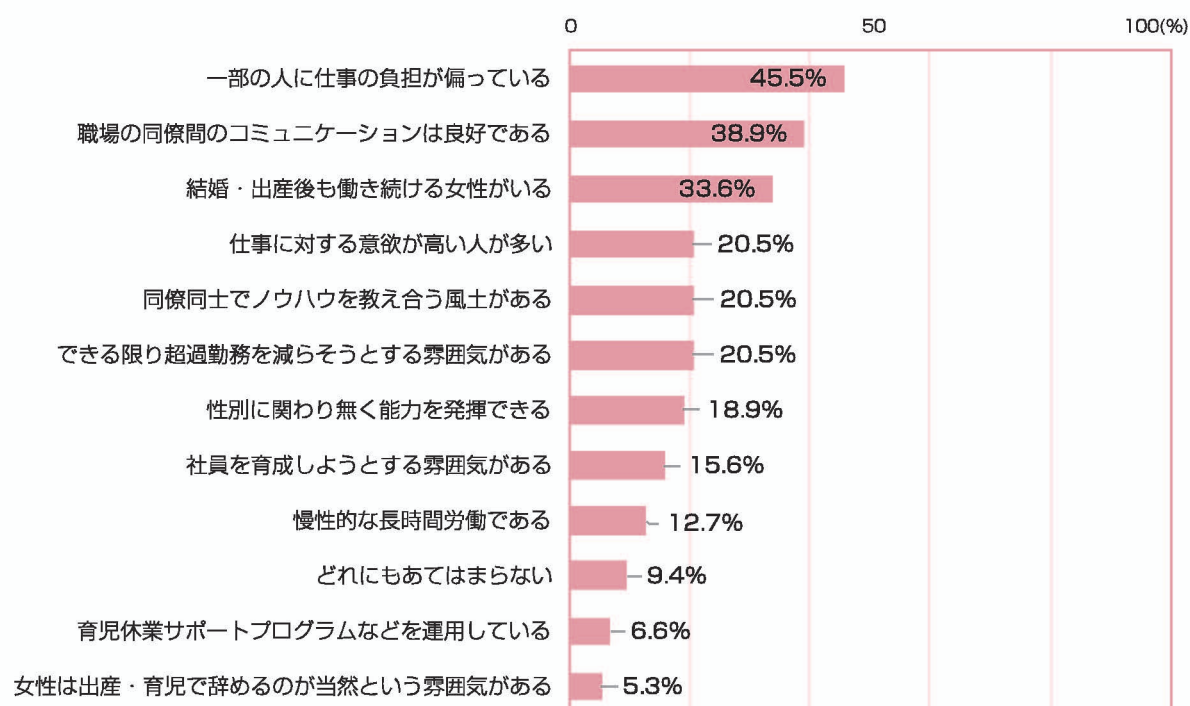
問6 会社で女性が管理的地位に就くためには、何が一番重要だと思いますか
(単回答 n=209)



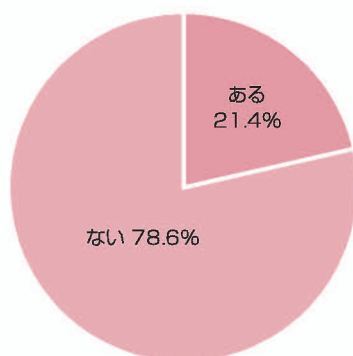
問7 女性が会社で活躍するために阻害となっているものは何だと思いますか
(複数回答 n=244)



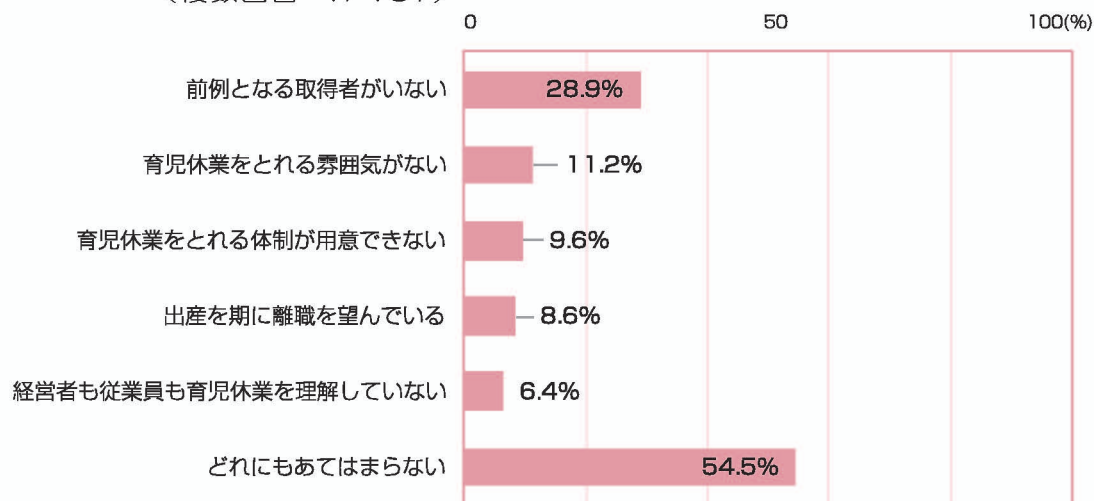
問8 あなたは、職場の雰囲気を感じていますか（複数回答 n=244）



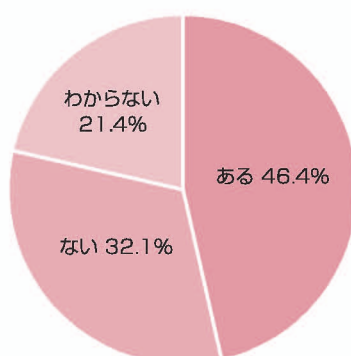
問9 あなたは、職場で育児休業の利用実績はありますか（単回答 n=238）



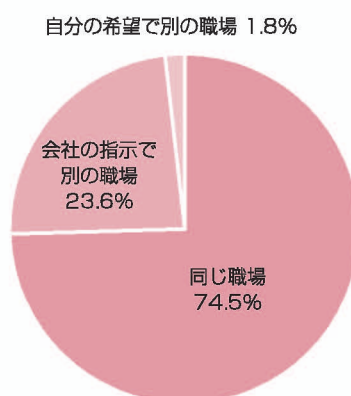
問9-1 （問9で「ない」と回答した方）その原因はなんだと思いますか（複数回答 n=187）



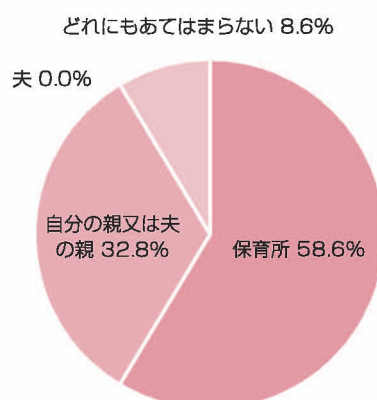
問 10 （問9で「ある」と回答した方）育児休業中に代替要員の配置はありましたか
（単回答 n=56）



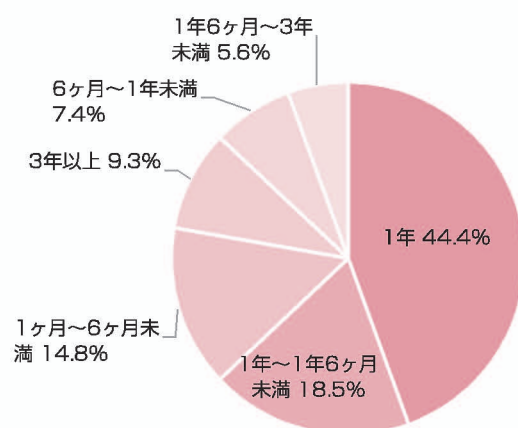
問 11 （問9で「ある」と回答した方）復職時の配置先はどうでしたか（単回答 n=55）



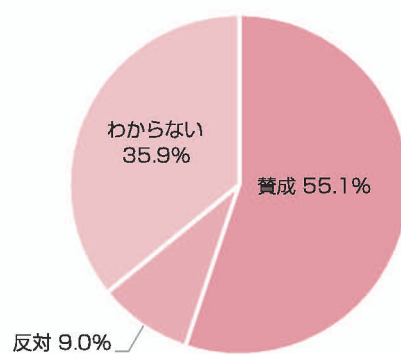
問 12 （問9で「ある」と回答した方）復職時の子供の面倒等はどうでしたか
（単回答 n=58）



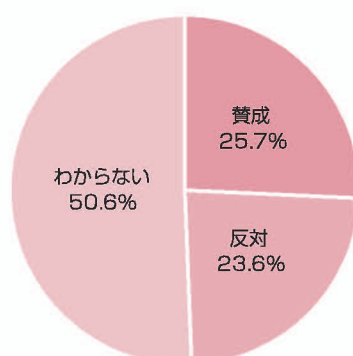
問 13 育児休業の期間はどのくらいでしたか（単回答 n=54）



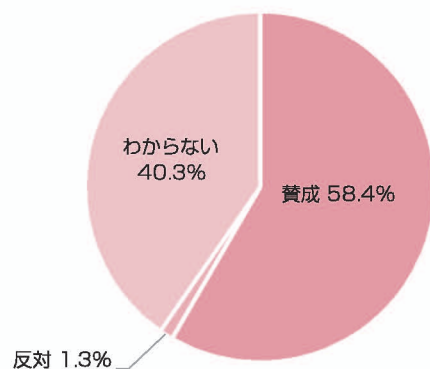
問 14 男性従業員の育児休業取得をどう思いますか（単回答 n=234）



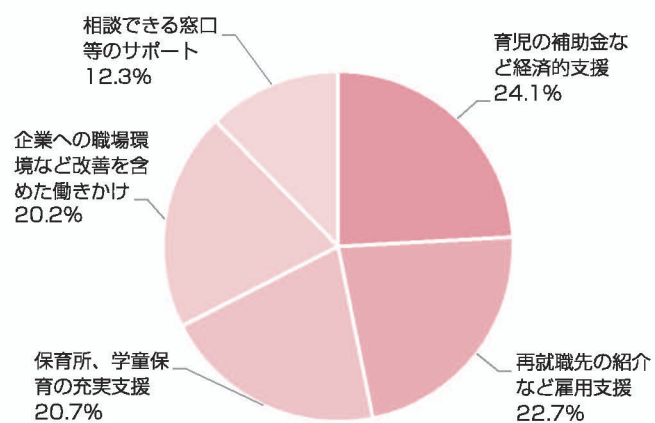
問 15 専業主婦の年金、税制などの優遇措置の縮小方向への見直しをどう思いますか（単回答 n=237）



問 16 高校・大学教育での理系女子学生を積極的に増やしていくことについてどう思いますか（単回答 n=238）



問 17 行政に求める支援がありますか（単回答 n=203）



第2次箕輪町男女共同参画計画
～共に生き生き～

箕輪町

平成30年3月



セーフコミュニティ箕輪